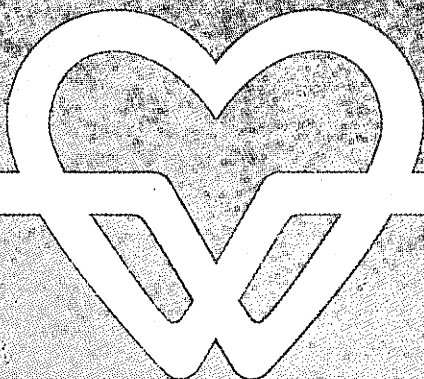


日本で働く
日系人のための
ガイドブック

ポルトガル語版

GUIA PARA TRABALHADORES NIKKEIS



目次

はじめに

1. 日本の外国人労働者受け入れ方針 -----10
2. 日系人就業者の現状 -----12

第1章 日系人雇用サービスセンターの役割について

1. 職業紹介 -----14
 - (1) ニッケイズを通して仕事をさがす -----14
 - (2) ハローワークを通して仕事をさがす -----14
 - (3) 日伯雇用サービスセンター (CIATE) の役割 -----16
2. 職業生活相談 -----18

第2章 日本の労働法について

1. 有料職業紹介事業、労働者派遣事業について -----20
 - (1) 有料職業紹介事業 -----20
 - (2) 労働者派遣事業 -----20
 - (3) 請負 -----22
2. 労働基準法 -----26
 - (1) 労働条件の明示 -----26
 - (2) 労働契約の締結 -----26
 - (3) 労働契約上の問題点 -----28
 - (4) 就業規則 -----32
 - (5) 賃金 -----32
 - (6) 労働時間と休憩時間 -----36
 - (7) 休日と有給休暇 -----40
 - (8) 年少者の就業制限 -----44
 - (9) 妊娠婦等の就業制限 -----46
 - (10) 雇用契約の終了 -----48
 - (11) 裁量労働制について -----52
 - (12) 会社が倒産し、未払い賃金があるとき -----52
 - (13) 労働基準監督機関への申告、相談 -----52
3. アスベスト(石綿)について -----54
4. 男女雇用機会均等法 -----60

第3章 労災保険について

1.	労災保険とは	62
2.	労災保険の手続き例	64
(1)	療養補償給付	64
(2)	休業補償給付	68
(3)	障害補償給付	68
(4)	遺族補償給付	70
(5)	葬祭料	72
(6)	傷病補償年金	74
(7)	介護補償給付	74
(8)	二次健康診断等給付	74

第4章 雇用保険について

1.	雇用保険とは	78
2.	失業給付	80
(1)	受給の資格	80
(2)	失業給付(基本手当)の日数	80
(3)	失業給付を受けることができる期間	82
3.	失業給付手続きの流れ	86
4.	失業の認定と再就職	88
(1)	失業の認定	88
(2)	再就職	88
(3)	再就職手当とは	90
(4)	育児休業給付	92
(5)	不正受給	92
5.	雇用保険の加入手続きの有無の確認	94
(1)	確認照会の方法	94
(2)	提出書類	96
6.	雇用保険の遡及加入	96

第5章 健康保険・厚生年金保険等について

1.	健康保険・厚生年金保険とは	98
2.	健康保険・厚生年金保険の対象者と保険料	100
3.	健康保険で受けられる給付	106
(1)	療養の給付	106

(2)	高額療養費の払い戻し	106
(3)	傷病手当金	108
(4)	出産したとき	110
(5)	死亡したとき	112
(6)	任意継続被保険者	112
(7)	資格喪失後の継続給付	114
4.	国民健康保険	116
(1)	保険者と保険料の支払い	116
(2)	給付	118
(3)	確定申告と保険料の滞納	120
5.	外国人と介護保険制度	122
(1)	介護保険の概要	122
(2)	外国人への適用	124
6.	厚生年金・国民年金	128
(1)	老齢厚生年金	128
(2)	障害厚生年金	132
(3)	遺族厚生年金	134
(4)	請求方法	136
7.	脱退一時金制度	138
(1)	対象者	138
(2)	請求の手続き	140
(3)	受給金額	140

第6章 税金について

1.	所得税(雇用されて働く人の場合)	144
(1)	源泉徴収票	144
(2)	確定申告	148
2.	個人住民税	150
3.	二重課税回避の手続き	154
(1)	ブラジル出国前に税務署に居住地変更届を出す	154
(2)	出国届等を申請しないで日本(外国)に来たとき→ 日本での納税を証明する	154
(3)	12ヶ月を超えてブラジルを離れているとき	156
(4)	認証済みの給与所得の源泉徴収票	156

第7章 在留資格について

1. 就労と在留資格	162
2. 在留資格の変更と在留期間の更新	162
3. 身元保証人について	166
4. 外国人登録について	168
(1) 外国人登録をしなければならないとき	168
(2) 外国人登録証明書について	168
(3) 登録事項に変更があったとき	170
(4) 登録原票に記載されている事項を証明してほしいとき	170
(5) 外国人登録証明書の確認(切替)について	172
5. 永住者資格について	174

第8章 日本での生活を快適に

1. 日本語について	176
2. 人間関係	178
3. 各種届け出	180
(1) 結婚届	180
(2) 離婚届	180
(3) 出生届	182
(4) 死亡届	182
4. 社会生活	184
5. その他	186

第9章 関係機関案内

● ポルトガル語・スペイン語で対応できるハローワーク	188
● ポルトガル語・スペイン語で対応できる 都道府県労働局・労働基準監督署	201
● 外国人在留総合インフォメーションセンター	207
● NIKKEIS・職業生活相談窓口案内	209
● 大使館・(総)領事館	217
● 都道府県弁護士会一覧	220
● AMDA国際医療情報センター	222
● 心の電話相談	223

はじめに

1. 日本^{にほん}の外国人労働者^{がいこくじんろうどうしやう}受け入れ^い方針^{ほうしん}

1990年に入管法が改正され、ブラジル、ペルー、アルゼンチン、ボリビア、パラグアイ等日本がかつて移住者を送り出した南米諸国から来日する日系人労働者の数はうなぎ登りに増加しました。

もともと日本では外国人労働者の就労は認められていませんでしたが、1980年代後半からの日本の経済発展、および少子高齢化に伴う労働力不足を補足するために、外国人労働者の就労は必要不可欠な課題となり、結果として、日本にルーツのある日系人の人々を優先して入国を許可するという政策がとられるようになりました。つまり、基本的な我が国の外国人労働者受入方針として、大まかにいえば専門的、技術的分野の労働者については可能な限り受け入れることとし、いわゆる単純労働者の受入については、慎重に対応することを、昭和63年以来の骨子としてきました（この方針は、第6次雇用対策基本計画から一貫して堅持されてきているものです）。そして現在、経済が緩やかに改善がみられる状況の中で、第1次、第2次産業及びサービス産業等第3次産業の土台を支える労働力として、日系人の存在は日本社会において必要不可欠なものとなっています。

しかしながら、日系人の我が国への就労経路についてみると、当初は、現地仲介ブローカーに募集されたものの、就労先企業やその労働条件が不明確にされたまま来日し、就労先で適正な労働条件が確保されなかったり、国内のブローカーにより賃金をピンハネされたりと被害が後をたちませんでした。また、受入企業においても雇用管理面で日系人の特性に応じた配慮がなされていないことが多々見受けられました。

このため、厚生労働省では、日系人の就労経路の適正化を図るとともに、安心して働ける職場を提供することを目的として、東京と名古屋に日系人雇用サービスセンター（ニッケイズ）を、大阪外国人雇用サービスセンター内に大阪ニッケイズを、宇都宮、太田、千葉、浜松の各ハローワークに日系人職業生活相談室（ニッケイズ）を、また、ブラジル・サンパウロ市に日伯雇用サービスセンター（CIATE）を設置し、求人情報の提供・職業生活相談の実施をしております。

2. 日系人^{にっけいじん}就労者^{しゅうろうしや}の現状^{げんじょう}

2005年において約23万人の日系人の方々^{にっけいじん}が日本で就労し、その多くが中小企業において就労していると考えられています。

上述のとおり、当初、日系人は単に収入を得るための出稼ぎという目的の他に、日本は自分達の先祖の国であるという特別の思い入れをもって入国しました。1990年代前半は、日本人も含めて就職先がたくさんあり、また彼らに特別な期待をさせるプロパガンダもあった時代でした。また、事業主の側でも、日系人は日本人の子孫として、日本人と同様な考え方、行動様式をもっているものと思われ、労働力として過大な期待を抱いていました。しかし時間がたつにつれ、日本と南米各国との社会構造、思考方法、生活慣行の相違から、労使双方について思いもかけないさまざまな問題が生じてきたのです。

多くの日系人にとって日本の現実は、両親や祖父母から聞かされていたことなどから自分なりに思い描いていた日本の姿と相当乖離しており、厳しい就労状況も重なって、日本社会への適応ができずに、悩み、期待を裏切られて、帰国を余儀なくされた人もいます。まさか、日本でこんなことが起ころうとは思わなかった、日本人にこんな人がいるとは思わなかったなど、日系人の複雑な心情を象徴するような相談が各ニッケイズに数多く寄せられてきました。

こういったさまざまな経緯をとおして、現在では日本に滞在する人も、これから来日しようと考えている人も、少しずつですが、それなりに日本の現実を受けとめ、対応することができるようになってきているようです。ニッケイズに寄せられる相談も、非常に現実に則した相談内容が多くなりました。しかし、永住権取得者も年々増加し、定住化傾向にある反面、日系人の人々の来日労働（所謂出稼ぎ）が始まって約16年が経った現在も、同じ問題が日々繰り返し起きています。

っても、就職するまで相当な時間を要することもありますので、その点を理解しておくことも大切です。

なお、ハローワークのサービスを利用する際に、自分が何をしたいのか職種を明確にしておく、紹介担当の職員も仕事を探しやすいと思います。ハローワークの求人は、すべて職種によってコンピュータで検索できるようになっており、たとえば溶接工であれば、当該ハローワークの管轄内の溶接工を求めている企業の一覧を見ることができます。逆に、職種はなんでもよいということであると、担当者も検索のしようがありません。職業相談をするときは、あらかじめ自分の希望する職種を明確にしておくこと、また、日本語の読める人に一緒についていってもらって、公開されている求人の内容を確認して、希望企業を決めてから、担当者に相談するとよいでしょう。(第9章ハローワークリストP188参照)

(3) 日伯雇用サービスセンター (CIATE) の役割

ブラジル国刑法 206 条が 1993 年 7 月に改正され、ブラジルにおける日本への職業紹介の道が開かれ、ブラジルにいながら日本での就職先を直接探せるようになりました。即ち、1994 年 10 月から、「東京・名古屋日系人雇用サービスセンター」とブラジル・サンパウロの「日伯雇用サービスセンター (CIATE)」を結ぶ公的就労ルートが開設されました。当初に比べ、日本経済の停滞から、ブラジルへの求人情報の送付を希望する企業は非常に少ないのが現状ですが、CIATE では職業紹介のみならず、日本での就労事情や、その他の相談にも係員が応じてくれますので、これから来日する予定の人や、日本で就労を希望する人は、一度相談に訪れてみてはいかがでしょうか。

第 1 章

日系人雇用サービスセンターの役割について

日系人雇用サービスセンターは、日系人の職業紹介と、日系人受け入れ希望求人の集中的管理などの業務を行っています。

1. 職業紹介

(1) ニッケイズを通して仕事をさがす

日系人雇用サービスセンター（通称 NIKKEIS）は、わが国で就労を希望する日系人のために、就労経路の適正化を図るとともに、安心して働ける職場を提供することを主な目的とし、東京及び名古屋に設立されました。これらのセンターには、日本全国の公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）から日系人の求人情報が一元的に集められており、ポルトガル語、スペイン語の通訳を通じて、職業紹介が受けられます。

センターにおいては、まず、求職の登録を行い、ポルトガル語とスペイン語で記載された求人内容を見て、就職希望先をさがします。登録の際は、必ずパスポートと、外国人登録証の提示が求められます。

就職を希望する企業が絞り込まれた時点で、職員に、その企業との連絡を依頼します。それにより、面接の日時が決定したら、その企業に本人が直接出向いて面接を受けます。その際、センターから渡された「紹介状」は、必ず企業の担当者にわたします。

(2) ハローワークを通して仕事をさがす

ハローワークは、国内での職業相談や職業紹介を行う国の機関で、全国におよそ 630 ヲ所設置されています。最近、自前で住居をかまえる日系の人たちも増え、地域を限定して職業をさがすケースが目立ってきました。このような人たちには、地元での職業を紹介してくれるハローワークのサービスを受けるのも、一つの方法です。ただし、外国語でサービスが受けられる箇所は限定されており、その他のハローワークでは日本語しか通じず、また、求人を出している企業に対しても、日本語の読み書きについてあまり充分でない外国籍の求職者との面接に応じるかどうかを問い合わせるところから始めなければなりません。そのため、一般求人がたくさんあ

2. 職業生活相談

日系人雇用サービスセンターには、情報管理相談員及び職業生活カウンセラーが常駐しており、通訳を通じて職業生活問題の相談に応じています。来所でも、電話でも相談を受け付けております。

2003年4月に、宇都宮、太田、千葉、東京、浜松、名古屋及び大阪に日系人職業生活相談室が設置されました。相談室には職業生活カウンセラー、雇用管理相談員及び通訳が配置され、求職活動や労働条件に関する相談に応じています。来所、電話、Eメール（東京ニッケイズのみ）の何れでも受け付けます。

日本で働く日系人労働者は、言葉や雇用慣行に不慣れのため、「労働法」を始めとする法律制度や、社会の仕組みを知らず、そのためにトラブルにまきこまれるケースが数多くあります。また、労働問題を始めとして通常の職業生活に関連した問題や質問等にも応じ、問題の解決に向けて助言を行います。

第2章

日本の労働法について

日本国内で就労する限り、原則として、国籍を問わず、日本の労働関係法令が適用されます。すなわち、職業紹介に関する職業安定法、労働条件に関する労働基準法をはじめ、最低賃金法、労働安全衛生法、労災保険法等は、日本人、外国人の区別なく、すべての労働者に適用されます。

1. 有料職業紹介事業、労働者派遣事業について

(1) 有料職業紹介事業

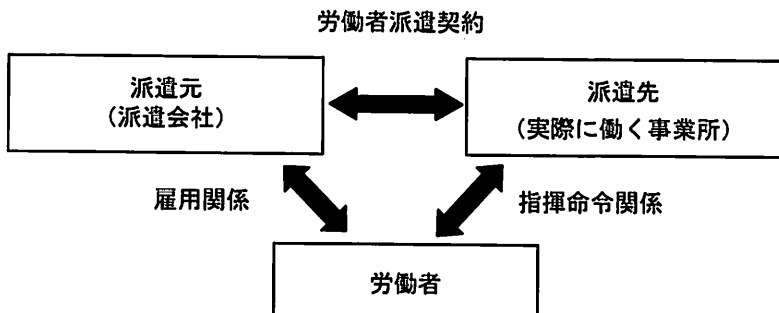
職業紹介とは、求人及び求職の申込みを受けて、求人者と求職者の間における雇用関係の成立を斡旋することを言います。職業紹介に関し、手数料又は報酬を受けて行う職業紹介を有料職業紹介といい、厚生労働大臣の許可がなければ事業を行う事は出来ません。

有料職業紹介事業は、職業安定法の規定により、港湾運送業務及び建設業務に就く職業に求職者を紹介することは禁じられています。

(2) 労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、自社で雇った社員を、労働者派遣契約を結んだ他社へ派遣し、派遣された労働者は派遣先の指揮命令を受けて派遣先の会社の労働に従事するものです。この「労働者派遣事業」は、労働者保護のために、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者就業条件の整備等に関する法律」(以下「労働者派遣法」という)によって厚生労働大臣の許可を受け、もしくは届出をした事業者だけが、労働者の派遣を行うことができます。

ただし、①港湾運送業務②建設業務③警備業務④政省令で定める業務、医療業務〔病院、診療所(省令で定めるものを除く。)、助産所、介護老人保健施設、医療を受ける者の居宅において行われる業務に限る。〕は派遣できません。その他の業務は原則自由です。



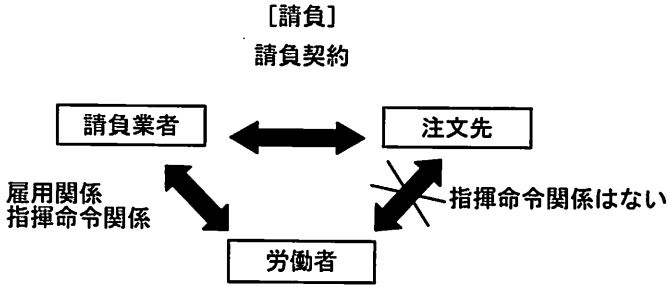
「定住者」「日本人の配偶者等」の在留資格で日本に来ている日系人就労者は働く職種の制限はありません。

また、厚生労働大臣の許可等を得ていない、いわゆる違法な人材ブローカーを通じて雇用された事によって、多額のピンハネ、労働保険、社会保険の未加入、税金の不当な徴収等様々な問題が生じています。日本での就労を実りあるものにするため、違法なブローカーには引き続きくれぐれも気をつけてください。

(3) 請負

「請負」とは、民法第632条で、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してこれに報酬を与えることを約するによりてその効力を生ず」と規定されています。わかりやすく説明しますと、たとえば工場においては、当該工場（注文先）の依頼により、その工場の代わりに製品を作ることを「請負」といいます。この場合、請負業者は自社が雇用する労働者を自ら管理し、業務のやり方、配置、勤務時間等について直接指揮命令しなければなりません。

従って、自社の作業指揮監督者なしに労働者だけが別の会社に送り込まれて、その会社の指揮命令のもとに作業を行うことは、請負としては不適合です。



ところが、この区分の実際の判断は、必ずしも容易でないことから、この判断を明確に行うことができるように「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(1986年労働省告示第37号)が定められています。

2. 労働基準法

労働基準法は日本国内における労働契約・賃金・労働時間・休日等労働条件の最低基準を定めた法律で、皆さんの就労生活に最も関連するものです。

(1) 労働条件の明示

労働契約の締結の際には、雇用者は労働者に対して賃金や労働時間等の労働条件を明示することが必要です。賃金、労働時間その他の労働条件（就業の場所、業務、始業・終業の時刻、休憩、休日休暇等）についても、書面による明示が必要です。

日系人労働者に関わるトラブルでよく聞かれるのは、労働条件を口頭で伝えられただけで文書による契約を交わしていない、あるいは日本語の内容を理解しないままに契約書にサインし、後になって労働契約に関して問題が生じるというケースです。口約束というのは、後になって「言った、言わない」、「聞いた、聞いていない」といった労使間のトラブルにつながりやすいので、必ず労働条件等について、文書による契約をしてもらうようにしてください。

また、皆さんの中には、自分で契約書にサインをしておきながら、「実は日本語で書かれてあったので内容がわからなかった」と、後になって相談に来る人が沢山います。しかし、契約書にサインをするということは、あなたがその内容に同意したことを意味しますので、労働契約を締結する際にはその内容をしっかりと確認してください。もし、日本語が分からない場合は母国語に翻訳してもらるか、または日本語のできる人に読んでもらうなどの方法で、きちんと内容を知ることがとても大切です。

また、会社に就業規則があるときは、その内容も確かめておいてください。

(2) 労働契約の締結

労働基準法第3条によれば、国籍等を理由として賃金その他の労働条件について、差別的取扱いをすることは禁止されています。このため、日系人労働者の労働条件を定めるに当たり、雇用形態や職種、責任の程度、地位等により労働条件が異なることはありますが、国籍が異なることだけを理由として日本人労働者と差をつけることは許されません。

また、通常の労働者はもとより、臨時労働者やパートタイマーにも労働

基準法が適用されます。

(3) 労働契約上の問題点

労働契約をする上で充分注意をしなかったために起こる問題としては、「退職時に違約金または今までの諸経費を徴収された」「始業・終業の時刻、休憩時間が前の会社と違う」「家族が休む日曜日に休めない」「会社に借金があり相殺されて最後の給料を払ってもらえなかった」「労働時間と賃金計算が合わない」「給料からいろいろ差し引かれる」「ボーナスの支給がない」「パスポートを返してもらえない」などです。

この中には、日系人の皆さんが日本の原則的な労働条件や賃金システム等を知らないことから生じる誤解も少なからずありますので、皆さん1人1人が日本の労働法規をある程度知っておく必要があるでしょう。

たとえば労働基準法では、労働者の意思に反した労働を防止するため次のような規定があります。

- ① 2003年7月の改正により、労働契約は、期間の定めのないものを除き、建設業など事業の完了に必要な一定の期間を定める場合以外は、原則3年を超えて決めることは禁止されています。(第14条)
なお、厚生労働大臣が定めている基準を満たした専門的な知識、技術又は経験などを持つ者及び60歳以上の者を新たに雇い入れるような「特定の契約」に関しては、契約期間の上限が5年に延長されました。
- ② 契約期間を満了しないで退職した場合はいくら違約金を支払うとか、機械等を壊したときはいくら損害賠償を支払うとか、あらかじめそれらの金額を定めておくような契約をすることは禁止されています。(第16条)ただし、実際に損害が発生した場合に、その実損害額を賠償させることについて使用者が請求することまでは禁止されていません。
- ③ 「前借金」等、これから労働することを条件として前貸しをした債権と、その労働者に支払うこととなる賃金とを相殺すること(たとえば、借金を毎月の給料より差し引くこと等)は禁止されています。(第17条)
- ④ 「積立金」などの名目で、貯蓄を強制させる契約をしたり、あるいは労働者の貯蓄金を管理するような契約をすることはできません。ただし、労働者の委託による貯蓄金の管理(いわゆる「社内預金」)については、書面による労使協定を締結し、かつ所轄の労働基準監督署長に届け出た場合に行うことはできます。(第18条)

上記の他にも、労働者としての社会的に弱い立場を保護する目的で、次の規定が定められています。

- ⑤ 使用者は、労働者が業務上負傷し、または疾病にかかり療養のために休業する期間およびその後の30日間、ならびに産前産後の女子が休業する期間（産前6週間・産後8週間の間に休業している期間）およびその後の30日間は、いかなる理由によっても解雇することは許されていません。本規定の例外は、火災、洪水、地震その他の不慮の災難等により事業の継続が不可能となって労働者を解雇する場合と、被災労働者が療養を始めて3年経過したときに、使用者が打切補償を行って解雇する場合のみです。（第19条）
- ⑥ 使用者は労働者を解雇しようとする場合には、解雇の事由を明らかにし少なくとも30日前にその予告をしなければなりません。予告をしない場合は、30日分以上の平均賃金（解雇予告手当）を支払わなければなりません。ただし、労働者の責に帰すべき事由により解雇する場合、および天災事変等により事業の継続が不可能となった場合で所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告を行わなくてもよいこととされています。（第20条）
- ⑦ 使用者は、労働者の死亡または退職の場合において、権利者の請求があったときは、7日以内に賃金を支払い、労働者の権利に属する金品を返還しなければなりません。（第23条）
- ⑧ 使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他の非常の場合の費用に充てるため、労働者が賃金を請求したときは、支払い期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払わなければなりません。（第25条）なお、賃金の繰上払いの対象となるのは、あくまでもそれまでの労働に対する賃金です。
- ⑨ 使用者は、使用者の都合により労働者を休業させる場合は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の60%以上の手当を支払わねばなりません。（第26条）
たとえば、仕事がないということで、雇用主から「自宅待機を命じられたにもかかわらず、休業手当を支払われていない日系人のケースは、典型的な違反例と言えます。

(4) 就業規則

就業規則とは職場の労働条件や服務規定などについて定めているもので、常時10人以上の労働者を使用する事業所は作成する義務があります。就業規則には以下の事項が定められていますので、あなたが就労する会社に就業規則がある場合は、きちんと把握しておきましょう

●就業規則で定めるべき事項

- 1) 始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、交替制をとる場合は交替期日や交替順序等の就業に関する事項。
- 2) 賃金（臨時の賃金等は除く）の決定、計算、支払いの方法、賃金の締切りと支払いの時期ならびに昇給に関する事項。
- 3) 退職・解雇・定年に関する事項。
- 4) 退職手当について定めるときは、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算、支払いの方法、支払いの時期に関する事項。
- 5) 臨時の賃金、及び最低賃金を定めておくときにはこれに関する事項。
- 6) 労働者に食費、作業用品等を負担させる定めをする場合には、その事項。
- 7) その他、服務規律、安全衛生、職業訓練、災害補償、表彰と制裁等の事項。

就業規則は法令や職場の労働協約に違反してはなりません。

就業規則の基準に達しない労働条件を定める労働契約は無効となり、その部分は就業規則で定める基準によることとなります。

就業規則の周知方法としては、事業場に掲示、備え付けるのみではなく、書面による交付等によること、となっています。

また、就業規則の記事事項のうち「退職に関する事項」に「解雇の事由」を含めなければなりません。雇用主も労働者も、どういうことが解雇理由になるのか、を予め知っておくことによって、解雇に関するトラブルの防止・解決を促すことにつながるからなのです。

(5) 賃金

日本の法律での賃金とは、賃金、給料、手当、賞与、その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいいます。

使用者は、労働契約の締結の際に、労働者に対して賃金、労働時間その

他の労働条件を明示しなければなりません。その際、賃金に関する事項（賃金の決定、計算および支払いの方法、賃金の締切りおよび支払いの時期に関する事項）については、これらの事項が明らかになるよう書面により労働者に対して交付しなければなりません。

●賃金支払いの原則

賃金の支払いについては5つの原則があり、①通貨で、②労働者に対して直接に（あくまでも本人に直接払い、親、兄弟への支払いも禁止）、③全額を、④毎月1回以上、⑤一定の期日を定めて、支払わなければならないこととなっています。ただし、労働法令、労働協約等に基づき通勤手当等の現物給与、給与の口座振込、賃金からの所得税、社会保険料の法定控除、1ヵ月をこえる期間を算定基礎とする賃金、臨時の支払い等が、例外として認められています。さらに、直接払いの原則には例外が設けられておらず、代理人に支払うこと等は認められていません。

その他、労働者が、出産、疾病、災害、結婚、死亡等で急にお金が必要となったとき、請求があれば給料日前であっても、そのときまでの賃金を支払わなければならないこと（非常時払い）、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は休業期間中、平均賃金の6割以上に相当する休業手当を支払わなければならないこと（休業手当）等は労働基準法の説明で述べたとおりです。

●最低賃金

賃金の額については、労働者の生活の安定等を目的として、職種や地域ごとに最低額（時間額、日額）が定められており、使用者はその額以上の賃金を支払わなければなりません。もし、使用者がこの最低賃金を下回る賃金を支払う旨の契約をしたとしても、その部分の契約については無効となり、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。この最低賃金額については職種や地域によって金額が異なるので、自分の就労する会社を管轄している労働基準監督署に問い合わせてください。

●時間外・休日および深夜の割増賃金

法定の労働時間を超えた労働（残業）に対しては、通常の25%以上の率で、また休日（(7)休日と有給休暇の欄参照）に労働させた場合は、通常の35%の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。深夜労働につ

いては、原則として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に労働させる場合に 25%の割増賃金を支払う必要があります。従って、通常の労働時間帯として定められている日勤の 8 時間を終了した後引き続き労働が深夜に及んだ場合には、午後 10 時から午前 5 時の深夜帯は 50%の割増となります。

会社によっては、変形労働時間制をとっていることもあり、その場合は週単位、月単位等でその間の法定労働時間を超えなければ、残業についての割増の支払義務が課せられていません。この変形労働時間制については、当該事業場の所定労働時間および就業規則をよく知り、また、会社によく説明してもらうとよいでしょう。

なお、変形労働時間制は、途中入社の人にも適用され、1 年単位の業務の繁閑を見通して今までより弾力的に運用されることなどが認められています。皆さんにも影響があるかと思われます。分からないときは、会社の人に確認してください。

(6) 労働時間と休憩時間

●労働時間

労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下で労務を提供する時間のことをいい、休憩時間は除かれます。作業の準備や後片づけなどは、使用者の指示によるものならば労働時間となります。

労働基準法では法定労働時間として、1997 年 4 月 1 日より全業種につき週 40 時間、1 日 8 時間以内となりました。なお、商業、映画・演劇業、保健・衛生業、接客・娯楽業の 9 人以下の事業場は、次のとおりになります（特例措置の業種については法定労働時間が 2001 年 4 月 1 日から週 44 時間）。

●時間外労働

満 18 歳未満の年少者については時間外労働は、認められておりません。これらの制限以外には、労使協定があれば時間外の労働は可能ですが、労使協定（36 協定）を結ぶにあたっては厚生労働大臣の定める基準に適合していなければなりません。また、小学校就学前の子を養育する労働者、又は要介護状態にある対象家族を介護する男女労働者については、事業主に時間外労働の制限を請求することにより、時間外労働が 1 ヶ月に 24 時間、1 年に 150 時間までに制限されます。

表1 一般労働者の場合

期間	限度時間
1 週間	15 時間
2 週間	27 時間
4 週間	43 時間
1 ヶ月	45 時間
2 ヶ月	81 時間
3 ヶ月	120 時間
1 年間	360 時間

表2 対象期間が3ヶ月を超える1年単位の変形労働時間制の対象者の場合

期間	限度時間
1 週間	14 時間
2 週間	25 時間
4 週間	40 時間
1 ヶ月	42 時間
2 ヶ月	75 時間
3 ヶ月	110 時間
1 年間	320 時間

なお、1年単位の変形労働時間制の対象者についても、時間外労働の上限が定められています。

18歳未満の年少者については、変形労働時間制の採用等による例外はありますが、原則として時間外労働、休日労働は認められていません。

ところで日系人の皆さんの中には、早くお金を貯めるために残業代で毎月の収入を増やそうと、かなり長い残業を希望する人もいます。しかし、過度の残業により疲労がたまり、病気になったり、場合によっては労働災害を招くおそれも生じます。くれぐれもバランスのよい労働時間で就労するように心掛けてください。

●深夜労働の制限

妊産婦である労働者は、事業主に請求すれば、深夜業（原則午後10時から午前5時までの間の労働）を免除されます。また、小学校就学前の子を養育する労働者、又は要介護状態にある対象家族を介護する男女労働者も事業主に請求することにより、深夜業を免除されます。

●休憩時間

休憩時間とは、労働者が労働時間の途中で、精神的および肉体的に一切の労働から離れられる時間のことをいいます。

労働時間が6時間を超える時は少なくとも45分以上、8時間を超える時は少なくとも1時間以上の休憩時間を、労働者に対して、①労働時間の途中で、②一斉に与え、③自由に利用させなければなりません。ただし、一斉に休憩をとることが適当でない業種等例外が認められる場合があります。

なお、一斉休憩の原則は、書面による労使の協定により除外することができることになっています。

(7) 休日と有給休暇

●休日

使用者は、労働者に毎週少なくとも1回休日を与えなければなりません。この休日について労働基準法では、特に「何曜日を休みとする」というようにはっきり決めておかなければならないとは定めていません。このため、仮に日曜日、国民の祝日について労働者を休ませなくても、法律違反として処罰されるものではなく、労働者の生活面を考慮してできるだけ曜日を特定することが望ましいものですが、週1回の休日が与えられている限り、法令には違反しません。

また、毎週1回の休日を与えない場合は、4週間を通して4日以上の日を設けるのであればよいことになっています。この4週4日の休日制は、土建業等、厳格な週休制をとりにくい業種において必要とされていますが、一般の業務であっても都合によって必要がある場合には、これを採用することができます（この休日制についてはその起算日を就業規則等で明確にする必要があります）。

以上のとおりですから、たとえば、週休2日の会社に勤務している者が土曜日あるいは日曜日に出勤したとしても、少なくとも週に1日休日が与えられていれば、休日割増の支払いの必要は生じませんし、4週に4日以上の日について同様です。

ただし、労働日が増えることによって、週の法定労働時間を超過するようであれば、時間外手当の支払いの必要が生じます。

●有給休暇

所定の休日の他に、毎年一定日数有給で休むのが有給休暇です。これは、労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持向上を図ることを目的としています。

取得できる日数は、6ヵ月継続勤務且つ、所定労働日数の8割以上出勤した場合には、1年目に10日、次年度から1日ずつ増加し、3年6ヵ月後からは2日ずつ増加し、6年6ヵ月後最高20日まで付与されることとなります。付与日数は次表の通りです。

表3

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5	7.5	8.5	9.5年以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20	20	20	20

年休をとるには前もって休む日を申し出なければなりません。使用者は請求どおり年休を与えなければなりません。事業の正常な運営を妨げる時（年末の業務繁忙な時季とか、同一期間に多数の労働者が休暇を請求したためその全員に休暇を与えるのは困難であるとかの場合）は、他の時期に変更することができます。また、使用者は労働者が年休をとったことを理由に、賃金の減額その他不利益な取扱いをしてはなりません。

有給休暇の際に支払うべき賃金については、通常、日、時間によって決められている賃金が支払われているケースがほとんどです。残業時間については算入されず、あくまでも所定労働時間労働した場合の賃金と理解してください。

なお、通常の労働時間が一般の労働者のそれに比して短い者（週の労働日数が4日以下（年に216日以下）で、週の労働時間が30時間以下）にも、一般より付与日数は少ないものの、有給休暇の権利は同様に発生します。

労働日数別の詳しい付与日数は次表のとおりです。

- 1) 週所定労働日数が4日又は1年間の所定労働日数が169日から216日までの者

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5年以上
付与日数	7	8	9	10	12	13	15

2) 週所定労働日数が3日又は1年間の所定労働日数が121日から168日までの者

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5年以上
付与日数	5	6	6	8	9	10	11

3) 週所定労働日数が2日又は1年間の所定労働日数が73日から120日までの者

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5年以上
付与日数	3	4	4	5	6	6	7

4) 週所定労働日数が1日又は1年間の所定労働日数が48日から72日までの者

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5年以上
付与日数	1	2	2	2	3

(8) 年少者の就業制限

我が国では、まず、憲法により児童の酷使を禁止し、ILO 諸条約との関連でも労働基準法において18歳未満の年少者に対して特別の保護を与えています。

即ち、①就業の最低年齢②未成年者の労働契約、独立の賃金請求権③時間外労働、休日労働、深夜業の制限④危険有害業務の禁止、坑内労働の禁止⑤解雇の場合の帰郷旅費支給等が定められています。

まず、最低年齢についてみると、労働基準法により、原則として満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了していない者の就労は禁止されており、例外として満13歳以上満15歳未満の者については、非工業的事業で、かつ年少者の健康および福祉に有害でないものに限り、労働基準監督署長の許可を得た場合のみ就学時間外の就労をみとめています。労働基準監督署長の許可に当たっては、危険有害業務に該当しないことのほか、曲馬、軽業の業務、旅館、料理店、飲食店、娯楽場における業務等も禁止

されています。但し、映画の制作、演劇についてのみ 13 歳未満の者の就労も認められます。労働時間は就学時間も含めて 1 日 7 時間以内、1 週 40 時間以内とされています。18 歳未満の労働者についてはその年齢を証明する戸籍証明書も事業場に備え付けなければなりません、さらに就学児童については、就学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者または後見人の同意書も備え付けなければならないこととなっています。

就労できる最低年齢とは、「満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了した時点」を言います。

その他、親権者又は後見人は未成年者に代わって労働契約を締結してはならないこと、また、未成年者は、独立して賃金を請求することができること（親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代わって受け取ってはならないこと）、満 18 歳未満の年少者については、時間外、休日労働、深夜労働等は、原則認められないこと、などがあげられます。日系人の方の中には、一緒に来日した子供が母国の義務教育を修了（14 歳）しているので働かせている人もいますが、日本では、あくまでも満 15 歳に達した日以後最初にくる 3 月 31 日まででは就労することが出来ないと定められているので、注意してください。

(9) 妊産婦等の就業制限

時間外労働、休日、深夜業等に関する女性一般についての制限は撤廃され、男性と同様の扱いになっています。ただし、妊産婦については、母性保護の見地から、以下のような制限があります。

- 重量物を取り扱う業務、有毒ガスを発散する場所における業務、その他妊娠、出産、哺育等に有害な業務への就業は制限されています。
- 6 週間（多胎妊娠の場合は 10 週間）以内に出産する予定の女性は、産前休業を請求できます。また、産後 8 週間を経過しない女性は就業できません（産後休業）。ただし、産後 6 週間を経過した女性は、医師が支障がないと認めた業務にはつけることがあります。
- 妊産婦は、事業主に請求することにより、時間外、休日労働、及び深夜業が免除されます。このほか、就学前の子を養育したり、家族の介護を行っている男女労働者については、申し出により深夜業が免除され、時間外労働も一部制限されます。（(6) 参照）。

(10) 雇用契約の終了

●労働者からの自発的退職

雇用契約の終了には、労働者からの自発的退職と使用者による解雇の他、契約期間の満了、定年等がありますが、まず、労働者からの自発的退職について見ることにします。

①期間の定めがある契約の場合

雇用契約で期間の定めがある場合は、民法第 628 条の規定により、やむを得ない事由がない限り、原則として期間満了まで退職を申し出ることはできません。

なお、労働者が契約期間の途中で退職するなど雇用契約に反した行為をしたとき、それに対して罰金などの形で労働者からの支払を命じる契約を雇用契約の中に定める会社が見られます。こうした契約は、労働基準法第 16 条の「使用者は、労働契約の不履行についての違約金を定め、または損害賠償額を予定する契約を締結してはならない」との規定に抵触します。

②期間の定めのない労働契約の場合

期間の定めのない労働契約の場合は、民法第 627 条規定により退職を申し出ればその 2 週間後に退職することができます。しかし、労働契約や会社の就業規則で退職希望は 30 日前に申し出るよう定められていることもありますので、それらの内容を確認の上、労働契約や会社の就業規則に沿った円満な退職をするよう心がけてください。

③身元保証人と借金の返済

今までに就労していた企業の雇用主や上司あるいはブローカーがあなたの在留資格の取得時の身元保証人になっていた場合、あなたが退職しても身元保証人は変更の手続きをしない限りその在留資格の期限が切れるまで別の人が変更にはなりません。退職に際してはこの点を雇用主とよく話し合い、転職後の連絡先をきちんと連絡するぐらいの最低のマナーは守ってください。もし、雇用主がどうしても身元保証人であり続けることを拒否するなら、別の身元保証人をたて、身元保証の切替えをしておく方法もあります。

いずれにしても、個別に入管で相談することをおすすめします。

また、来日のための渡航費用等をあつ旋会社に立て替えてもらい、その返済が終わらないうちに退職することも避けてもらいたいものです。なぜなら、「賃金の不払い」「パスポートの不返還」といったトラブルは、雇用主への借金が全額返済されないうちに退職を申し出たことが発端になっていることが少なくないからです。

●解雇

「解雇」とは、労働契約を将来に向かって解約する使用者側の一方的な意思表示です。従って、労働関係を終了させる他の理由、たとえば、労使間の合意による解約、労働契約に期間の定めがある場合の期間満了、労働者側からの自発的な退職（任意退職）等は解雇ではありません。

①期間の定めのある雇用契約の場合

期間の定めのある雇用契約の場合は、やむを得ない事由がない限り、使用者はその期間内に解雇することはできません。ただし、就業規則に規定があり、労働者の規律違反がある場合等には、例外的に解雇することが認められることがあります。

②期間の定めのない契約の場合

期間の定めのない雇用契約の場合、民法第 627 条に基づき、いつでも解雇できますが、一方で労働者が解雇された後の就業活動に困難をきたすような場合を考えて、以下の場合においてはそれぞれの期間中に解雇することはできません。

- ・ 業務上の傷病で療養のために休業する期間とその後の 30 日間。
- ・ 産前産後の女子の休業する期間（通常は産前 6 週間、産後 8 週間）とその後の 30 日間

ただし、療養補償が打切補償として正当に打ち切られる場合（療養開始後 3 年たっても治らないとき）や、天災地変等やむを得ない事由のために事業の継続が不可能になったときは、この制限から除外されます。

なお、業務外の私傷病によって休業している期間や、業務上の傷病で治療中であっても、そのために休業を必要としない場合は解雇の制限は受けません。

その他に、労働組合を結成したり加入する等の行為や、育児休業や介護休業を申し出たり休業する行為等を理由に解雇することもできません。

③解雇の予告

解雇する場合は、少なくとも30日前にその予告をするか、または30日分以上の平均賃金を「解雇予告手当」として支払う必要があります。ただし、以下のような「労働者の責に帰すべき事由」があれば、使用者は労働基準監督署長の認定を受けた上で、解雇予告手当を支払わずに即時解雇を行うことができます。

- 盗み・横領・傷害等の刑法犯、賭博・風紀紊乱等による職場規律違反、経歴詐称、転職、2週間以上の無断欠勤
- 出勤不良、またはたびたび無断欠勤や遅刻を繰り返し、数回にわたって注意を受けた場合等

(11) 裁量労働制について

業務の性質上、業務の遂行の手段や方法、時間の配分等を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務を労使で定め、労働者を実際にその業務に就かせた場合、労使であらかじめ定めた時間働いたものとみなす制度です。現在、専門業務型裁量労働制及び企画業務型裁量労働制の2つがあります。

(12) 会社が倒産し、未払い賃金があるとき

働いていた会社が倒産して賃金が未払いになった場合、決められた条件を満たせば、国が未払賃金の一部を立替えて、労働者に支払う制度があります。働いていた会社が倒産し支払って貰えない賃金があり、この制度の適用を受けたいときには、会社を管轄する労働基準監督署に相談してみましよう。

(13) 労働基準監督機関への申告、相談

職場の労働条件等に法律上の問題がある場合には、第一義的には会社を管轄する労働基準監督署が相談、申告を受理し、解決を図ってくれます。このほか、第9章にある各都道府県労働局でも、使用者との紛争解決のための助言、指導を行ってくれますので、ポルトガル語、スペイン語の相談ができる労働局に相談してみるとよいでしょう。

3. アスベスト(石綿)について

最近、アスベストによる人体への健康被害が大きな社会問題になっています。アスベストの使用は現在ほぼ禁止されていますが、過去に建物の保温断熱を目的としてアスベストを吹き付けたり、スレート材、ブレーキライニング、ブレーキハット、防音、断熱、保温材などとして1970年～1990年頃までは広く使われていました。アスベストによる健康被害は肺がんで15年～40年、中皮腫で20年～50年後に発症すると言われていいますので、今は症状がなくても安心は出来ません。

アスベストを扱う作業に従事していたことのある人や、アスベスト関連製品を扱う事業場で働いた経験がある場合には検査を受けておいた方が安心です。検査は各労災病院（別掲 1）や専門医療機関で受けることが出来ます。

また、アスベストを使った建物の解体作業やアスベストを使用した製品の処分などを行う場合には、作業をする際の保護具の使用、保護衣の着用、作業の方法など厳しい規則があります。詳しくはお近くの労働局又は労働基準監督署にご相談下さい。

また、アスベストに関して健康上心配な時には健康相談窓口（別掲 2）が各都道府県にありますので利用して下さい。

なお、仕事上で扱ったアスベストが原因で中皮腫、肺がんなどの石綿疾患に罹ったり、または亡くなられた場合には労災保険が適用されることがあります。都道府県労働局、労働基準監督署にご相談下さい。

(別掲1) 労災病院の相談窓口

1 石綿の特殊健診、診断、治療が可能な労災病院	
美唄労災病院	(0126)63-2151
岩見沢労災病院	(0126)22-1300
東北労災病院	(022)275-1111
福島労災病院	(0246)26-1111
珪肺労災病院	(0288)76-1515
千葉労災病院	(0436)74-1111
東京労災病院	(03)3742-7301
関東労災病院	(044)411-3131
横浜労災病院	(045)474-8111
燕労災病院	(0256)64-5111
新潟労災病院	(025)543-3123
富山労災病院	(0765)22-1280
浜松労災病院	(053)462-1211
中部労災病院	(052)652-5511
旭労災病院	(0561)54-3131
関西労災病院	(06)6416-1221
神戸労災病院	(078)231-5901
和歌山労災病院	(073)451-3181
岡山労災病院	(086)262-0131
中国労災病院	(0823)72-7171
香川労災病院	(0877)23-3111
九州労災病院	(093)471-1121
門司労災病院	(093)331-3461
長崎労災病院	(0956)49-2191
熊本労災病院	(0965)33-4151
吉備高原医療リハビリテーションセンター	(0866)56-7141
2 石綿の特殊健診が可能な労災病院	
青森労災病院	(0178)33-1551
岩手労災病院	(0198)25-2141
大阪労災病院	(072)252-3561
山口労災病院	(0836)83-2881

(別掲2) 石綿に関する健康相談窓口一覧
健康相談窓口 (産業保健推進センター)

北海道	(011)726-7701
青森	(017)731-3661
岩手	(019)621-5366
宮城	(022)267-4229
秋田	(018)884-7771
山形	(023)624-5188
福島	(024)526-0526
茨城	(029)300-1221
栃木	(028)643-0685
群馬	(027)233-0026
埼玉	(048)829-2661
千葉	(043)245-3551
東京	(03)3519-2110
神奈川	(045)224-1620
新潟	(025)227-4411
富山	(076)444-6866
石川	(076)265-3888
福井	(0776)27-6395
山梨	(055)220-7020
長野	(026)225-8533
岐阜	(058)263-2311
静岡	(054)205-0111
愛知	(052)242-5771
三重	(059)213-0711

滋賀	(077)510-0770
京都	(075)212-2600
大阪	(06)6263-5234
兵庫	(078)360-4805
奈良	(0742)25-3100
和歌山	(073)421-8990
鳥取	(0857)25-3431
島根	(0852)59-5801
岡山	(086)212-1222
広島	(082)224-1361
山口	(083)933-0105
徳島	(088)656-0330
香川	(087)826-3850
愛媛	(089)915-1911
高知	(088)826-6155
福岡	(092)414-5264
佐賀	(0952)41-1888
長崎	(095)821-9170
熊本	(096)353-5480
大分	(097)573-8070
宮崎	(0985)62-2511
鹿児島	(099)223-8100
沖縄	(098)859-6175

4. だんじょこようきかいきんとうほう 男女雇用機会均等法

職場における男女の平等については「男女雇用機会均等法」に規定されていますが、日系の方からもこれに関する質問が寄せられています。均等法では、募集・採用から定年・退職までの均等取扱いを定めており、これは性別だけではなく国籍、人種、出身の別なく適用されます。なお、賃金については、労基法第4条により男女同一賃金の原則が定められています。事業主は、均等取扱いの他に、いわゆる職場のセクシャルハラスメントを防止するための雇用管理上の配慮義務及び妊産婦の健康管理に関する措置をとる義務を負っておりますので、問題を抱える労働者は各都道府県にある雇用均等室に相談して下さい。

また、最近妊娠したことを理由に解雇される例が増えています。これも均等法に違反するので雇用均等室に尋ねてみることをおすすめします（雇用均等室は「都道府県労働局」と同じ場所にあります）。

第 3 章

労災保険について

1. 労災保険とは

労働者災害補償保険（以下「労災保険」といいます）とは、労働者が業務上や通勤途上の災害によりケガや病気をしたり、また不幸にして死亡したときに、事業主に代わって保険制度により補償を行う国の制度です。この保険は、法人であろうと個人であろうと1人でも労働者を雇用している事業主は必ず加入することが義務づけられています。また、保険料は事業主が全額負担し、労働者（従業員）には保険料の負担がありません。

同保険では、次のような8種類の保険給付があります。

①療養（補償）給付

ケガや病気をしたときに病院などで直接に無料で治療が受けられ、または、治療などに要した費用が保険の範囲内で支給されます。

②休業（補償）給付

ケガや病気で療養のために働けず、賃金を受けられないことに対する補償をするものです。

③障害（補償）給付

治療がすんだ後、身体に障害が残った場合に、その障害程度に応じて年金または一時金が給付されます。

④遺族（補償）給付

被災労働者が死亡したときに、遺族に対して年金または一時金として給付されます。

⑤葬祭料（給付）

死亡した労働者の葬祭を行う者に、葬祭料として支給されます。

⑥傷病（補償）年金

療養を開始してから1年6ヵ月を経過した日において、㊸「治癒していない」、㊹「傷病の程度が厚生労働省令で定める傷病等級に該当している」

ときに年金として支給されます。

⑦介護（補償）給付

障害補償年金、傷病補償年金の受給者の支給事由である障害の状態が介護を要する状態にあり、かつ、現に介護を受けている場合に支給されます。

⑧二次健康診断等給付

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のうち、直近のものにおいて、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常の所見があると診断された場合に、二次健康診断等給付が支給されます。

注) 上記①～⑦までの給付の名称は業務上災害と通勤災害の両者をあわせて書いてありますが、業務上災害の場合は療養補償給付、休業補償給付等と呼び、通勤災害の場合は、療養給付、休業給付などと呼び替えます。ただし、葬祭料については通勤災害の場合には「葬祭給付」と呼びます。

2. 労災保険の手続き例

業務上災害あるいは通勤災害として労働基準監督署長へ請求書を提出する際の、具体的な給付手続き等について説明します。なお、通勤災害の手続きは業務災害とほぼ同じですから、ここでは省略します。

(1) 療養補償給付

療養補償給付は、労働者が業務により負傷し、又は疾病にかかって療養を必要とする場合に行われます。療養補償給付には、現物給付としての「療養の給付」と現金給付としての「療養の費用の支給」との2種類ありますが、「療養の給付」を原則とし、療養の給付を行うことが困難な場合等、特別の場合に限って「療養の費用の支給」を行うこととされています。

1) 療養の給付

療養の給付は、労災保険の指定医療機関において、労働者に無料で療養を受けさせるという形で行われます。

療養の給付の範囲は次に掲げるもののうち、政府が必要と認めるものとさ

れています。

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療
- ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑥ 移送

療養の給付は、原則として傷病が治るまで行われます。なお、療養開始後1年6ヶ月経過しても治らず、この傷病による障害の状態が傷病等級に該当し、傷病補償年金が支給されることとなった場合においても療養の給付は継続して行われます。

労災保険の指定医療機関において、無料で療養を受けるためには、「療養補償給付たる療養の給付請求書」に所要事項を記載し、これを療養を受けようとする病院を経由して、所轄労働基準監督署長へ提出しなければなりません。

2) 療養の費用の支給

療養の費用の支給は、労働者が労災保険の指定医療機関以外の病院等で療養した場合に、その療養に要した費用に相当する価額を現金で支給するという形で行われます。

なお、療養の費用の給付の対象となる療養の範囲及び給付の期間は、療養の給付の場合と全く同じです。

労災保険の指定医療機関以外の病院等において療養を行った場合に、その費用の支給を受けるためには、「療養補償給付たる療養の費用請求書」に所要の事項を記載し、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

(2) 休業補償給付

前述のケガや病気などの療養のために働くことができず、そのために賃金を受けられない場合に対する補償として休業補償給付が支給されます。労災保険による休業補償給付は、休業し始めて4日目から1日につき給付基礎日額（災害発生日以前3カ月間の平均日額で労働基準法の「平均賃金」と同じ計算方法）の60%に加え、労働福祉事業の方から20%の休業特別支給金が支給されます。

この休業補償給付の請求手続きについては、「休業補償給付支給請求書」に所要事項を記入して、所轄労働基準監督署長に提出することとなっています。

この場合、休業した全日数分を一括して請求するか、何回かに分けて請求するかは自由ですが、休業が長期にわたる場合には、一般的には1ヵ月分ずつまとめて毎月請求されています。

なお、休業の初日を含む最初の3日間は待期間と言われ、労災保険による休業補償給付は支給されませんが、その間は事業主が自ら労働基準法上の休業補償（平均賃金の60%以上）を行わなければなりません。

(3) 障害補償給付

業務上の傷病が治ったあと、身体に一定の障害が残った場合に障害補償給付が支給されます。

労災保険では、障害補償給付の支給対象とすべき身体障害の程度を「障害等級表」で定めており、労働能力喪失の程度に応じ、障害の等級を第1級から第14級まで14段階に区分しています。障害の重い第1級～第7級までは給付基礎日額の313日分～131日分の年金が、障害の軽い第8級～第14級までは503日分～56日分の一時金が支払われます。具体的に説明しますと、業務上の傷病についての治療が完了した後、身体に障害が残ったときには、「障害補償給付支給請求書」を労働基準監督署に提出し、障害補償給付に該当する障害があるかどうか審査を受けます。それにより障害等級が決定されると、「支給決定通知書」と「年金証書」または「支払通知書」が送付され、1級から7級までは年金、8級から14級までは一時金の給付が行われます。たとえば第7級に決定しますと、給付基礎日額の131日分の年金が支給されます。これは労働者の平均賃金の131日分が、年に6回（2、4、6、8、10、および12月）に分割されて支払われることにな

ります。第14級ですと、給付基礎日額（平均賃金）の56日分が一時金として一度に支払われることになります。

障害補償給付については、以上の他にも、1級から7級までの年金に該当した場合一定の金額が前払いで支給される制度や、受給権者が一定の年金を受給する前に死亡したときに遺族の請求に基づいて差額が支給される制度などがありますので、不幸にして障害が残ったときは、労働基準監督署にお尋ね下さい。

(4) 遺族補償給付

労働者が業務上の傷病、あるいは通勤途上に死亡したとき、死亡した当時その労働者に生計を維持されていた遺族に対して、遺族補償年金が支給されます。

遺族の範囲とは次のとおりで、上位の順位の者から受給権者として年金を受給することができます。また、上位の順位の者が失権(再婚・死亡・成人に達した時)したときは、次の順位の者に受給権が移ります(転給)。

- ① 妻又は60歳以上か一定障害の夫
- ② 18歳に達する日以後の最初の3月31までの間にあるか一定障害の子
- ③ 60歳以上か一定障害の父母
- ④ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか一定障害の孫
- ⑤ 60歳以上か一定障害の祖父母
- ⑥ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか60歳以上又は一定障害の兄弟姉妹
- ⑦ 55歳以上60歳未満の夫
- ⑧ 55歳以上60歳未満の父母
- ⑨ 55歳以上60歳未満の祖父母
- ⑩ 55歳以上60歳未満の兄弟姉妹

年金額は、死亡した労働者の給付基礎日額に、上記の遺族等の人数に応じて、153日分から245日分までの年金が、年に6回に分けて支給されます。

請求は、「遺族補償年金支給請求書」を、死亡した被保険者の所属していた事業場を管轄する労働基準監督署に提出します。その際、添付書類(死

亡診断書、戸籍謄本または抄本、死亡者と請求者の関係、同一生計であったことを証明するもの等）も併せて提出して下さい。

遺族補償給付には、この他に、一定の金額が前払いで支給される制度や、上記の遺族がない場合に遺族補償一時金を支給する制度があります。また、転給する遺族がいなくなり、年金としてそれまでに支払われた年金額が1000日分に満たない場合は、差額一時金制度の適用が受けられます。

(5) 葬祭料^{もつきいりょう}

労災によって死亡した労働者の葬祭を行う者に対して、葬祭料が請求に基づき、支給されます。支給額は、基本支給額の315,000円（2006年3月現在）に、給付基礎日額の30日分が加算されます。

なお、この合計額が給付基礎日額の60日分より少ないときは、60日分が支給されます。

請求は、必要事項を記載した「葬祭料請求書」を、死亡診断書等の書類（すでに遺族補償給付の請求を行っている場合には必要ない）を添えて所轄労働基準監督署長に提出します。提出期限は、死亡日から2年以内です。

(6) 傷病補償年金

業務上の事由による負傷又は傷病にかかった労働者が、療養を開始してから1年6ヵ月を経過した日又はその日以後において傷病が治らず、その傷病による障害の程度が傷病等級（第1級～第3級）に定める障害の状態に該当してその状態が継続している場合に、その障害の程度に応じて傷病補償年金が支給されます。この傷病補償年金は、他の労災給付がすべて労働者の請求に基づき支給されることと異なり、労働者が療養開始後1年6ヵ月を経過した日から1ヵ月以内に労働基準監督署より送付されてくる「傷病の状態等に関する届書」に必要書類添付のうえ労働基準監督署へ提出し、同署長の職権により支給の有無が決定されます。この傷病補償年金は、傷病が治癒していない間支給されますので、治療に係わる療養補償給付は引き続き支給されますが、休業補償給付は支給されなくなります。

(7) 介護補償給付

介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利のある労働者が、この権利のもととなった障害で要件に該当し、現に介護を受けている場合に支給されます。介護補償給付は月単位で支給され、その支給額は常時介護を要する場合と随時介護を要する場合に区分され、介護の費用として支出した額が支給されます。（ただし、常時介護の場合、104,970円、随時介護の場合52,490円を上限とします。）

(8) 二次健康診断等給付

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のうち、直近の検査結果に（以下、一次健康診断という）、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常の所見があると診断された場合に、二次健康診断等給付と特定保険指導が受けられます。二次健康診断は、脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査で、血中脂質検査、血糖値検査等を行います。

この二次健康診断等給付の請求は、一次健康診断の受診日から3ヶ月以内に「二次健康診断等給付請求書」に必要事項を記入し、一次健康診断の結果を証明することができる書類を添付して、健診給付病院等を經由し所轄の都道府県労働局長に提出してください。

最後に、上記の請求にあたって、事業主の証明は不可欠ですが、労災保

険法施行規則第 23 条では、以下のように規定されています。

- 保険給付を受けるべきものが、事故のため、みずから保険給付の請求
 其他の手続きを行うことが困難である場合には、事業主は、その手
 続きを行うことができるように助力しなければならない。
- 事業主は、保険給付を受けるべきものから保険給付を受けるために必
 要な証明を求められたときは、すみやかに証明をしなければならない。

労災保険は労働者に対する救済を第一としており、事業主の責に帰すべ
き事由があっても、労働者の給付に影響を及ぼすものではありません。ま
た、保険給付を受ける権利は、労働者の退職によって変わることはありません。

労災保険の給付を請求する権利はあくまでも本人にあります。保険給付
を受けられる、受けられないを判断するのはブローカー等の事業主ではな
く、労働基準監督署長です。提出書類に事業主の証明等が必要なとき、そ
の協力が得られないようであればその旨を労働基準監督署長に申し出て下
さい。事業主に雇用されて働いている以上、パートであれ、アルバイトで
あれ、全ての労働者に労災保険は適用されます。

第4章

雇用保険について

1. 雇用保険とは

雇用保険とは、従業員が失業した場合に、その人が再就職するまでの生活の安定を図るための給付を行い、加えて求職活動のあっ旋や指導等により再就職を促進することを主たる目的とした制度です。このような性格から、日本人でも65歳以上の者や、雇用期間の短い者等は、適用から除外されます。

外国人の適用については、外国公務員および外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者を除いて、国籍を問わず、被保険者として扱われます。

この保険の加入手続きは勤務先が管轄の公共職業安定所（以下この章では「ハローワーク」と記述します）に対して行い、その保険料は業種により異なりますが2005年4月1日以降は、1000分の19.5～22.5となります。

勤務先と本人負担の割合は以下の表のとおりです。

2005年4月1日以降の雇用保険料率

事業の種類	料率	事業主負担分	被保険者負担分
一 般	19.5/1000	11.5/1000	8/1000
農林・水産・ 清酒製造	21.5/1000	12.5/1000	9/1000
建設業	22.5/1000	13.5/1000	9/1000

2. 失業給付

(1) 受給の資格

雇用保険の失業給付の支給を受けるためには、少なくとも次の要件を満たしている必要があります。

- 1) 積極的に仕事をしようという意思およびいつでも就職できる能力があり、なおかつ現在仕事を探しているにもかかわらず、職業に就くことができない状態であること。
- 2) 離職の日以前の一定期間に、次の①、②の「被保険者期間」があること。
 - ① 「一般被保険者」及び「高年齢継続被保険者」であった方、賃金支払いの基礎となった日数 14 日以上の方が 6 ヶ月以上あり、かつ、雇用保険に加入していた期間が満 6 ヶ月以上あること。
 - ② 「短時間被保険者」及び「高年齢短時間被保険者」であった方、賃金支払いの基礎となった日数 11 日以上の方が 12 ヶ月以上あり、かつ、雇用保険に加入していた期間が満 12 ヶ月以上あること。

(2) 失業給付（基本手当）の日数

この失業給付（基本手当）は、「基本手当日額」（離職した日の直近 6 ヶ月の賃金の平均日額）のおよそ 5～8 割（60 歳～64 歳については 4.5～8 割）を基に算出されますが、支給を受けることのできる最大限の日数は離職したときの「年齢」、「離職事由」、「雇用保険に加入していた期間」等に応じて次の表のとおりに定められています。

ア) 一般の離職者（定年退職や自己の意思で離職した者）所定給付日数

被保険者であった期間 離職時等の年齢		1 年未満	1 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
		全年齢共通		90 日	
障害者等の 就職困難者	45 歳未満	150 日	300 日		
	45 歳以上		360 日		
	65 歳未満				

イ) 倒産、解雇等による離職者(特定受給資格者)

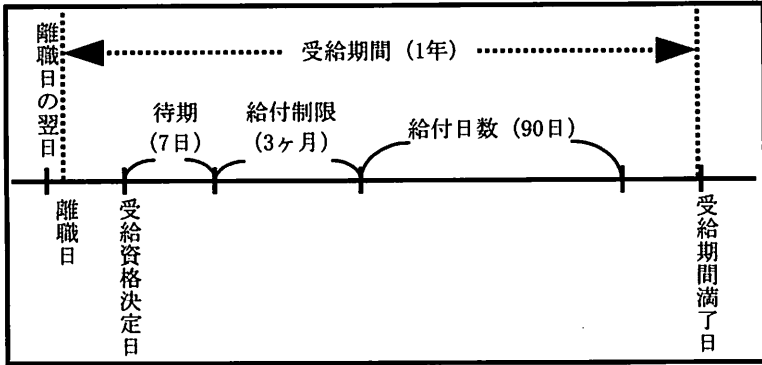
被保険者であった期間 離職時等の年齢		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未 満	10年以 上	20年以 上	
					20年未 満		
30歳未満		90日	90日	120日	180日		
30歳以上 35歳未満				180日	210日	240日	
35歳以上 45歳未満				240日	270日	330日	
45歳以上 60歳未満				180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満				150日	180日	210日	240日
障害者等の 就職困難者	45歳未満	150日	300日				
	45歳以上 65歳未満		360日				

(3) 失業給付を受けることができる期間

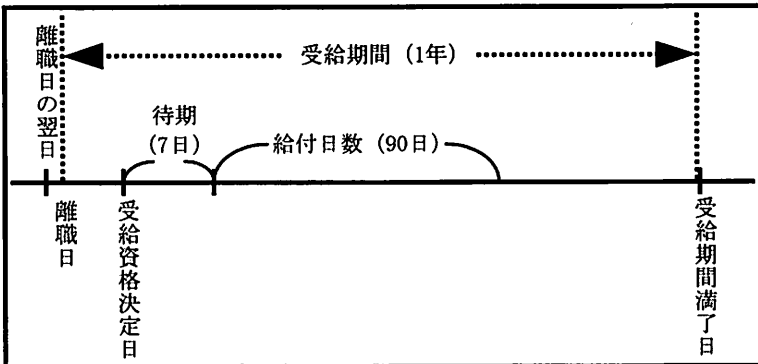
失業給付を受けることができる期間は、離職の日の翌日から1年間となっています。従って、この期間が過ぎると、たとえ所定給付日数が残っていても支給は終了となります。ただし、病気、ケガ、妊娠等の理由によりすぐに職業に就くことができないときは、最大3年間受給期間の延長を申請することができます。

なお、受給資格決定日(離職後初めてハローワークに来所し、雇用保険被保険者離職票の提出と求職の申し込みを行った日)より7日間の「待期」期間を経た後、支給対象期間に入りますが、被保険者(労働者)が自己の責に帰すべき重大な理由によって解雇され、または正当な理由がなく、自己の都合によって退職した場合には、ハローワークがやむを得ず自己退職をしたと認める場合以外には、3ヵ月間の「給付制限」を受けます。

所定給付日数90日の例(自己都合・定年退職の場合)

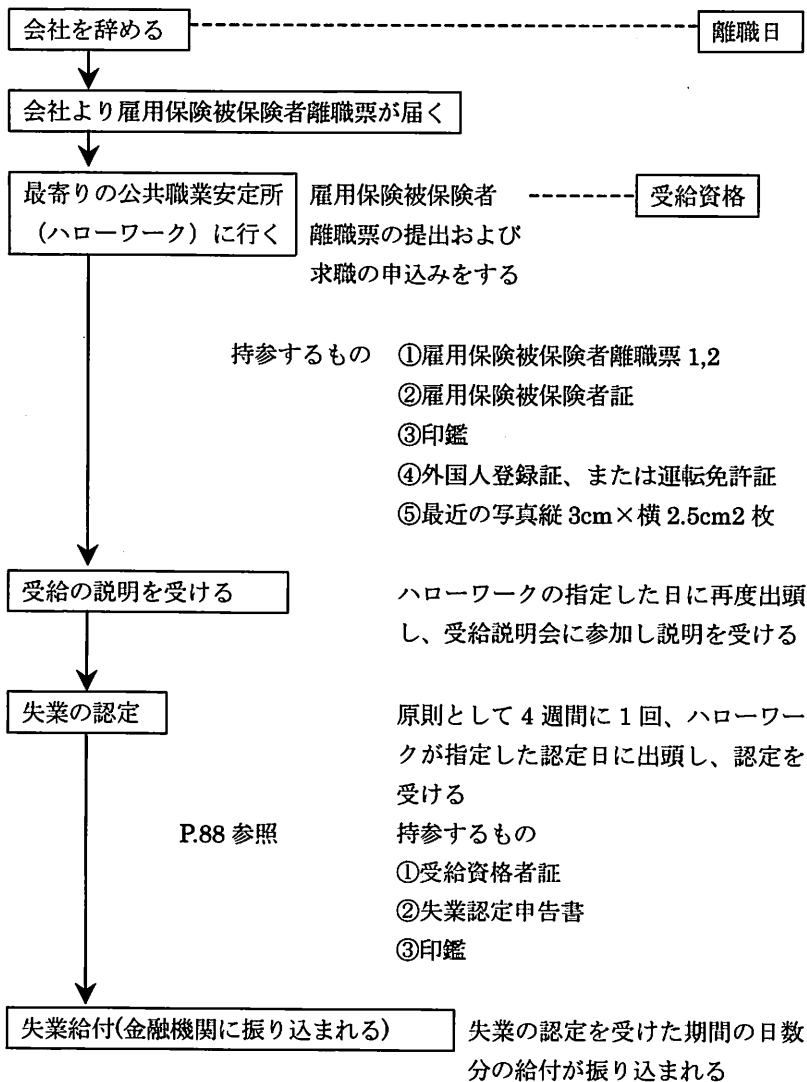


所定給付日数90日の例(会社の倒産・解雇の場合)



3. 失業給付手続きの流れ

失業給付を受けるために行う必要な手続きは次のとおりです。



4. 失業の認定と再就職

(1) 失業の認定

失業給付の支給を受けるためには、ハローワークが指定する日、つまり「失業認定日」(原則として4週間に1回)にあなた自身が来所して「失業」の状態にあるかどうかの確認をしてもらわなければなりません。これを「失業の認定」といいます。

この認定日には、ハローワークの職員が前回の認定日から今回の認定日前日までの期間について、「求人への応募等具体的に就職活動をしたか、その状況」について、および「就職・就労(パート・アルバイト・内職・手伝いを含む)をしていないか、また、自営業を開始していないか等、確かに失業状態にあるかどうか」等について確認をした後、失業の認定が行われます。

もし、就職や就労した場合には、必ずその旨申告してください。就職した場合、就職日前日までの失業日数分が支払われます。また、就労した場合は、就労日数分差し引かれた日数分が支給されます。いずれにしても、就労したからという理由で受給日数が減らされるようなことはありませんので、正直に申告することが大切です。

(2) 再就職

再就職(臨時、パート、試用期間、研修期間、アルバイト等も含む)が決まったら、すみやかにハローワークに届け出ます。

失業してから比較的早期に再就職したときに、法律の定める条件を満たせば(①待期期間経過後の就職であること、②離職前の事業主に再び雇用されたものでなく、1年を超えて引き続き雇用されることが確実に認められる職業に就いたものであること、③自己都合退職し、給付制限期間中に再就職した場合には、ハローワークの紹介または厚生労働大臣が許可した職業紹介事業者によるか、それ以外のときは給付制限期間を1ヵ月以上経過してからの就職であること、④雇用保険に加入できる労働条件で働いていること等)、「再就職手当」の支給を受けることができます。

(3) 再就職手当とは

- ① 安定した職業に就いた場合において、上記(2)の要件をすべて満たして就職したときには「再就職手当」が支給されます。

なお、事業を開始した方のうちその事業によって自立したとみとめることができる場合（雇用保険の適用事業主となる等）は、支給対象になることがありますので、安定所の職員にお尋ねください。

- ② 就職日の前日までの失業の認定を受けたうえで、就職日から受給期間満了日までの支給残日数が所定給付日数の3分の1以上（所定給付日数が150日、180日、210日、240日、270日、300日、330日、360日の方に該当）であり、かつ、45日以上（所定給付日数が90日、120日の方に該当）であること。
- ③ 支給される「再就職手当」の額は、支給残日数に※基本手当日額が乗じて得た金額の3割に相当する額（1円未満の端数は切り捨て）となります。

※ 基本手当日額が5,915円（60歳以上65歳未満の方は4,864円）を超える場合は当該金額が上限となります。

例) 所定給付日数が210日で基本手当日額が5,000円の方が、支給残日数が120日ある状態で就職し、再就職手当の支給要件に該当する場合、再就職手当としては $120日 \times 5,000円 \times 30\% = 180,000円$ が支給されます。

- ④ 再就職手当の申請は「再就職手当支給申請書」に「受給資格者証」を添えて、就職した日の翌日から1ヶ月以内に行わなければなりません。
- ⑤ 再就職手当は、支給申請書を提出した後、支給・不支給の決定をするために一定の調査期間（約1ヶ月）を要します。

支給・不支給の決定は、調査期間終了後、文書で通知します。

(4) 育児休業給付

雇用保険の被保険者で、満1歳未満の子を養育するために休業している被保険者について、一定の要件を満たしている場合、1歳未満の子を養育するための育児休業期間、育児休業開始前の賃金（月額）の30%が休業期間中「育児休業給付金」として支給されます。また、休業が終わって職場に復帰後6ヵ月を経過すると「育児休業者職場復帰給付金」として、育児休業開始前の賃金の10%が、休業期間中の月数分、支給されます。ただし、休業期間中に事業主から賃金を支払われているようなときは、不支給、もしくは給付の調整がおこなわれます。この手続きは、会社を管轄するハローワークに対して行いますので、受給者に該当するときは、会社に相談してみるとよいでしょう。

(5) 不正受給

不正受給とは、不正な手段により失業等給付の支給を受けようとすることで、例えば次のような場合が考えられます。

- ① パート、アルバイトも含めて、就職や就労（内職・手伝い含む）した場合に、その旨申告しなかったり、または採用になった日や、働いた日付を偽って申告したりした場合。
- ② 労災保険の休業補償給付や健康保険の傷病手当金などの支給を受けていることを届け出ない場合。
- ③ その他、受給資格者証を他人に貸したり譲ったりすることで失業の認定を他人に受けさせたり、雇用保険被保険者離職票に偽りの記載を行うことなど。

このように、見つからなければいいといった軽い気持ちで不正受給をしても、ハローワークの事業所調査、家庭訪問や、投書、電話などによる通報から、それらの事実の多くは発見されています。不正受給をした人には、①不正な行為のあった日から失業給付を受ける権利がなくなり、支給は打ち切られる、②不正な行為により支給された金額は全額返還させられ、2倍の額の納付命令が課され、納めなければならない、③詐欺罪などにより処罰されることがある、などの厳しい処分が与えられます。

5. 雇用保険の加入手続きの有無の確認

事業主が雇用保険の被保険者となる労働者を雇い入れたにもかかわらず、公共職業安定所（ハローワーク）に資格取得届を提出しなかった場合、雇用保険の基本手当の所定給付日数を左右する被保険者であった期間について、労働者が不利益を被る事態を生じる可能性があります。

こうした事態を極力回避するために、労働者が自らの雇用保険加入手続きがなされているか否かの確認の照会（以下「確認照会」といいます）を公共職業安定所（ハローワーク）に対して行う手続きを設けています。

※ 資格取得届の提出が適正に行われているか否かは、「雇用保険被保険者証」又は「雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」（以下「被保険者証等」といいます）の記載事項により確認できます。この「被保険者証等」が交付されない場合は、事業主を通じて労働者へ交付されますので、事業主に照会すれば確認できます。

事業主に照会したが「被保険者証等」が交付されない場合、事業主への照会が困難な場合や「被保険者証等」の記載事項と現在の事実が異なる場合などには次の照会手続きにより確認できます。

<照会手続き>

(1) 確認照会の方法

公共職業安定所（ハローワーク）で配布する「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票」用紙に必要な事項を記入し、本人若しくは代理人の来所又は郵送（その場合、不着事故防止のためできるだけ簡易書留で）のいずれかの方法によって、原則として当該確認照会に係わる事業所の所在地又は照会者の住居所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に提出してください。

また、電話による照会はトラブルのもとになるおそれがありますので応じられません。

照会結果は、「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」によってお知らせします。

(2) 提出書類

① 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票（注）

② 本人・住所確認書類

- ・ 外国人登録証の写し、運転免許証、国民健康保険被保険者証、雇用保険被保険者証、雇用保険受給資格者証、印鑑証明書のいずれかの原本又は写しをお持ちください。
- ・ 郵送による提出の場合には、これらの書類のいずれかの写しを添付してください（なお、原本を添付する場合は、外国人登録原票記載事項証明書又は印鑑証明書に限りです）。
- ・ 代理人による提出の場合には、委任状が必要です。

（注）氏名、生年月日、事業所の名称欄の記入があれば確認可能です。

6. 雇用保険の遡及加入

雇用保険は、労働者を一人でも雇用している事業所は、事業主や労働者の意志に関係なく、加入しなければなりません。事業主が労働者の入社時に、被保険者としての加入手続きを行うものであって、労働者があとから好きなきときに加入できるものではありません。

しかし労働者のなかには、雇用期間中に、雇用保険への加入を求めても、事業主がそれに応じず、そのまま解雇や退職に追い込まれてしまった人がいます。そういう人は、事業所を管轄するハローワークで、遡及加入の相談をしてみることをおすすめします。ハローワークの指導により、事業主が労働者の雇用保険への遡及加入を認め、離職票を交付したケースもありますし、雇用保険に加入できない人は、できれば雇用期間中に、ハローワークに一度相談してみるのがよいでしょう。

なお、遡及加入が認められた場合、被保険者となった労働者自身も、保険料の自己負担分を支払う義務があることを、忘れてはなりません。

※ 遡及できる期間は最大2年です。

1. 健康保険・厚生年金保険とは

この制度は、病気やケガをしたときや老後の生活に備えて、働く人たちが収入に応じて保険料を出し（事業主も一部負担し）、いざというときに医療や年金・一時金の給付を受けることによって、生活の安定を図る目的でつくられたものです。

健康保険・厚生年金保険は、法律によって適用事業所に使用される人に加入が義務づけられているものです。

健康保険は業務外の保険事故（病気やケガなど）に対して保険給付を行い、また厚生年金は、老後働くことができなくなった場合等に年金の支給が受けられる制度で、ともに働く人々にとって必要不可欠なものであるといえます。

日系人の皆さんの中には、高い掛金を徴収されるためこの制度に加入したくないとか、または事業所やあつ旋会社の事業主分担をきらう等の理由で、市区町村の国民健康保険に加入している人が多く見受けられますが、もともと国民健康保険は農業従事者や自営業、無職の人等が加入する保険であって、事業主に雇用されて働く人が加入する制度ではありません。そのため、自治体によっては健康保険・厚生年金保険の強制適用事業所に雇用されている人たちの加入を認めないケースが多くなっています。

業務外の疾病・負傷は、いつどこで起きるか分からないものです。また、厚生年金保険に加入している外国人には、日本を出国後2年以内に請求することにより、掛金の多くの部分が還付される制度があります（脱退一時金制度）。

健康保険・厚生年金保険は労使が折半して負担するシステムですので、未加入の事業主に対しては積極的に加入するように働き掛けることも必要です。

詳しくは各地域の社会保険事務所で相談してください。

2. 健康保険・厚生年金保険の対象者と保険料

保険の加入手続きは事業主が行います。従業員を有するすべての法人事業所は、この保険への加入義務があるため、そこに使用される人は、臨時、日雇等を除き、必ず加入することになります。また、アルバイト、パートタイマーなどの短時間労働者についても、1日の労働時間または1カ月の労働日数が通常の従業員のおおむね3/4以上であれば、被保険者となります。

保険料は2003年4月から年取に対して賦課する総報酬制が導入され、毎月の額に応じて決められ事業主と被保険者が折半して負担することになっています。

なお、毎月の給与の保険料は標準報酬月額を基に計算し、賞与は千円未満の端数を切り捨てた額を標準賞与額とし計算され各自の給与及び賞与の支払われたときに控除されます。

社会保険料率	
健康保険（政府管掌） 82/1000 40歳～65歳未満の人は 介護保険料 12.3/1000 加算される	厚生年金保険 142,88/1000 ・ 毎年 3.54/1000 引き上げられ、 2017年9月以降は 183.0/1000 で固定されます ・ 2005年以降は、定時決定による 標準報酬月額に合わせ毎年9月 に保険料率が引きあげられます
（この半分が被保険者負担分）	

（注）保険料の対象となる被保険者の標準報酬月額とは基本給のほか、残業手当、皆勤手当、通勤手当、住宅手当なども含まれています。

※ 賞与から納める健康保険料額は、標準賞与額（賞与の1,000円未満を切り捨てた額。賞与が200万円を超える時は200万円）に一般保険料率82/1000（40歳以上65歳未満の場合は一般保険料率に介護保険料率12.3/1000を合算した率）を乗じた額を事業主と被保険者が折半で負担します。

※ 賞与から納める厚生年金保険料額は、標準賞与額（賞与の1,000円未満を切り捨てた額。賞与が150万円を超えるときは150万円）に保険料

率を乗じた額を事業主と被保険者が折半で負担します。

※ 2000年4月より介護保険制度がはじまり、介護保険の第2号被保険者である人は介護保険料もあわせて負担することになります。

※ 被扶養者となる条件と親族の範囲

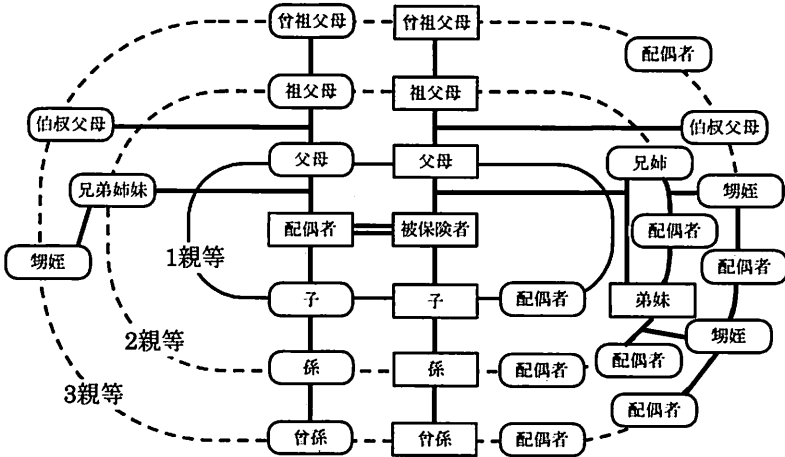
健康保険、厚生年金保険ともに、被扶養者についても一部の保険給付が認められています。この被扶養者になれる対象者は以下の親族の範囲内にいる人で、さらに、主として被保険者の収入で生計を維持している人であり、また、対象者の年収が130万円未満（60歳以上又は障害者は180万円未満）で、かつ、被保険者の年収の半分未満であることが条件となっています。

被保険者の被扶養者となれる親族の範囲は、以下の通りです。

- 被保険者により生計を維持されていれば、同居でも別居でもよい人
 - ・ 配偶者
 - ・ 被保険者の父母、祖父母、曾祖父母など
 - ・ 子、孫および弟妹
- 被保険者に生計を維持され、かつ、同居が条件の人
 - ・ 被保険者の兄・姉、伯（叔）父・伯（叔）母、甥・姪およびその配偶者、子、孫および弟妹の配偶者
 - ・ 配偶者の父母、祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹、伯（叔）父・伯（叔）母、甥・姪

三親等内の親族図

- の人は生計維持の
関係が必要
- の人は生計維持と
同一世帯が必要。



以上の条件を満たす家族がいる場合は、その旨を事業主に話し、「被扶養者届」を出してもらいましょう。なお、子供が生まれたり、また、今まで被扶養者であった家族が新たに就職したり、死亡するなど、被扶養者に異動があったときは、5日以内に事業所を通じて「被扶養者異動届」を提出してください。

3. 健康保険で受けられる給付

(1) 療養の給付

被保険者や被保険者の被扶養者となっている家族が病気になったり、ケガをしたときは、健康保険を扱っている病院・医院に被保険者証を提出すれば、被保険者である間は病気やケガが治るまで、診療・処置・手術・薬の支給・入院などの必要な医療が受けられます。この場合、被保険者は一部負担金として、かかった医療費のうち3割を病院医院の窓口で支払うことになっています。また、被扶養者となっている家族の場合は、通院の時は3割（3歳未満の人は2割）、入院のときは3割の自己負担をします。また、外来で薬剤の支給を受けた場合には、薬剤の種類、数等に応じて、その薬剤にかかる一部負担金も支払います。ただし、療養の給付はあくまでも病気に関するもので、病気ではない健康診断、美容整形、正常な妊娠や出産等については、健康保険の給付は行われませんので、注意が必要です。

なお、健康保険の対象となる病気やケガは、あくまでも日常生活を営む上で生じたものであり、仕事中や通勤途中で発生した病気やケガについては、労災保険から治療費などが支給されます（62頁労災保険の項参照）。

(2) 高額療養費の払い戻し

被保険者、被扶養者が1カ月の間に、同一の医療機関で、同じ病気やケガなどのために支払った一部負担金等が自己負担限度額を超えたとき、または同一世帯の家族で21,000円以上の自己負担金が2つ以上ある場合は、次の計算式で自己限度額を超えている金額を高額医療費として払い戻されます。

自己負担限度額の計算式

$$72,300 \text{円} + (\text{かかった医療費} - 241,000 \text{円}) \times 1\%$$

この場合、血友病や人工透析を必要とするような医療で、長期間、継続して高額な費用が要求されるようなときは、1カ月の負担金が1万円を超えるときにその超過分が払い戻されます。

〔提出書類〕 「高額療養費支給申請書」

〔提出先〕 事業所を所轄する社会保険事務所又は健康保険組合
(会社が手続きを行うときは会社に依頼する)

〔提出期日〕 支給要件に該当してから2年以内に請求する。

〔留意事項〕 申請書は月ごとに作成する。

社会保険事務所は、各都道府県内に通常数カ所あります。県庁所在地や主要都市には必ずありますが、その場所については、都道府県庁や市役所などで問い合わせてください。

(3) 傷病手当金

被保険者が業務外の疾病、負傷の療養のため労務不能であり、引き続き4日以上休んで報酬の支払いを受けていないときは、4日目から被保険者の標準報酬日額の6割が「傷病手当金」として支給されます。支給期間は支給開始日から1年6ヵ月ですが、その間に報酬を受けたり、障害年金等他の保険給付が行われるときは調整が行われます。

〔提出書類〕 傷病手当金請求書（病院、社会保険事務所等で入手）

* 医師、または歯科医師の意見書、労務に就かなかつた期間および報酬額に関する事業主の証明書を添付

〔提出先〕 事業所所轄の社会保険事務所又は健康保険組合

〔提出期日〕 支給申請は労務不能が短期間のときは療養が終了したとき、長期のときは概ね1ヶ月毎に行う。時効は日々について2年。

〔留意事項〕 長期にわたるような時は、大体1ヵ月ごとに請求する
（実際に支給されるまでおよそ1ヵ月かかる）

なお、休業期間中、事業主から報酬を受けることができるときは、それが傷病手当金以上であれば傷病手当金は支給されず、少ない場合はその差額が支給される。

(4) 出産したとき

女子の被保険者が出産をしたときは、出産育児一時金、出産手当金が支給されます。被扶養者が出産したときは、家族出産育児一時金が支給されます。

給付の内容は以下のとおりです。

	種類	給付内容
本人	出産育児一時金	1児につき300,000円を支給
	出産手当金	出産の日以前42日(多胎妊娠98日)から出産の日後56日までの間において出産のため労務に就かなかった期間、1日につき標準報酬日額の6割を支給
	家族出産育児一時金	1児につき300,000円を支給

〔提出書類〕 出産育児一時金請求書／出産手当金請求書
(病院、社会保険事務所等で入手)

〔提出先〕 事業所所轄の社会保険事務所又は健康保険組合

〔提出時期〕 被保険者、又は家族が出産したとき

〔留意事項〕 出産手当金の請求については、産前産後を一括して請求することがほとんどである。また、出産の日以前に通常どおり就労し、報酬を得ている場合は支給されず、報酬の一部が支払われていても出産手当金の額より少ない場合は、差額が支給される。

当該「出産」とは、妊娠4ヵ月(85日)以上の出産をいい、それが正常出産であると、早産、流産、人工妊娠中絶であることは問わない。このため、妊娠4ヵ月以降であれば、流産した場合でも、また被保険者の帝王切開等異常分娩に対し療養の給付が行われるようなケースでも、出産育児一時金は支給される。

(5) 死亡したとき

被保険者が死亡したときは埋葬料（埋葬費）、被扶養者が死亡したときは家族埋葬料が支給されます。給付の内容と手続きは次のとおりです。「埋葬料（費）請求書」に、死亡に関する証明書類（事業主の証明でもよい）と被保険者証を添えて提出します。埋葬費については、埋葬にかかった費用の領収書が必要です。

被保険者が死亡したとき	埋葬料	被保険者によって生計を維持していた者で埋葬を行う者に、標準報酬月額 of 1 ヶ月分 (最低保障額 10 万円)
	埋葬費	埋葬料を受ける人がいないとき、埋葬を行った人に被保険者の標準月額の限度で実際に要した費用
被扶養者が死亡したとき	家族埋葬料	被扶養者となっている家族が死亡したとき 10 万円

- 〔提出書類〕 「埋葬料（費）支給請求書」、死亡に関する証明書類（事業主の証明でもよい）、被保険者証
- 〔提出先〕 事業所所轄の社会保険事務所又は健康保険組合
- 〔提出期日〕 埋葬料は被保険者の死亡した日から、埋葬費は埋葬日から2年以内に請求する。

(6) 任意継続被保険者

日系人の皆さんの中には、転職に伴い健康保険の資格を喪失し、再就職先が健康保険に加入手続きをせず、無保険の状態となってしまう人がいます。しかし、退職等によって被保険者の資格を喪失した後であっても、一定の条件を満たす場合には継続して被保険者となることができます。

この制度の目的は、離職し、生活の安定の道を失った者に対して一定期間、健康保険を適用し、再就職など何らかの生活安定の方法を見いだすまでの間の救済の道を講じることにあります。保険料は全額個人負担（事業主負担分を含む）となります。

任意継続被保険者となるためには、一部の例外はありますが、従来の健康保険の被保険者資格を喪失する日の前日まで、継続して2カ月以上被保険者であったことが条件で、資格を喪失した日から20日以内（ただし、届

出遅延に正当な理由があったと認められたときを除く)に、自分の住所を管轄する社会保険事務所に行って申請手続きをします。その際、従前の健康保険証の自分の保険番号等を控えておくといでしょう。

申請の際は、「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」を提出します。資格取得日は、従前の被保険者資格を喪失した日となり、保険料の算定基礎となる標準報酬月額、退職時のもので計算されます。

なお、当該任意継続被保険者として加入できるのは健康保険の部分のみで、保険給付については一般の被保険者と同様で、3割自己負担で給付が受けられます。ただし、以下の点が一般と異なるので、注意してください。

- 1) 保険料が、全額自己負担であり（一般の場合は、事業主と被保険者が折半して負担する）、そのために、被保険者が直接保険者に申告納付する。
- 2) 被保険者期間は原則として、任意継続被保険者になった日から2年に限られる。
- 3) 保険料の納期はその月の10日である（初回分については保険者の指定する日）。
- 4) 将来の一定期間の保険料を一括して前納することができる。

(7) 資格喪失後の継続給付

健康保険法の保険給付は、原則として被保険者に対して支給されるものであり、被保険者の資格を喪失した者に対しては行われないのが原則です。しかし、この原則をあまり徹底して貫くと被保険者に極めて酷であり、かつ、制度の目的にそわないこともあります。そこで、被保険者の資格を喪失した後においても一定の条件のもとに保険給付を行うこととしています。これを「資格喪失後の保険給付」と呼んでいます。

●資格喪失後の給付

① 傷病手当の給付

資格喪失の日の前日まで継続して1年以上の被保険者期間を有していた人で、病気、ケガ等で労務に就けず、3日間の待期間を満了した後に退職して被保険者資格を喪失した人に、療養中の生活費を保障するために資格喪失後の継続給付として傷病手当が支給されます。受給手続きは、被保険者であったときと同様ですが、休業等に関する事業主の証明は得ることができないため、不要です。

② 出産に関する給付

資格喪失の日の前日まで継続して1年以上の被保険者期間を有していたこと、資格喪失後6ヵ月以内に出産したことにより、出産の日以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産の56日後までの間において労務に服さなかった期間について出産手当金と、出産育児一時金が支給されます。受給手続きは、被保険者の場合と同様です(出産日は出産前の日数として算定されます)。

③ 埋葬料(費)

以下の3つの場合に、最後の保険者から埋葬料または埋葬費を受け取ることができます。

- a. 被保険者資格喪失後3ヵ月以内に死亡したとき(この場合、資格喪失前の被保険者期間は問いません)。
- b. 資格喪失後に傷病手当金、出産手当金を受けている間に死亡したとき。
- c. bの給付を打ち切りになってから3ヵ月以内に死亡したとき。
手続き等は、「死亡したとき」の項で述べたとおり。

4. 国民健康保険

健康保険制度と並んで我が国の医療保険制度の重要な役割を果たす国民健康保険は、自営業者、農林漁業者、自由業者など、被用者保険に加入していない者を対象として、疾病、負傷、出産、死亡に関して、必要な医療給付を行う制度です。

国民健康保険についての概略を説明します。

(1) 保険者と保険料の支払い

保険者は市区町村で国民健康保険の保険料(税)は世帯単位で賦課されることになっており、国民健康保険法による保険料と地方税法による保険税があります。

また、国民健康保険の保険料(税)率は、それぞれの市区町村における医療費などの状況に応じて決められており、市区町村によって異なります。なお、40歳以上65歳未満の人(介護保険第2号被保険者)が含まれる世帯は、医療分保険料(税)に介護分保険料(税)を加算した額を納めることとなります。

●保険料(税)の計算

保険料(税)は、次の4つの項目によりそれぞれ計算した額の合計額となります。

所得割	世帯の前年所得または当該年度住民税額に応じて計算
資産割	世帯の当該年度固定資産税額(土地・家屋)に応じて計算
均等割	世帯の被保険者数に応じて計算
平等割	1世帯当たりいくらと計算

- なお、保険者によって所得割、均等割、平等割の合計額又は所得割、均等割の合計額としている場合があります。
- 介護分保険料(税)は、原則として医療分保険料(税)と同じ方法により計算されますが、4つの項目の組み合わせが異なる場合があります。
- 保険料(税)の賦課できる限度額は、法令で医療分53万円、介護分8万円となっていますが、市区町村によってそれぞれ異なる場合があります。

また、保険料の納付書は、世帯主本人が国民健康保険の被保険者でない場合も、各世帯主あてに送られてきます。ただしこの場合、被保険者でない世帯主の保険料は当然除かれます。また、国民健康保険には、健康保険のような被扶養者の概念がありません。家族で加入した場合、家族の全員が被保険者扱いとなり、家族の人数に応じて、保険料も変わります。

(2) 給付

療養の給付加入者は、3割の自己負担金〔3歳未満の人は2割、70歳以上の人は1割(但し一定以上所得者については2割)〕で必要な医療が受けられます。高額療養費、出産育児一時金(出産時1人につきおおむね30万円、但し各自治体によって異なる)、葬祭費(5万円前後—各自治体により異なる)等の給付があります。

ただし、健康保険の項で説明した、病気のため働けないときの傷病手当金、被保険者が出産のため働けないときの出産手当金を給付の対象としている自治体は、現在ありません。

(3) 確定申告と保険料の滞納

所得税の確定申告に際して、国民健康保険料を算定する際控除の対象となりますので、領収証書は大切に保管しておきましょう。また、領収証書を紛失した場合は、保険料を支払った市区町村の窓口でその旨を説明して、それにかわる書類を発行してもらいます。

また、会社の健康保険に加入していれば、保険料は自動的に賃金から控除されますので、滞納という問題はありませんが、国民健康保険の場合は、自分で納付する義務を負っていますので、中には特別な事情なく保険料を滞納する人がいます。そういう人には、

- ① 保険証の返還を求められ、かわりに被保険者資格証明書が交付されます。この場合、被保険者は診療費の全額を病院窓口で支払わなければなりません。
- ② 療養の給付の他、特定療養費、出産育児一時金、葬祭費等の保険給付の全部または一部の支払いが差し止められることもあります。

以上が国民健康保険の概略です。

なお、国民健康保険の詳しい説明は、加入手続をするときに各自治体から各人に行われますので、納得のいくまで説明を聞いてください。また、加入の際に、その市区町村で出している国民健康保険についての小冊子やパンフレット等を渡されると思いますが、各自治体の独自の制度がありますので、必ず目を通すようにしましょう。

加入できた際は、給付を受けることばかりを考えるのではなく、日本に滞在している間は、保険料を滞納せず、きちんと支払っていくことを心掛けることが肝要です。

5. 外国人と介護保険制度

2000年4月からスタートした介護保険制度は、高齢者の介護に必要な費用を国民全体で分かち合うことを目的に創設された制度で、40歳以上の国民全体が被保険者になって保険料を納付し、65歳以上（一部40歳以上）で介護・支援を必要とする状態になったときに、介護サービスを受けることができるようになっていきます。この保険は在日外国人にも日本人と同様に適用されますが、外国人の場合には在留の態様によって適用除外になることがありますので、保険料の納付と保険給付（介護サービス）の受給の2点を中心に、介護保険の概要と外国人への適用についてご説明します。

(1) 介護保険の概要

① 保険者

介護保険の保険者は市町村及び特別区（以下市区町村と称する）です。従って、介護保険は市区町村が行う保険です。

② 被保険者

40歳以上65歳未満の医療保険加入者は第2号被保険者、65歳以上の市区町村に住所を有する者が第1号被保険者となります（自動的になる、任意加入ではない）。医療保険とは、健康保険、国民健康保険等を指し、詳細は後掲(2)①②のとおりです。

③ 保険料を納付

第2号被保険者の保険料は、医療保険の保険料と一緒に徴収されます。第1号被保険者の保険料は市区町村が徴収します。

④ 介護給付（介護サービス）の受給

65歳以上の第1号被保険者が要介護状態又は要支援状態になったときには、市区町村に申請して要介護・要支援認定を受け、要介護・要支援状態の区分に応じた介護サービスを受けることができます。40歳以上65歳未満の第2号被保険者については、認知症（痴呆症）や脳血管障害等の、老化に起因する疾病により要介護状態又は要支援状態になったときは、市区町村に申請して要介護・要支援認定を受け、その区分に応じた介護サービスを受けることができます。

(2) 外国人への適用

前記(1)の規定は、日本人にも外国人にも同様に適用され、国籍による取り扱いの違いはありません。しかしながら、日本に住んでいる日本人は基本的には日本国内に住所を有しているのに対して、外国人の中には日本に住んでいても住所を有しない者が多くあり、また日本国内に住所を有していても医療保険に加入していない者も少なからずあるので、適用を受けられない外国人が多々出てきます。

そこで、以下に外国人の日本における在留の態様と介護保険の適用について整理してご説明します。

① 住所要件

- 「住所を有する」とは、外国人については下記の何れかに該当する場合がこれにあたります。

- イ 外国人登録を行っており、入国当初に付与された在留期間が1年以上ある者

- ロ 外国人登録を行っており、入国当初に付与された在留期間が1年未満であるが、入国目的や入国後の生活実態から1年以上滞在すると認められる者

- 下記の場合には住所要件を充たさず、これに該当する外国人は住所を有することにはなりません。

- イ 労働のために短期間在留する場合

- ロ 短期滞在を繰り返して結果的に在留期間が1年以上になった場合（但し前記①ロ項に該当する場合は除く）

- ハ 外国人登録をしていない場合（1年以上在留していても）

- ニ 不法残留（滞在）者（外国人登録をしていても）

以上のことから、上記上段に該当する外国人は住所を有するが、下段に該当する外国人は住所を有しないこととなります。

② 医療保険加入者

医療保険とは、健康保険、国民健康保険等をいい、医療保険加入者とはこれらの保険の被保険者及び被扶養者を指します。

従って、健康保険、国民健康保険等の医療保険に加入していない外国人

は、第2号被保険者に該当せず、介護保険料の支払いの必要はありません。
 また40歳から65歳の間に認知症（痴呆症）になっても、介護サービスを受けることができません。

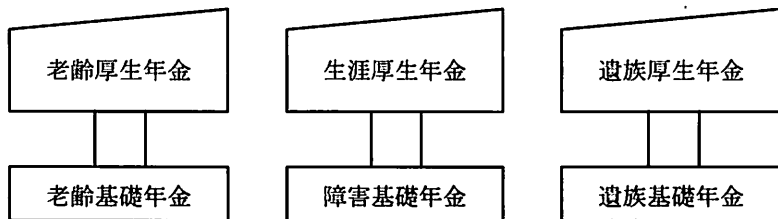
以上の条件に基づいて、外国人の在留の態様と介護保険の適用を整理すると、次のようになります。

外国人登録	在留の状態	医療保険	介護保険の適用	
			40歳以上 65歳未満	65歳以上
外国人登録をしている	① 入国時の在留期間が1年以上ある	医療保険に加入している	介護保険が適用される（第2号被保険者）	介護保険が適用される（第1号被保険者）
	② 入国時の在留期間は1年未満であるが、雇用契約、招聘書類等で1年以上滞在すると認められる	医療保険に加入していない		
	③ 在留期間1年未満の短期滞在者 ④ 短期滞在の繰り返しで1年以上になった者 ⑤ 在留資格がない者	医療保険に加入できない	介護保険が適用されない	介護保険が適用されない
外国人登録をしていない				

6. 厚生年金・国民年金

日本の年金制度は、日系人の方たちも含めて日本国民すべてが加入して共通の「基礎年金」を支給する国民年金と、「基礎年金」に上乘せして報酬比例の年金を支給する厚生年金や共済年金からなっています。従って、厚生年金や共済年金の被保険者は、自動的に国民年金に加入していることとなります。

国民年金では、老齢、障害、死亡といった事故に際して被保険者やその家族の所得を保障するために老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金が支給され、厚生年金では、会社、工場、法人などの事業所に使用される労働者を被保険者とし、原則として国民年金の基礎年金に上乘せる年金として老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金が支給されます。



(1) 老齢厚生年金

●加入期間

老齢厚生年金は、国民年金の老齢基礎年金の受給資格期間（原則として加入期間が25年以上）を満たした人に、老齢基礎年金に上乘せる形で、65歳から支給されることになっています。加入期間とは国民年金の保険料納付済期間（実際に保険料を納めた期間）、保険料免除期間（障害の状態にあり、生活扶助等援護を受けたりするため保険料の納付を免除された期間）および合算対象期間（カラ期間）をいいます。

合算対象期間には、

- ① 日本人であって、1961年4月1日以後、海外に在住していた期間（20歳以上60歳未満の期間に限る）。
- ② 在日外国人で、日本国内に居住した期間のうち、1961年4月1日から1981年12月31日までの期間（20歳以上60歳未満の期間に限る）。
- ③ 日本国籍あるいは永住許可を得た人の次の期間（20歳以上60歳未満の

期間に限る)

- ア) 日本国内に住所を有していた期間のうち、1961年4月1日から1981年12月31日までの期間
- イ) 海外在住期間のうち、1961年4月1日から日本に入国するまでの期間等があります。そして1ヵ月でも厚生年金保険に加入していれば、支払った保険料に基づき、老齢基礎年金と老齢厚生年金が65歳から(1941年4月1日以前生まれて厚生年金保険に1年以上加入していると、60歳から特別支給の老齢厚生年金も支払われる場合があります)支給される仕組みとなっています。事業所に雇用されている日系の方は、日本の滞在期間の長短にかかわらず厚生年金保険に加入する義務がありますが、当該25年(生年月日により期間短縮の措置があります)の被保険者期間を満たすことが不可能な人々のために、後述する脱退一時金制度が経過措置として施行されています。

しかし、若くして来日し、長期間日本に滞在する人も今後増加するものと思われますし、そうすると年金受給のための資格要件も当然満たせるわけですので、そのような人々は、65歳から老齢基礎年金、老齢厚生年金を自分の母国で受け取れることとなります。脱退一時金制度により保険金が還付された場合、当該還付に係る期間は被保険者期間から除かれますので、将来的に年金に結び付けようと思っている人達は、どの方法を選択するかをよく考える必要があります。

●年金の額

老齢厚生年金の受給権者には、老齢基礎年金と老齢厚生年金が併給されますが、老齢基礎年金は、40年加入で満額、老齢厚生年金は各人の過去の標準報酬と、被保険者であった月数により計算され、被保険者に生計を維持されていた配偶者、18歳未満の子について加給年金が追加されます。年金は、毎年6回に分けて支払われます。

(2) 障害厚生年金

●支給対象となる人

障害厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が疾病や負傷により一定の障害の状態になったときに、国民年金の障害基礎年金に上乘せする形で支給されます。国民年金の障害基礎年金は障害等級の1級または2級までの給付を行いますので、2級の状態よりも軽い障害の人には、基礎年金部分は支給されず、厚生年金独自の3級の障害厚生年金または障害手当金が支給されます。

●支給要件

障害厚生年金は、初診日に厚生年金保険の被保険者であった人が、障害認定日（初診日から1年6ヵ月を経過した日またはその期間内に疾病や負傷が固定した日）に障害等級の1級、2級または3級の障害の状態にあるときに支給されます。

ただし、初診日の前々月までの国民年金の被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あることが必要です。

（65歳未満の人については、2006年4月1日前に初診日がある場合は、初診日までの1年間のうちに保険料の滞納がなければよいことになっています。）

●年金の額

厚生年金保険に加入中の障害（1級・2級）で障害基礎年金が受けられるときに、障害基礎年金（年額、1級・・993,100円、2級・・794,500円）に上乘せして障害厚生年金を受けられます。なお、障害の程度が軽いときは3級の障害厚生年金または障害手当金（一時金）が受けられます。

これに被保険者の18歳未満の子について加算が行われます。障害厚生年金は、被保険者の標準報酬（月）額によって額が計算され（被保険者の月数が300月に満たないときは300月とする）、1級、2級については、被保険者に生計を維持されていた65歳未満の配偶者について加算（228,600円）が行われます。

●障害手当金

障害手当金は、初診日に厚生年金保険の被保険者であった人が、初診日から起算して5年を経過するまでの間に疾病や負傷が治った日において、障害等級1、2、3級に該当せずとも一定の障害の状態にあるときに支給されます。この手当金は、年金とは違い一時金として支給され（最低保障額1,171,400円）、障害の程度は障害等級の3級より軽いものとされています。支給要件は上述のとおりです。

(3) 遺族厚生年金

●支給対象となる人

遺族厚生年金は、厚生年金の被保険者であった人が死亡した場合に、国民年金の遺族基礎年金に上乘せする形で、その人の遺族に支給されます。遺族基礎年金からは、被保険者の死亡当時、生計を維持されていた「18歳未満の子と暮していた妻」又は「18歳未満の子」に限定して支給されますが、遺族厚生年金の支給については下記のとおり、その遺族の範囲が広がっています。

●支給要件

- ① 被保険者が死亡したとき。
- ② 被保険者資格喪失後、被保険者期間中に初診日のある疾病や負傷によって初診日から5年以内に死亡したとき。
- ③ 障害等級の1級または2級の状態にある障害厚生年金の受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。
- ④ 老齢厚生年金の受給権者または老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。

なお、2006年4月1日前に死亡日がある場合は、前記の3分の2以上の保険料納付要件を満たさなくても、死亡日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料の滞納がなければ（65歳未満に限る）よいことになっています。

遺族厚生年金を受けられる遺族の範囲は以下のとおりです。

- ① 配偶者（夫の場合は死亡時55歳以上であること・60歳から支給開始）
- ② 子（18歳未満、障害等級1、2級の子にあつては20歳未満）
- ③ 父母（死亡時55歳以上であること・60歳から支給開始）
- ④ 孫（18歳未満、障害等級1、2級の孫にあつては20歳未満）
- ⑤ 祖父母（死亡時55歳以上であること・60歳から支給開始）

遺族厚生年金は、労災保険と異なり、配偶者と子を除いて、先順位の者が失格しても、後順位の者に支給されることはありません。

●年金の額

遺族厚生年金の支給額は、遺族の範囲によって変わります。大まかには、遺族基礎年金の部分から 18 歳未満の 1 人の子がいる妻が受けるときは、1,023,100 円（子が受けとるとき 794,500 円）および遺族の数に応じた加給年金が、18 歳未満の子のある妻または 18 歳未満の子に支給されます。遺族厚生年金からは、上記の遺族に対して、死亡した被保険者の標準報酬月額により計算された額の 4 分の 3 とスライド率を乗じた額が支給されます。

(4) 請求方法

老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金の年金の受給に関しては、被保険者または遺族が社会保険庁長官に裁定の請求をしなければなりません。

この場合、請求用紙「年金の裁定請求書」に必要な事項を記入し、他の必要書類を添付して、最終の事業所を管轄する社会保険事務所に提出することになります。また、支給の決定を受けた後に、出国して母国で引き続き受給する場合は、「年金の支払いを受ける者に関する事項」を、社会保険業務センター(脱退一時金の項参照)に提出します。最初から母国で受給するのであれば、当該 2 つの請求書を事業所管轄の社会保険事務所に提出します。

いずれにせよ用紙は最寄りの社会保険事務所で入手できますので、記入方法や添付書類についてよく確認してください。また、勤務していた事業所の協力を得られるようであれば、詳細を尋ねてみるのもよいでしょう。

最後に、障害、死亡が業務上の災害によるもので、同一の事由に関して国民年金、厚生年金保険から支給される年金と、労災保険から支給される年金が併給される場合があります。このようなときは、労災保険の年金は調整率を乗じて減額して支給され、国民年金、厚生年金保険の年金は全額支給されます。労災保険の手続きと国民年金、厚生年金保険の手続きとでは請求先等が異なりますので注意が必要ですが、業務上の労災に遭った人で社会保険に加入している場合は、社会保険事務所で十分な指導を受けてください。

7. 脱退一時金制度

1994年11月9日公布の法改正によって、日本に滞在中に国民年金または厚生年金保険に加入していた外国人が、日本を出国後請求することによって、脱退一時金が支給されることになりました。

なお、ここで概要の説明は厚生年金保険加入者を対象にしています。この脱退一時金受取に関するより詳しい説明は最寄りの社会保険事務所でお尋ねください。

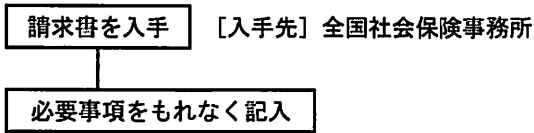
(1) 対象者

被保険者期間が6ヵ月以上ある外国人であって、年金（障害手当金を含む）を受ける権利を有したことがなく、被保険者の資格を喪失した者が、日本を出国後2年以内に請求をおこなったときは、脱退一時金が支給されます。

対象者の条件は、以下のとおりです。

- ① 日本国籍を有していない（二重国籍は不可、永住許可は申請可能）。
- ② 厚生年金保険の保険料を6ヶ月以上納めていた。
- ③ 日本に住所を有していない。（1994年11月9日以降に在留資格を有して日本に住んでいた人で、日本を出国された方に限る）
- ④ 老齢年金が受けられる期間を満たしていない。
- ⑤ 年金（障害手当金を含む）を受ける権利を有したことがない。

(2) 請求の手続き



- ・アルファベットの活字体で丁寧に書く。
- ・氏名、生年月日、住所、年金手帳の基礎年金記号・番号など、必要事項を記入する。

[添付書類]

- ①年金手帳
- ②パスポートの写し（出国の証印のあるもの：出国年月日、氏名、生年月日が確認できるページ）



- 年金相談窓口 TEL 0570-071165

(3) 受給金額

2005年4月からは、被保険者期間に応じて一律であった支給率が変わりました。厚生年金保険の被保険者期間の最後の月（最終月）の前年の10月（最終月が1月から8月の場合には前々年の10月）における厚生年金保険の保険料率をもとに、つぎのように計算されることに改められました。

脱退一時金額 = 被保険者期間の平均標準報酬額(再評価なし) × 支給率

支給率 = 厚生年金保険の保険料率 × $\frac{1}{2}$ × 下表の被保険者期間に応じた月数

※ 支給率に小数点以下1位未満の端数がある場合には四捨五入します。

厚生年金保険の被保険者期間	月数
6 月以上 12 月未満	6 月
12 月以上 18 月未満	12 月
18 月以上 24 月未満	18 月
24 月以上 30 月未満	24 月
30 月以上 36 月未満	30 月
36 月以上	36 月

※ 支給の際に、20%の所得税が源泉徴収されます。

※ 所得税は税務署に還付申告できます。帰国前に管轄の税務署（日本を出国する直前に外国人登録をしていた住所を管轄する税務署）へ「納税管理人の届出書」（税務署に備え付けあり）を提出し納税管理人を指定します。納税管理人の資格は「日本に住んでいること」以外に特にありません。

「納税管理人の届出書」を提出しないで日本から出国した場合は、還付請求時に「納税管理人の届出書」を提出して下さい。

※ 脱退一時金の送金と同時に「脱退一時金支給決定通知書」を送付されますので原本を納税管理人に送付し納税管理人は本人に代って還付申告を行うことになります。

●国民年金の脱退一時金

国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）としての保険料納付済期間と保険料半額免除期間（半額納付の期間に限る）の月数の2分1に相当する月数とを合算した月数が6カ月以上ある外国人で、年金を受けることのできない人が帰国後2年以内に請求を行った場合、脱退一時金が支給されます。（当該還付について20%の課税はありません）

被保険者期間	金額
6 カ月以上 12 カ月未満	40,740 円
12 カ月以上 18 カ月未満	81,480 円
18 カ月以上 24 カ月未満	122,220 円
24 カ月以上 30 カ月未満	162,960 円
30 カ月以上 36 カ月未満	203,700 円
36 カ月以上	244,440 円

第6章 税金について

1. 所得税(雇用されて働く人の場合)

日本で所得のある人は所得税(国税)を納めなければなりません。この所得税は原則として、毎年1月1日からの1年間に得た個人所得のすべてにかかり、外国人でも税法上、日本の「居住者」と見なされれば、一般の日本人と同様の税率がかかります。一方、「非居住者」と見なされた場合は支払われる給与に対し、一律20%が所得税として課税されます。

「居住者」とは、原則として「日本に住所を有し、または現在まで引き続き1年以上居所を有する個人」をいい、「非居住者」とはそれ以外の個人をいいます。

「居住者」か「非居住者」かの判定は、具体的には、日本での就労先との契約や雇用期間、待遇の内容およびそれぞれの在留資格・期間等により総合的に検討されることになります。

なお、最初は「非居住者」だった人の日本での滞在期間が1年を超えた場合、もしくは途中で契約等の更新により入国後の就労期間が1年以上となった場合は、その時点で「居住者」となり、その日以降に支払われる給与からは「居住者」として所得税が源泉徴収されます。

(1) 源泉徴収

もし、あなたが税法上「居住者」と見なされる場合、所得税は普通の日本人労働者と同様の取扱いとなります。この所得税は1月1日からの1年間に得た個人所得のすべてに課税されますが、サラリーマンのように会社等から給料を毎月支給される場合、勤務先が従業員の毎月の給与やボーナスから所得税を天引きし、従業員に代わって国に納付するシステムになっています。税額は所得金額や扶養者の有無および人数によって異なりますが、所得が高くなると税率が上がります。このようにして毎月天引きされた所得税については、毎年末にその年の総所得金額から生命保険料控除等を差し引いて算出された所得税額と照らし合わせ、過不足分の精算が行われます。この精算の手続きを「年末調整」といいます。

こうして皆さんが納付した所得税の1年分の合計と所得金額や各種所得控除の内訳は、その年の12月末～翌年の1月の間に「給与所得の源泉徴収

票」として雇用主より皆さんに直接渡されます。この源泉徴収票は小さな薄い紙ですが、あなたの1年間の所得や納税実績が記載された書類となりますから、大切に保管してください。

なお、年の途中で退職（自己都合退職、解雇）した場合には、退職時にそれまで働いていた事業所分の源泉徴収票をもらうようにしてください。

中には源泉徴収票を交付してもらえない人もいますが、事業主には交付の義務がありますので、その旨を言って請求しても、もらえない場合は住所を管轄する税務署に「源泉徴収票不交付の届出書」を提出するか税務署に相談してください。

給与所得の源泉徴収票 (KYUYO SHOTOKU NO GENSEN CHOSHU HYO)

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所又は居所	氏名		[保険番号]						
		氏名		[フリガナ]						
		名		[役職名]						
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額						
	円 百 十 千	円 百 十 千	円 百 十 千	円 百 十 千	円 百 十 千					
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親等の数 (配偶者を除く)			障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	償還保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	
		特 定 老 人	其 他	特 別 初 年						人
有	無	特 定 老 人	其 他	特 別 初 年	人	円 十 千	円 十 千	円 十 千	円 十 千	
(調整) 年調整率控除額							円		配当控除の合計所得	円
									個人年金保険料の金額	円
									長期償還保険料の金額	円
大あり	乙	本人が所得者	専業主婦	専業主夫	既婚	寡妻	寡夫	外国人	中途退社・退職	受給者生年月日
	無	有	有	有	有	有	有	有	年 月 日	年 月 日
支払者	住所(勤務)又は所在地		氏名又は名称		(電話)					
01	番 号 号	整 理 番 号		315-1						

(2) 確定申告

雇用されて働く人は、原則として前記のように源泉徴収が行われますが、年の途中で会社を変わった人や結婚して扶養者の増えた人、子供が生まれた人、多額の医療費がかかった人（原則1年間10万円以上）などは税務署へ確定申告を行うことによって正しい税額が再計算され、場合によっては税の還付があります。税務署へ行って確定申告用紙をもらい、必要事項を記入し、必要な資料を添付して提出します。

税務署に行く場合にはなるべく日本語の分かる人について行ってもらいましょう。

(1) 税務署へ行って確定申告用紙をもらい必要事項を記入する。

(2) 必要資料を添付して税務署へ提出する。

- 例・ 医療費控除のとき一病院の領収書、薬局の領収書
- ・ 国民健康保険料を支払ったとき一納付済み領収書
- ・ 扶養者が増えたとき一婚姻証明書、子供の出生届受理証明書、在学証明書、収入証明書等

2. 個人住民税^{こじんじゅうみんぜい}

個人が納める都道府県民税と市区町村民税をあわせて、個人住民税と呼んでいます。地方自治体は、住民に対し、日常生活に密着した様々な行政サービスを提供していますが、個人住民税は、このような行政サービスの実施主体である地方自治体が、住民に対し、広く負担を求めるものです。

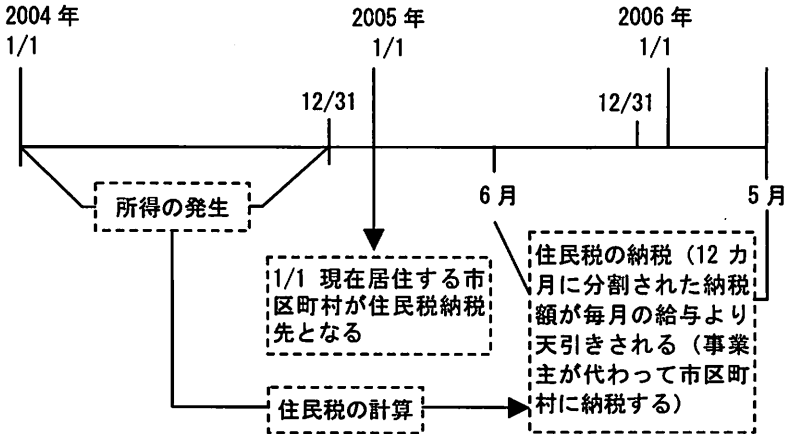
個人住民税には、均等割と所得割があります。均等割とは、所得が多いか少ないかにかかわらず、均等の税額を負担するものです。所得割とは、住民の所得に応じて負担するものです。

個人住民税の税額は、例えば平成 18 年度分の場合には、平成 17 年中の所得を基礎にして、あなたが平成 18 年 1 月 1 日現在お住まいの市区町村が計算します。1 月 2 日以降に他市区町村へ移転したときでも、前にお住まいの市区町村が計算します。

個人住民税の納付方法は、会社の従業員の場合は、その年の 1 月 1 日現在お住まいの市区町村から通知された額を、勤務先が給与の支払時に徴収（天引き）して納付します（特別徴収）。給与所得以外の所得があれば、通常は、6 月、8 月、10 月、1 月の 4 期に分けて、最寄りの金融機関で納めます（普通徴収）。

下図のように、個人住民税は前年中の所得に基づいて計算され、税額の決定・納税は翌年度になります。従って、前年中に所得の無かった人には請求されず、逆に仕事を辞めて収入の無くなった人でも翌年請求がきますので留意してください。

住民税の税額決定・納税の流れ（特別徴収の場合）



なお、帰国する際には、残りの税額を納めていただく必要があります。特別徴収である場合は、一括徴収するよう勤務先に申し出てください。普通徴収である場合にも、残りの税額すべてを納めることを市区町村へ申し出てください。

●均等割の住民税算出方法

均等割の税率（年額）は市区町村により異なりますが、通常は、都道府県民税は1,000円、市区町村民税は2,000～3,000円です。例えば東京都特別区の場合、都民税1,000円、特別区民税3,000円、合わせて4,000円となっています。

●所得割の住民税算出方法

所得割額の算出方法は、あらましになりますが、まずは前年中の収入から必要経費や給与所得控除等を差し引いて得られる各種の所得の金額の合計額を算出します。この額から所得控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除等）の額を差し引いて算出した課税所得金額に、税率を乗じて所得割額を算出します。

3. 二重課税回避の手続き

皆さんの中には、ブラジル出国前に「非居住者」への変更手続きを行わず日本に来てしまっている方も少なくないようですが、その場合、ブラジルを出国しても12カ月間はブラジルの「居住者」と見なされ、ブラジルであれ日本であれその期間内に発生した所得は全面的にブラジルで課税されます。

一方、皆さんは日本で発生した所得につき、勤務先を通して毎月所得税をすでに支払っており、もし、ブラジル側で再度課税されるとすると、二重に税を納めることになってしまいます。

このような事態を回避するためには、次の手続きが必要です。

(1) ブラジル出国前に税務署に居住地変更届を出す

もしあなたが日本（外国）で働くため、長期間滞在することがあらかじめ分かっているなら、ブラジル出国前に税務署に赴き、「所得税納税証明書」および「居住地変更届（出国届）」を申請し、税務署に自分が当分ブラジルに居住しないことを明確にしてください。

ブラジルでの出国届（申請）を出しても、それでブラジルの市民権を失うことにはなりません。

(2) 出届等を申請しないで日本（外国）に来たとき→日本の納税を証明する

もしあなたが前述の手続きをしないで日本（外国）に来た場合、あなたは税法上ブラジルの「居住者」のままであり、ブラジル出国後12カ月間はブラジルの課税対象者となります。具体的には、課税対象期間中の所得に対して、月々課税され、また、ブラジルでも確定申告が義務づけられます。

一方、日本においても、毎月勤務先を通して所得税が支払われています

ので、ブラジルと日本で二重に課税されることとなりますが、日本とブラジル間で租税相互協定が結ばれていることにより、日本で所得税を支払った証明書があれば、ブラジルではその分を差し引いての課税となり、二重課税は回避されることとなります。

(3) 12ヶ月を超えてブラジルを離れているとき

上記どちらの場合でも、ブラジルを離れてから13カ月目以降は、その人は「非居住者」となり、ブラジルでの課税対象者から外され、日本国内に住所を有する「居住者」となり、日本国の税法に基づき所得税が課税されます。

日本での納税を証明する書類の一つとして次のものが適当です。

(4) 認証済みの給与所得の源泉徴収票

給与所得の源泉徴収票には、その年の1月～12月までの給与の総額（年間総所得）と支払った所得税額等が記載されています。原則として、年末～翌年の1月頃、あなたの勤務先より直接渡されます。これは勤務先がその会社を通してあなたの総所得額と所得納税額を記載したものであり、厳密にいうと税務署に裏付けられた公的な証明書とはいえませんが、サラリーマン等の給与所得者は源泉徴収という方法で税金を納めるシステムになっているため、この書類があなたの納めた所得税額を証明する唯一の書類となります。

この源泉徴収票を含め、日本の書類はこのままではブラジルで正式な証明書とはなりませんので、勤務先に頼んで最寄りの公証役場で認証を受けた後（会社の代表者または委任を受けた職員が、会社の登記簿謄本、源泉徴収票に押印された社印の印鑑登録証、本人の源泉徴収票を持参し、手続きをしてもらいます）、その書類をブラジル総領事館（東京または名古屋）で認証してもらってください。

また、どうしても会社の協力が得られない場合、便宜的に東京、名古屋の公証役場へ本人が出頭し、源泉徴収票の認証を受け、その後ブラジル総領事館で最終認証を受けることもできます。

※公証役場での認証手続き

持参書類：源泉徴収票のオリジナル、本人のパスポート、外国人登録証
(本人の身元を確認できるものとして運転免許証でも可)

申請方法：本人が直接持参して申請書にサインする。認印があればなお可。

代理人の申請、または、郵送での申請は不可。

費用：5,500 円(源泉徴収票複数枚でも同一額) 認証は、原則その日に終了します。

五反田公証役場 〒141-0022 東京都品川区東五反田 5-27-6

第一五反田ビル 3F Tel.03-3445-0021

名古屋駅前公証役場 〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南 1-17-29

広小路 ES ビル 7F

Tel.052-551-9737/052-571-0138

※総領事館での最終認証の手続き

申請方法：公証役場で認証してもらった源泉徴収票をもって、総領事館の領事部で最終認証を受ける。

郵送での申請方法：認証手数料を事前に払い込む必要があります。(在東京ブラジル総領事館の場合は「払込取扱票」で、在名古屋ブラジル総領事館は「振込依頼書」で、認証書類 1 件につき 3,000 円の手数料を払い込みます。これらの用紙は各総領事館にありますので、自分の氏名、住所を記入した封筒及び返信用切手 80 円を同封のうえ請求します)。手数料の払い込みが終わりましたら「認証してもらう書類の原本」と「払込取扱票又は振込依頼書の原本」を、自分の氏名、住所を記入した返信用封筒(一般書留料金の切手 420 円分を貼ったもの)を同封し総領事館に郵送する。

所要日数：およそ 5 日前後

在東京ブラジル総領事館 〒141-0022 東京都品川区東五反田 1-13-12

五反田富士ビル 2F Tel.03-5488-5451~4

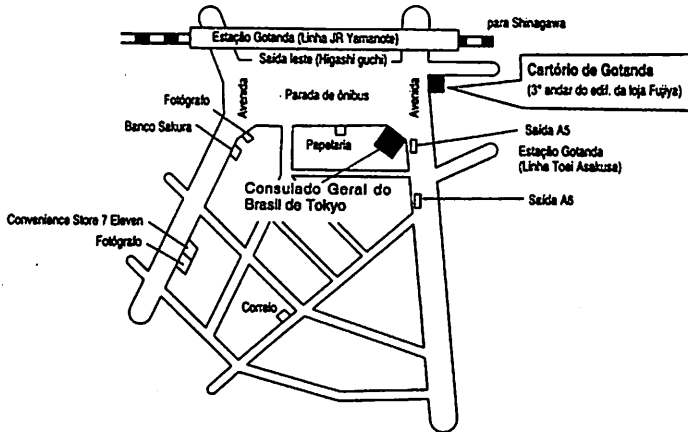
在名古屋ブラジル総領事館 〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内

1-10-29 白川第 8 ビル 2F

Tel.052-222-1077~8

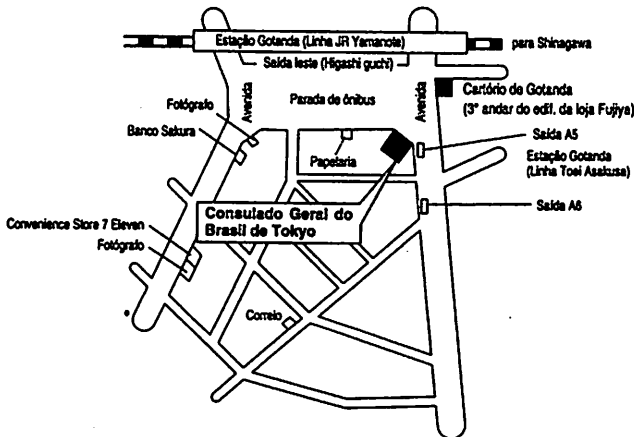
この他に、途中で会社を変った人など、確定申告の必要のある人は、税務署で申告をした際に、二重課税防止証明のための納税証明書を発行してもらいましょう。その後、外務省の領事移住政策課証明班に行き、そこで認証を受けた後、ブラジル総領事館(東京、名古屋)に行き、認証してもらいます。(手続きは上述通り)。

Cartório de Gotanda
五反田公証役場



〒141-0022 Tokyo-to, Shinagawa-ku, Higashi Gotanda 5-27-6
 Dai-ichi Gotanda Bldg. 3º andar
 TEL:03-3445-0021 FAX:03-3445-1136

Consulado Geral do Brasil de Tokyo
在東京ブラジル総領事館



〒141-0022 Tokyo-to, Shinagawa-ku, Higashi Gotanda 1-13-12
 Gotanda Fuji Bldg. 2º andar
 TEL:03-5488-5451 FAX:03-5488-5458
 Atendimento ao Público
 De 2a. à 6a., das 8:30 às 14:30

第7章

在留資格について

1. 就労と在留資格

日本に入国し、在留するためには、自国の政府が発給する正当な旅券（パスポート）を取得し、日本国大使館、領事館等からの査証（ビザ）を所持していなければなりません。さらに、上陸の際には、在留資格および在留期間について、入国審査官の審査も受ける必要があります。

中には、本国で観光ビザなどの「短期滞在」査証を取得して、日本にとりあえず入国し、その後就労のためにほかの在留資格に変更しようとする人もいますが、入国の際の審査で、または在留資格変更の申請の際に、入国や在留を認められないケースもあります。新規入国者が一段落したことにより、このような問題は最近あまり聞かなくなりましたが、来日する際には、まず本国で在留目的に合ったビザを取得するというのを、常に念頭に置く必要があります。

また、外国人が日本に在留して行うことのできる活動や、在留することのできる身分または地位は、入管法により、27種の「在留資格」として定められています。

日系人は同法による「日本人の配偶者等」又は「定住者」の在留資格で日本に滞在でき、就労を含めてその活動に入管法上の制限はありません。ごくまれにそれ以外の在留資格（人文知識・国際業務、技術、研究等の在留資格）で入国する人もいますが、これらの在留資格については就労活動に制限があり、転職時に在留資格該当性の問題が生じることがあります。これらの在留資格保持者については、自分の就労範囲について、入管によく確認する必要があります。

なお、短期滞在、家族滞在等の在留資格では原則として、国内での就労活動は認められていません。

2. 在留資格の変更と在留期間の更新

在留資格の変更、在留期間更新には次の書類が必要です（母国語のものはいずれも翻訳文を添付してください）。

●申請書

在留資格の変更を申請するためには「在留資格変更許可申請書」を、また、在留期間の更新を申請するためには「在留期間更新許可申請書」を以下の書類に添えて居住地を管轄する地方入国管理局に提出します。

●日系人および日系人の配偶者等を証明する書類

(1)二世の場合

- a. 父母の戸籍（または除籍）謄本
- b. 両親の婚姻証明書（aに婚姻の記載がないとき）
- c. 申請者の出生証明書

(2)三世の場合

- a. 祖父母の戸籍（または除籍）謄本
- b. 祖父母の婚姻証明書（aに婚姻の記載がないとき）
- c. 父または母の出生証明書
- d. 両親の婚姻証明書
- e. 申請者の出生証明書

(3)二世または三世の配偶者または子の場合

- a. 申請者と二世または三世の婚姻証明書および出生証明書
- b. 二世または三世の外国人登録原票記載事項証明書
- c. 二世または三世の父母または祖父母の戸籍謄本

●身元保証人の書類

(1) 身元保証書

(2) 在職証明書

(3) 源泉徴収票、または、それに準ずる書類

(4) 住民票または外国人登録原票記載事項証明書（日系二世の場合）

●雇用予定証明書、在職証明書

●源泉徴収票またはそれに準ずる書類

●パスポートおよび外国人登録証明書

●家族図

●その他必要書類

3. ^{みもとほしようにん}身元保証人について

「身元保証人」は、外国人の日本における在留資格や在留期間の範囲内での日本の法令を遵守して生活することを保証する責務を負い、出入国管理及び難民認定法に基づく、外国人の在留資格を審査する際に必要とされるものです。

「日本人の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を取得するには、身元保証人による「身元保証書（所定様式）」の提出が必要となります。身元保証人の責任範囲は、①滞在費、②帰国費用、③日本国の法令の遵守等について保証するものですが、法律上特別な資格までは必要とされていません。従って、いわゆる民法上の保証責任を負うものではありません。しかし、本人の滞在費、帰国旅費等経済的負担を負いますので、身元保証する相手の在留期間より長く日本に在留することが確定していることやある程度の経済力を有する等の安定性が要求されることとなります。

「身元保証人」になるためには、①身元保証書、②在職証明書、③源泉徴収票又は住民税課税証明書、④住民票又は外国人登録原票記載事項証明書、等の提出が求められます。

「身元保証人」を斡旋会社や事業主に頼む人が多いようですが、以上の条件を整えば、日本で働いている日系人でも「身元保証人」になることができます。ただし、最近、安易に身内の「身元保証人」になれると考えている人が多くなっているように見受けられますので、上記の点をふまえて検討し、事前に入国管理局に相談することが大切でしょう。

4. 外国人登録について

(1) 外国人登録をしなければならないとき

日本に滞在する外国人は、在留するための資格の有無やその内容を問わず、入国した日から90日以内に(ただし90日以内に出国する場合は不要)、また、日本に滞在中に子供が生まれた場合は、その日から60日以内に、新規登録の申請をしなければなりません。

手続は、原則として本人自身が居住する市区町村の事務所に出席して行わなければならないませんが、16歳未満の者や病気等により本人が手続できない場合は、その者と同居する配偶者、子、父母、その他の親族が本人に代わって代理申請をしなければなりません。

新規登録申請をする場合、外国人登録申請書に必要事項を記載し、次の書類とともに申請することとなります。

〈必要書類〉

- a. 旅券
- b. 写真2葉(縦4.5cm×横3.5cm:顔の大きさなどの一定の規格あり。)
ただし、16歳未満は不要

(2) 外国人登録証明書について

① 外国人登録証明書とは

外国人登録証明書は、市区町村の事務所で登録をした外国人に交付されるもので、登録されていることを証明するものです。これは、法律の規定により常に携帯しなければなりません(16歳未満の者を除く)。

なお、在留するための資格がない外国人にも交付されますが、これにより在留するための資格が認められる訳ではないのでご注意ください。

② 紛失(盗難)などでなくしたとき

外国人登録証明書を紛失(盗難)などで失ったときは、失ったことを知った日から14日以内に、居住地の市区町村の事務所に再交付の申請をしなければなりません。

再交付申請をする場合、外国人登録証明書交付申請書に必要事項を記載し、次の書類とともに申請することとなります。

〈必要書類〉

- a. 旅券

- b. 写真2葉(縦4.5cm×横3.5cm:顔の大きさなどの一定の規格あり。)
ただし、16歳未満は不要
- c. 紛失した理由書

③ 返納しなければならないとき

外国人登録証明書は、日本から出国(再入国許可を取得して出国する場合を除く。)する場合、出国港の入国審査官に返納しなければなりません。

また、日本国籍を取得したり、あるいは死亡した場合には14日以内に居住地の市区町村へ返納しなければなりません。

(3) 登録事項に変更があったとき

① 引っ越し等により居住地に変更があったとき

居住地が変わった日から14日以内に、引っ越した先にある市区町村の事務所で変更登録の申請をしなければなりません。

② 職業、勤務先、在留の資格、在留期間、氏名、国籍に変更があったとき

変更が生じた日から14日以内に、居住地の市区町村の事務所で変更登録の申請をしなければなりません。

③ 旅券番号、世帯主の氏名等その他の登録事項に変更があったときも変更登録申請をしなければなりません。

④ 変更のための手続

変更登録申請をする場合、変更登録申請書・家族事項等登録申請書に必要な事項を記載し、次の書類とともに申請することとなります。

〈必要書類〉

- a. 外国人登録証明書
- b. 変更を生じたことを証する文書(居住地変更登録申請を除く)

(4) 登録原票に記載されている事項を証明してほしいとき

各種手続、進学、就職、商取引等を行う際に、登録原票に記載されている事項を証明する文書が必要になったときは、居住地の市区町村の事務所で登録原票記載事項証明書(登録原票の写し)の交付請求をすることができます。ただし、所定の手数料が必要です。手数料は市区町村で多少違う

場合がありますが、2006年3月現在で概ね300円前後です。

〈必要書類〉

- a. 本人が申請するとき……外国人登録証明書
- b. 代理人が申請するとき……委任状（同居の親族は不要）

(5) 外国人登録証明書の確認（切替）について

16歳以上に交付される外国人登録証明書は、外国人登録証明書に記載されている「次回確認（切替）基準日」から30日以内に、居住地の市区町村の事務所で確認（切替）申請の手続をしなければなりません。また、16歳未満の者が日本に滞在中に16歳以上に達した場合も同様にその日から30日以内に居住地にある市区町村の事務所で確認（切替）申請の手続をする必要があります。

確認（切替）交付申請をする場合、登録事項確認申請書に必要事項を記載し、次の書類とともに申請することとなります。

〈必要書類〉

- a. 外国人登録証明書
- b. 旅券
- c. 写真2葉（縦4.5cm×横3.5cm：顔の大きさなどの一定の規格あり。）
ただし、16歳未満は不要

5. ^{えいじゆうしやしかく}永住者資格について

「在留資格」として「永住者」を許可された人は、自国の国籍を有しながら、活動に制限を受けることなく、永く日本に住むことができます。「永住者」が許可になるためには、法律によれば、①素行が善良であること、②独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること、③申請者の永住が日本国の利益に資すること、等と定めています。例えば、日本に滞在中、罪を犯したり、払うべき税金を払っていないのは素行が善良とはいえません。また、人に迷惑をかけずに立派に生活しており、これからも安定した生活が営めるだけの能力があることなどが求められます。

●申請者が日系2世の場合、基本的な必要書類は次の通りです：

- a. 身分の証明：出生証明書、パスポート、外国人登録原票記載事項証明書、他
- b. 日系の証明：親の戸籍謄本等、両親の婚姻証明書（戸籍に記載があれば不要）
- c. 資産・納税の証明：源泉徴収票、在職証明書、住民税課税証明書
- d. 身元保証人の書類：在職証明書、源泉徴収票（納税証明）、住民票等
- e. 申請書：永住許可申請書その1、その2、家族状況報告書、住居報告書（面積や間取り、最寄り駅から自宅までの地図など）

申請者の身分関係等により必要書類が異なる場合があります。申請先は、居住地を管轄する地方入国管理局です。

1. ^{にほんご}日本語について

日系人の皆さんの滞在年数が長くなるにつれ、日本語を理解する人もだんだん多くなってきました。日本の経済的な不況がきっかけで、日本語を話せないと就職がおぼつかないという状況となり、必要に迫られて日本語を必死で覚えたという人もたくさんいます。

しかし、中には何年経っても日本語が出来ず、覚える気もない人もいます。そのような人は日常生活が非常に不便なのは無論のこと、なかなか仕事が見つけれず、運良く見つかったとしても大変不利な条件を課せられます。そして、やがては空しく帰国することになってしまう例も最近は特に目だっています。日本の景気は上昇傾向にあると言われてはいますが、就職事情は相変わらず厳しい状況が続いています。

将来的に母国に帰ってから日本語がどれだけ必要になるかはさておき、日本滞在中は、職業生活・日常生活を問わず、あなたが日本である程度の期間を過ごす予定であれば、基本的な日本語の習得は欠かせません。

仕事を探す時にも、家を借りる時にも日本語は必要です。言葉が分からないために自分が思っていたのとは違う労働条件で働く破目になったり、借りた家の家賃や部屋の使い方の決まりごと、退去の際の注意など、知らなかったばかりに思わぬ事態になることがよくあります。ごみの出し方を始めとして、地域とのコミュニケーションにも支障が出てトラブルの原因となります。少しでも日本語で会話が出来れば地域とも良好な関係が生まれて、日本での生活がより快適なものとなります。

様々なメディアを通して既にご存知の方も多いと思いますが、現在の日本の失業率は2006年1月現在4.5%になっています。この数字が示すように、日本の経済はとてつもなく前記のように就職に関しては景気の回復は思うようには進んでいません。仕事が非常に少ない現在、日本語を話せない人が就職できる割合は大変低く、殆ど仕事を見つけることは出来ないと考えたほうがよいくらいです。ハローワークの求人票を見ても「日本語会話が出来る人」という条件が必ずといってよいほどついています。その上に、最近では「読み書きの出来る人（漢字を最低300字位読める）」という条件が付くようになりました。日本語の発音は、ポルトガル語やスペイン語を母国語とする皆さんには比較的やさしく、ある程度の会話は、やる気

さえあれば、すぐにマスター出来ると思います。民間の日本語学校もありますが、地域によっては都道府県や市区町村の公共機関、国際交流協会などの民間団体、ボランティアなどにより、日本語講座・教室を開設しているところもありますので、是非探してみるとよいでしょう。

自分のことは自分でする、という基本姿勢が必要です。先ず、言葉を理解することから始めてみましょう。

2. 人間関係

皆さんは、職場の日本人や他の国の外国人とうまくいっていますか。せっかく仕事が気に入っていても、上司や同僚とのつきあいがうまくいかないと、会社に行くのもいやになってしまいますね。

人間が2人以上かかわり合いを持つと、同国人同士でも人間関係を原因とする様々なトラブルが生じるのが社会の常と言えるでしょう。日系人の方は、外見上は日本人と殆ど同じでも、生まれ育った国の考え方、働き方、生活習慣、伝統、文化そして何より日本語とは異なる言語を身につけた外国人です。職場でも地域でも戸惑うことが多いかもしれません。

日本の長い歴史において、他国の人々と共存して暮らすという習慣も経験も比較的少なく、ここ10数年間での急激な国際化の波になかなかなじめない日本人も少なくありません。しかし、都道府県や市区町村に国際交流協会ができるなど、日本人と外国人との交流活動が少しずつ活発になってきて、外国人相談窓口や外国人支援のボランティア団体ができています。

職場の人間関係や地域での市民生活でトラブルや問題があるときは、ひとりで悩んでストレスをためず、まず誰かに相談してみましょう。あるいは、外国人同士が安心して話せる場へ出かけてみるのも良いでしょう。他の人が直面し解決した事例を数多く知ることによって、問題解決の糸口が見つかることもあります。

また、職場で実際に差別や嫌がらせがある場合には、上司と話し合っ、職場全体のミーティングを設けてもらったり、ひどい場合には人権相談所などの専門機関へ相談する必要があります。

人によっては、日本のルールやエチケットになかなかなじめない人もいられるでしょう。あるいは、どうしても日本人の考え方が理解できずけんかになることもあるかもしれません。感情的になる前に、日本と皆さんの国とでは、言葉だけではなく、歴史、社会、文化すべてにおいて大きな差異が

あることを認識してください。そして、冷静な目で、日本人と日本社会をよく観察してください。日本人自身の意識の向上も不可欠ですが、皆さんも日本語とともに、言葉の背景にある社会や文化を理解することによって、より快適な日本での生活を送ることができると思います。

3. 各種届出^で

日本で生活する上での、各種届出の簡単な解説です。参考にしてください。

(1) 結婚届

結婚は各当事者の本国法に定める要件と方式によって行われます。

婚姻要件は国によって異なり、最低年齢、重婚の禁止、再婚禁止期間やその他の要件について確認する必要があります。

日本の婚姻の方式は届出制をとっていますので、外国人と日本人との結婚、または外国人同士の結婚も日本では市区町村役場への届け出によって成立します。届け出の際にはそれぞれの本国の大使館、領事館を通じて「婚姻要件具備証明書」（それぞれの国によって発行する必要な証明書や手続きが異なりますので各国大使館または領事館にお尋ねください）を取り寄せ窓口に提出し、受理されなければなりません。窓口で判断が難しい場合には法務局に委ねられることもあります。

*必要書類

- ・ 婚姻届書—市区町村役所の窓口にあります（必要な書類を確認しましょう）。
- ・ 婚姻要件具備証明書（独身証明書）—各国大使館・領事館で発行（翻訳要）
- ・ 日本人の戸籍謄本、外国人の外国人登録原票記載事項証明書
なお婚姻届書には成人の証人2人の署名・押印が必要です。

そのあと、市区町村役所が発行する「結婚届受理証明書」を添えて、自国の領事館へ届け出ます。

(2) 離婚届

日本では、協議離婚が認められていますので、離婚届を市区町村役所に提出するだけで離婚が成立します。しかし、配偶者が外国人の場合は各人の本国の要件と方式に従って行わなければ有効な離婚が成立しないことが

あります。たとえば、別居期間を要する国や、裁判離婚しか認められない国があるので、それぞれの大使館、領事館に問い合わせてください。

なお、「日本人の配偶者等」の在留資格で日本に滞在している非日系人は離婚によりその在留資格は失われます。

(3) 出生届

日本で子供が生まれた場合、医師または助産婦に「出生証明書」をもらい生後 14 日以内に居住地の市区町村役場に届け出をします。妊娠の診断を受けた際に交付・要領に従って発行された母子健康手帳と印鑑が必要です。届け出が受理されたら「受理証明書」を要領に従って発行してもらい、以下の手続きに使います。

- 1) 子供のパスポートを発行してもらうとき—子供の国籍の在日大使館または領事館へ行って手続きをしますが、手続きは各国によって異なるので事前に良く確かめてください。
- 2) 子供の在留資格の申請をするとき—生まれてから 30 日以内に所轄の入管に行きます。
- 3) 子供の外国人登録をするとき—上記の在留資格証明書をもって生後 60 日以内、在留資格を取得してから 14 日以内に行います。

(4) 死亡届

不幸にして日本で死亡した場合も市区町村役所への届出が必要です。

- 1) 医師による死亡診断書(有料)を添えて「死亡届」を居住地の市区町村役所へ提出する。
- 2) 死亡届が受理されると「死体火葬・埋葬許可証」が発行される。
- 3) 在日大使館・領事館へも死亡届を提出する。死亡の日から 14 日以内。
- 4) 外国人登録証を死亡の日から 14 日以内に返納する。

なお、健康保険に加入していた人には埋葬料もしくは埋葬費が、国民健康保険に加入していた人には葬祭費(条例で定められている場合に限る)が出ます。これら、各種の届け出は国籍のある国の領事館にも届け出なければなりません。届出書の種類は国によってそれぞれ違いがあります。必要に応じて大使館・領事館に問い合わせをして、正しく手続きをしましょう。手間を惜しむと後になって無用なトラブルが起き、かえって面倒な手続きをしなければならなくなります。

4. ^{しやかいせいいかつ} 社会生活

最近、新聞・テレビ等で、日系人に関する交通事故や、犯罪の記事を目にすることが増えてきました。母国や家族と離れた寂しさや、解放感、あるいは生活観の相違によるものとも考えられますが、大変残念なことです。交通事情や車の運転ルールは日本と母国とでは大きく異なる場合がありますが、あくまでも日本のルールに従ってください。また、普段から生活設計をしっかりと考え、犯罪に巻き込まれるおそれのある地域には近づかないよう気をつけてください。特に、日本は麻薬・覚醒剤等の取り締まりには厳しく対処していますから、処罰を受けると在留することも不可能となるということも認識してください。

さらに、日系の青少年による不祥事も多発していますが、子供の将来、教育方針をしっかりと考えて野放しにしないことです。特に、子弟の教育については、日本の一世代の方々や心砕いて皆さんに教育を受けさせてくれたことに思いをめぐらせ、次世代の育成に取り組む必要があります。最近では、母国の学校が日本に進出してきたり、各国の大使館及び領事館により各国の教育課程の修了検定を行うなどいくつかの方法があります。日本でも公的教育を中心に、日系人子弟の受け入れを進めて、就学費用に困る人には日本人に対してと同じように就学費扶助制度もありますので、将来の日本と南米とを結ぶ人材を育成するためにもお互いがんばりましょう。

5. その他

日系の皆さんが日本で就労するようになって、もう10年以上になりますが、相変わらず、健康上の問題を抱えた方々の相談が数多く寄せられています。母国とは異なる就労環境の中で、心身ともに疲れ、思わぬ病気に見まわれるケースがあとを絶ちません。特に、日本のように四季があつて温度の差が激しく、しかも季節によっては湿度が非常に高いため、気候の変化になれていない人々にとって身体的に受ける影響は決して少なくありません。まず日ごろの健康管理に気を付け、食生活をおろそかにしないことです。三食ともコンビニやその他の外食産業に頼り過ぎないようにしましょう。中には人体に悪影響を及ぼすと思われるような危険、有害業務に従事している人もいますが、このような場所での労働については、事業主に対して厳しい安全衛生管理義務が課せられていますが、必ずしも守られていないケースも見受けられます。そのような時には行政機関に相談をして、事業主に対する指導をしてもらうなど健康を損なう前に早めの対策が必要です。それでも5年、10年という長い期間で見ると、いろいろな問題が表面化してくるおそれがあります。就職の健康診断は必ず受診し、その結果をきちんと把握し、問題のあるときは精密検査を受けてください。

日本での生活で、不安なときや日本語がよくわからないときは、早めに、日本語のできる友人・知人、その他の各種援護団体にたずねるようにしておくことが大切です。

問題の内容によっては相談先がそれぞれ違いますので、予め、問題の内容に沿った相談先を確認して、いざという時に無駄な手間がかからないように心がけてください。

Lista e Informações sobre os Órgãos Relacionados

AGÊNCIAS PÚBLICAS DE EMPREGO (HELLO WORK)

Lista das Agências Públicas de Emprego (Hello Work) que mantêm intérpretes de português e espanhol

Balcão de Atendimento aos Estrangeiros

Dados de março de 2006

ポルトガル語・スペイン語のサービスが受けられる公共職業安定所（ハローワーク）
 《外国人雇用サービスコーナー》 【平成18年3月現在】

Atualmente existem algumas Agências Públicas de Emprego que mantêm intérpretes de português e espanhol (ver a lista por província abaixo), com ofertas de empregos para nikkeis.

Além disso, como todas as agências estão interligadas através do computador, os dados de um mesmo trabalho podem ser encontrados em qualquer agência do Japão, que se incumbirá de fazer a apresentação ao emprego, e outras consultas sobre serviço.

Atendimento Gratuito

(Possibilidade de mudança no atendimento. Por favor, ligar com antecedência e confirmar.)

Capital, Região e Província 所在地	Agências Públicas de Emprego 安定所名	Endereço 住所	Idioma e Horário de Atendimento 相談日時と言語
Ibaraki 茨城県	Posto Mito 水戸職安	〒310-8509 Mito-shi Suifu-chō 1573-1 TEL 029-231-6221 〒310-8509 水戸市水府町 1573-1	3a, 5a 10:00 – 15:00 Português / Espanhol (火) (木) 10:00 – 15:00 ポルトガル語/スペイン語

	Posto Shimodate 下館職安	〒308-0821 Chikusei-shi Narita 628-1 TEL 0296-22-2188/9 〒308-0821 筑西市成田 628-1	4a, 6a 10:00 – 15:00 Português / Espanhol (水) (金) 10:00 – 15:00 ポルトガル語/スペイン語
Tochigi 栃木県	Posto Utsunomiya Eki-Mae Plaza Utsunomiya-Nikkeis 宇都宮駅前プラザ 宇都宮 NIKKEIS	〒321-0964 Utsunomiya-shi Ek maedōri 1-3-1 Fumixstem Biru 2-kai TEL 028-623-8609 〒321-0964 宇都宮市駅前通り 1-3-1 フミックステムビル 2階	2a a 6a 9:30 – 16:30 Português / Espanhol (月) ~ (金) 9:30 – 16:30 ポルトガル語/スペイン語
	Posto Mōka 真岡職安	〒321-4305 Mōka-shi Aramachi 5101 TEL 0285-82-8655 〒321-4305 真岡市荒町 5101	4a, 6a 13:00 – 17:00 Português / Espanhol (水) (金) 13:00 – 17:00 ポルトガル語/スペイン語
Gunma 群馬県	Posto Maebashi 前橋職安	〒379-2154 Maebashi-shi Amaga-wa Ōshima-machi 130-1 TEL 027-290-2111 〒379-2154 前橋市天川大島町 130-1	2a 13:00 – 17:00 5a 9:00 – 14:00 Português / Espanhol (月) 13:00 – 17:00 (木) 9:00 – 14:00 ポルトガル語/スペイン語
	Posto Isesaki 伊勢崎職安	〒372-0006 Isesaki-shi Ōta-machi 554-10 Isesaki Chihō Gōdō Chōsha 1-kai TEL 0270-23-8609 〒372-0006 伊勢崎市太田町 554-10 伊勢崎地方合同庁舎 1階	3a, 4a 13:00 – 17:00 6a 9:00 – 14:00 Português / Espanhol (火) (水) 13:00 – 17:00 (金) 9:00 – 14:00 ポルトガル語/スペイン語
	Posto Ōta 太田職安	〒373-0851 Ōta-shi Iida-machi 893 TEL 0276-46-8609 〒373-0851 太田市飯田町 893	(Apresentação de Tra- balho) 3a, 4a, 6a 9:00 – 14:00 Português / Espanhol (職業紹介) (火) (水) (金) 9:00 – 14:00 ポルトガル語/スペイン語

	Ota-Nikkeis 太田 NIKKEIS	TEL 0276-60-3192	(Consultas sobre a Vida Trabalhista) 3a, 6a Português 2a, 4a Espanhol 10:00 – 17:00 (職業生活相談) (火) (金) ポルトガル語 (月) (木) スペイン語 10:00 – 17:00
Saitama 埼玉県	Posto Kawaguchi 川口職安	〒332-0031 Kawaguchi-shi Aoki 3-2-7 TEL 048-251-2901 〒332-0031 川口市青木 3-2-7	3a Espanhol 5a Português 10:00 – 16:00 (火) スペイン語 (木) ポルトガル語 10:00 – 16:00
	Posto Kumagaya 熊谷職安	〒360-0014 Kumagaya-shi Hakoda 5-7-2 TEL 048-522-5656 〒360-0014 熊谷市箱田 5-7-2	3a Espanhol 10:00 – 16:00 (火) 10:00 – 16:00 スペイン語
	Posto Ōmiya 大宮職安	〒330-0852 Saitama-shi Ōmiya-ku Ōnari-chō 1-525 TEL 048-667-8609 〒330-0852 さいたま市大宮区大成町 1-525	2a Espanhol 6a Português 10:00 – 16:00 (月) スペイン語 (金) ポルトガル語 10:00 – 16:00
	Posto Kawagoe 川越職安	〒350-1118 Kawagoe-shi Toyota hon 277-3 TEL 049-242-0197 〒350-1118 川越市豊田本 277-3	2a, 5a 10:00 – 16:00 Português (月) (木) 10:00 – 16:00 ポルトガル語
	Posto Urawa 浦和職安	〒330-0061 Saitama-shi Urawa-ku Tokiwa 5-8-1 TEL 048-832-2461 〒330-0061 さいたま市浦和区常盤 5-8-1	6a 10:00 – 16:00 Português / Espanhol (金) 10:00 – 16:00 ポルトガル語/スペイン語

	Posto Sōka	〒340-8509 Sōka-shi Benten 4-10-7 TEL 048-931-6111	6a 10:00 - 16:00 Espanhol
	草加職安	〒340-8509 草加市弁天 4-10-7	(金) 10:00 - 16:00 スペイン語
	Posto Koshigaya	〒 343-0023 Koshigaya-shi Higashi-Koshigaya 1-5-6 (Kyū Tōden Biru) TEL 048-969-8609	2a Português 4a Espanhol 10:00 - 16:00
	越谷職安	〒 343-0023 越谷市東越谷 1-5-6 (旧東電ビル)	(月) ポルトガル語 (水) スペイン語 10:00 - 16:00
Chiba 千葉県	Posto Chiba	〒261-0001 Chiba-shi Mihama-ku Saiwai-chō 1-1-3 TEL 043-242-1181/4	(Apresentação de Tra- balho) 3a Português 6a Espanhol 10:30 - 15:30
	千葉職安	〒261-0001 千葉市美浜区幸町 1-1-3	(職業紹介) (火) ポルトガル語 (金) スペイン語 10:30 - 15:30
	Chiba-Nikkeis	TEL 043-238-1241 (Chiba-Nikkeis)	(Consultas sobre a Vida Trabalhista) 4a, 5a Português 2a, 3a Espanhol 9:30 - 16:30
	千葉 NIKKEIS		(職業生活相談) (水) (木) ポルトガル語 (月) (火) スペイン語 9:30 - 16:30
	Posto Ichikawa	〒272-0023 Ichikawa-shi Minami Yawata 5-11-21 TEL 047-370-8609	2a, 5a 10:00 - 15:00 Espanhol
市川職安	〒272-0023 市川市南八幡 5-11-21	(月) (木) 10:00 - 15:00 スペイン語	
Posto Matsudo	〒271-0092 Matsudo-shi Matsudo 1307-1 Matsudo Biru 3-kai Matsudo Eki Mae Chōsha TEL 047-367-8609	3a, 6a 10:00 - 15:00 Espanhol	
松戸職安	〒271-0092 松戸市松戸 1307-1 松戸ビル 3 階 松戸駅前庁舎	(火) (金) 10:00 - 15:00 スペイン語	

	Posto Funabashi	〒273-0011 Funabashi-shi Minato- chō 2-10-17 TEL 047-431-8287/9	3a, 5a 10:00 – 15:00 Espanhol
	船橋職安	〒273-0011 船橋市湊町 2-10-17	(火) (木) 10:00 – 15:00 スペイン語
	Posto Narita	〒286-0036 Narita-shi Karabe 3-4-2 TEL 0476-27-8609	4a, 5a, 6a 10:00 – 15:00 Espanhol
	成田職安	〒286-0036 成田市加良部 3-4-2	(水) (木) (金) 10:00 – 15:00 スペイン語
Tokyo 東京都	Centro de Assistência de Empregos para Estrangeiros em Tokyo TOKYO-NIKKEIS 東京外国人雇用 サービスセンター 東京 NIKKEIS	〒160-8489 Shinjuku-ku Kabuki-chō 2-42-10 TEL 03-3204-8609 TEL 03-3204-8614 (português) TEL 03-3204-8618 (espanhol) 〒160-8489 新宿区歌舞伎町 2-42-10	2a a 6a 9:00 – 17:00 Português / Espanhol - (月) ~ (金) 9:00 – 17:00 ポルトガル語/スペイン語
Kanagawa 神奈川県	Posto Yokohama	〒231-0005 Yokohama-shi Naka-ku Hon-chō 3-30 TEL 045-663-8609	2a, 5a 9:00 – 16:00 Português / Espanhol
	横浜職安	〒231-0005 横浜市中区本町 3-30	(月) (木) 9:00 – 16:00 ポルトガル語/スペイン語
	Posto Kawasaki	〒210-0002 Kawasaki-shi Kawasa-ki-ku Enoki-chō 9-4 TEL 044-244-8609	3a Espanhol 6a Português 9:00 – 16:00
	川崎職安	〒210-0002 川崎市川崎区榎町 9-4	(火) スペイン語 (金) ポルトガル語 9:00 – 16:00
	Posto Hiratsuka	〒254-8578 Hiratsuka-shi Matsukaze-chō 2-7 TEL 0463-24-8609	3a, 5a 9:00 – 16:00 Português / Espanhol
	平塚職安	〒254-8578 平塚市松風町 2-7	(火) (木) 9:00 – 16:00 ポルトガル語/スペイン語

	Posto Atsugi	〒243-0003 Atsugi-shi Kotobuki-chō 3-7-10 TEL 046-296-8609	4a, 6a 9:00 – 16:00 Português / Espanhol
	厚木職安	〒243-0003 厚木市寿町 3-7-10	(水) (金) 9:00 – 16:00 ポルトガル語/スペイン語
	Posto Yamato	〒242-0018 Yamato-shi Fukami- Nishi 3-3-21 TEL 046-260-8609	3a, 6a 9:00 – 16:00 Português / Espanhol
	大和職安	〒242-0018 大和市深見西 3-3-21	(火) (金) 9:00 – 16:00 ポルトガル語/スペイン語
	Posto Fujisawa	〒251-0054 Fujisawa-shi Asahi-chō 5-12 TEL 0466-23-8609	3a, 5a 9:00 – 16:00 Português / Espanhol
	藤沢職安	〒251-0054 藤沢市朝日町 5-12	(火) (木) 9:00 – 16:00 ポルトガル語/スペイン語
Niigata 新潟県	Posto Niigata	〒950-8532 Niigata-shi Bandai 3-4-38 TEL 025-244-0131	4a (2a e 4a semana) 13:00 – 17:00 Português / Espanhol
	新潟職安	〒950-8532 新潟市万代 3-4-38	第2・4 (水) 13:00 – 17:00 ポルトガル語/スペイン語
Toyama 富山県	Posto Takaoka	〒933-0902 Takaoka-shi Mukaino- machi 3-43-4 TEL 0766-21-1515	4a 13:00 – 17:00 Português
	高岡職安	〒933-0902 高岡市向野町 3-43-4	(水) 13:00 – 17:00 ポルトガル語
	Posto Toyama	〒930-0857 Toyama-shi Okuda Shin-machi 45 TEL 076-431-8609	6a 13:00 – 17:00 Português
	富山職安	〒930-0857 富山市奥田新町 45	(金) 13:00 – 17:00 ポルトガル語
Ishikawa 石川県	Posto Kanazawa	〒920-8609 Kanazawa-shi Naruwa 1-18-42 TEL 076-253-3033	5a(1a,2a, 4a semana) 13:00 – 17:00 Português / Espanhol
	金沢職安	〒920-8609 金沢市鳴和 1-18-42	第1・2・4 (木) 13:00 – 17:00 ポルトガル語/スペイン語

Fukui 福井県	Posto Fukui	〒910-8509 Fukui-shi Ôte 2-22-18 TEL 0776-23-0174	3a, 4a (1a e 3a semana) 13:00 – 17:00 Português / Espanhol (火)、第1・3(水) 13:00 – 17:00 ポルトガル語/スペイン語
	福井職安	〒910-8509 福井市大手 2-22-18	ポルトガル語/スペイン語
	Posto Takefu	〒915-0814 Takefu-shi Chûô 2-8-23 TEL 0778-22-4078	5a (2a, 4a semana) 13:00 – 17:00 Português / Espanhol 第2・4 (木) 13:00 – 17:00 ポルトガル語/スペイン語
Yamanashi 山梨県	Posto Kôfu	〒400-0031 Kôfu-shi Marunouchi 2-14-13 Daita Biru 2 kai TEL 055-226-8609	2a, 3a, 5a 8:30 – 1300 Português (月) (火) (木) 8:30 – 13:00 ポルトガル語
	甲府職安 プラザ	〒400-0031 甲府市丸の内 2-14-13 ダイヤビル2階	
Nagano 長野県	Posto Nagano	〒380-0935 Nagano-shi Nakagosho 3-2-3 TEL 026-228-1300	6a 13:00 – 17:00 Português (金) 13:00 – 17:00 ポルトガル語
	長野職安	〒380-0935 長野市中御所 3-2-3	
	Posto Matsumoto	〒390-0815 Matsumoto-shi Fukashi 1-4-25 Matsumoto Fukoku Seimei Eki Mae Biru 5kai TEL 0263-36 – 0810	2a, 6a 8:30 – 12:00 Português (月) (金) 8:30 – 12:00 ポルトガル語
	松本職安 プラザ	〒390-0815 松本市深志 1-4-25 松本フコク生命駅前ビル 5階	
	Posto Ueda	〒386-8609 Ueda-shi Tenjin 2-4-70 TEL 0268-23-8609	2a 8:30 – 17:00 6a 13:00 – 17:00 Português (月) 8:30 – 17:00 (金) 13:00 – 17:00 ポルトガル語
上田職安	〒386-8609 上田市天神 2-4-70		
	Posto Suwa	〒392-0021 Suwa-shi Kamigawa 3-2503-1 TEL 0266-58-8609	3a, 6a 13:00 – 17:00 Português (火) (金) 13:00 – 17:00 ポルトガル語
	諏訪職安	〒392-0021 諏訪市上川 3-2503-1	

Gifu 岐阜県	Posto Gifu	〒500-8157 Gifu-shi Gotsubo 1-9-1 Gifu Rōdō Sōgō Chōsha-nai TEL 058-247-3211/5	3a, 5a 13:00 – 16:00 Português
	岐阜職安	〒500-8157 岐阜市五坪 1-9-1 岐阜労働総合庁舎内	(火)(木) 13:00 – 16:00 ポルトガル語
	Posto Ōgaki	〒503-0893 Ōgaki-shi Fujie-chō 1-1-8 TEL 0584-73-8609	3a, 5a 8:30 – 11:30 6a 13:00 – 17:00 Português
	大垣職安	〒503-0893 大垣市藤江町 1-1-8	(火)(木) 8:30 – 11:30 (金) 13:00 – 17:00 ポルトガル語
	Posto Tajimi	〒507-0037 Tajimi-shi Otowa-chō 5-39-1 TEL 0572-22-3381/3	3a, 5a 13:00 – 17:00 Português
多治見職安	〒507-0037 多治見市市羽町 5-39-1	(火)(木) 13:00 – 17:00 ポルトガル語	
Posto Nakatsugawa	〒508-0045 Nakatsugawa-shi Kayanoki-chō 4-3 TEL 0573-66-1337	5a 13:00 – 16:00 Português / Espanhol	
中津川職安	〒508-0045 中津川市かやの木町 4-3	(木) 13:00 – 16:00 ポルトガル語/スペイン語	
Shizuoka 静岡県	Posto Shizuoka	〒422-8045 Shizuoka-shi Suruga-ku Nishijima 235-1 TEL 054-238-8609	2a, 6a 13:00 – 16:00 Português / Espanhol
	静岡職安	〒422-8045 静岡市駒河区西島 235-1	(月)(金) 13:00 – 16:00 ポルトガル語/スペイン語
	Posto Hamamatsu Hamamatsu-Nikkeis	〒432-8537 Hamamatsu-shi Asada-chō 50-2 TEL 053-457-5151 TEL 053-457-1622 (Hamamatsu- Nikkeis)	2a a 6a 9:00 – 16:00 Português / Espanhol
浜松職安 浜松 NIKKEIS	〒432-8537 浜松市浅田町 50-2	(月) ~ (金) 9:00 – 16:00 ポルトガル語/スペイン語	

	Posto Numazu	〒410-0831 Numazu-shi Ichiba-cho 9-1 Numazu Gōdō Chōsha-nai TEL 0559-31-0145/6	3a, 5a 9:00 – 12:00 Português / Espanhol (火) (木) 9:00 – 12:00 ポルトガル語/スペイン語
	沼津職安	〒410-0831 沼津市市場町 9-1 沼津合同庁舎内	
	Posto Shimizu	〒424-0825 Shizuoka-shi Shimizu-ku Matsubara-chō 2-15 Shimizu Gōdō Chōsha-nai TEL 0543-51-8609	3a, 5a 13:00 – 16:00 Português / Espanhol
	清水職安	〒424-0825 静岡市清水区松原町 2-15 清水合同庁舎内	(火) (木) 13:00 – 16:00 ポルトガル語/スペイン語
	Posto Iwata	〒438-0086 Iwata-shi Mitsuke 3599-6 Iwata Chihō Gōdō Chōsha-nai TEL 0538-32-6181/3	3a, 4a 9:00 – 12:00 Português / Espanhol
	磐田職安	〒438-0086 磐田市見附 3599-6 磐田地方合同庁舎内	(火) (水) 9:00 – 12:00 ポルトガル語/スペイン語
Aichi	Nagoya Gaikojin JOB CENTER NAGOYA-NIKKEIS	〒460-0008 Nagoya-shi Naka-ku Sakae 4-1-1 Tyuniti Biru 12 kai TEL 052-264-1901	2a a 6a 9:30 – 16:30 Português / Espanhol
愛知県	名古屋外国人 ジョブセンター 名古屋 NIKKEIS	〒460-0008 名古屋市中区栄 4-1-1 中日ビル 12 階	(月) ~ (金) 9:30 – 16:30 ポルトガル語/スペイン語
	Posto Toyohashi	〒440-8507 Toyohashi-shi Daikoku-chō111 Toyohashi Chihō Gōdō Chōsha-nai TEL 0532-52-7191	2a, 4a, 6a 9:30 – 16:30 Português
	豊橋職安	〒440-8507 豊橋市大園町111 豊 橋地方合同庁舎内	(月) (水) (金) 9:30 – 16:30 ポルトガル語
	Posto Okazaki	〒444-0813 Okazaki-shi Hane-chō Kita-Kanchi 50-1 TEL 0564-52-8609	2a, 4a 9:30 – 16:30 Português
	岡崎職安	〒444-0813 岡崎市羽根町北乾地 50-1	(月) (水) 9:30 – 16:30 ポルトガル語

	Posto Ichinomiya	〒491-8509 Ichinomiya-shi Hachiman 4-8-7 TEL 0586-45-2048	4a, 6a 9:30 – 16:30 Português
	一宮職安	〒491-8509 一宮市八幡 4-8-7	(水) (金) 9:30 – 16:30 ポルトガル語
	Posto Toyota	〒471-8609 Toyota-shi Tokiwa-chō 3-25-7 TEL 0565-31-1400	2a, 3a, 4a 10:00 – 17:00 Português
	豊田職安	〒471-8609 豊田市常盤町 3-25-7	(月) (火) (水) 10:00 – 17:00 ポルトガル語
	Posto Kariya	〒448-8609 Kariya-shi Wakamatsu-chō 1-46-3 TEL 0566-21-5001	3a, 5a 9:30 – 16:30 Português
刈谷職安	〒448-8609 刈谷市若松町 1-46-3	(火) (木) 9:30 – 16:30 ポルトガル語	
Posto Inuyama	〒484-8609 Inuyama-shi Matsumoto-chō 2-10 TEL 0568-61-2185	3a, 5a 9:30 – 16:30 Português	
犬山職安	〒484-8609 犬山市松本町 2-10	(火) (木) 9:30 – 16:30 ポルトガル語	
Mie 三重県	Posto Yokkaichi	〒510-0093 Yokkaichi-shi Honmachi 3-95 TEL 0593-53-5566/9	3a, 6a 9:00 – 12:00 Português
	四日市職安	〒510-0093 四日市市本町 3-95	(火) (金) 9:00 – 12:00 ポルトガル語
	Posto Tsu	〒514-8521 Tsu-shi Shimazaki-chō 327-1 TEL 059-228-9161	4a 13:00 – 16:00 Português
	津職安	〒514-8521 津市島崎町 327-1	(水) 13:00 – 16:00 ポルトガル語
Posto Suzuka	〒513-8609 Suzuka-shi Kanbe 9-13-3 TEL 0593-82-8609	3a, 5a 8:30 – 12:00 Português	
鈴鹿職安	〒513-8609 鈴鹿市神戸 9-13-3	(火) (木) 8:30 – 12:00 ポルトガル語	

<p>Shiga 滋賀県</p>	<p>Posto Ōtsu 大津職安</p>	<p>〒520-0043 Ōtsu-shi Chūō 4-6-52 TEL 077-522-3773 〒520-0043 大津市中央 4-6-52</p>	<p>3a, 5a 13:00 – 17:00 Português (火) (木) 13:00 – 17:00 ポルトガル語</p>
<p>Kyōto 京都府</p>	<p>Posto Kyōto Shichijō 京都七条職安</p>	<p>〒600-8235 Kyōto-shi Shimogyō-ku Nishino-tōin dōri Shiokōji sagaru Higashi Aburanokōji-chō 803 TEL 075-341-8609 〒600-8235 京都市下京区西洞院通塩小路下 ル東油小路町 803</p>	<p>3a Português 6a Espanhol 13:00 – 17:00 (火) ポルトガル語 (金) スペイン語 13:00 – 17:00</p>
<p>Ōsaka 大阪府</p>	<p>Centro de Assistência de Empregos para Estrangeiros em Ōsaka Ōsaka-Nikkeis 大阪外国人雇用 サービスセンタ 大阪 NIKKEIS</p>	<p>〒530-0015 Ōsaka-shi Kita-ku Nakazaki Nishi 2-4-12 Umeda Center Biru 9-kai TEL 06-6485-6142 TEL 06-6485-6141 (Ōsaka-Nikkeis) 〒530-0015 大阪市北区 中崎西 2-4-12 梅田センタービル 9階</p>	<p>Português 2a a 6a 13:00 – 18:00 Espanhol 2a, 4a 13:00 – 18:00 3a 13:00 – 17:00 5a(2a, 3a, 4a semana) 13:00 – 18:00 ポルトガル語 (月) ~ (金) 13:00 – 18:00 スペイン語 (月) (水) 13:00 – 18:00 (火) 13:00 – 17:00 第2・3・4(木) 13:00-18:00</p>
	<p>Posto Sakai 堺職安</p>	<p>〒590-0028 Sakai-shi Mikunigaoka Miyukidōri 152 Sakai Joruno Biru 8-kai TEL 072-222-5049 〒590-0028 堺市三国ヶ丘御幸通 152 堺ジョルノビル 8階 TEL 072-222-5049</p>	<p>Português 5a 13:00 – 17:00 4a Indeterminado Espanhol 6a (1a, 2a e 3a semana do mês) Espanhol 13:00 – 17:00 ポルトガル語 (木) 13:00 – 17:00 (水) 不確定 スペイン語 第1・2・3(金) 13:00 – 17:00</p>

Hyōgo 兵庫県	Posto Kōbe	〒650-0025 Kōbe-shi Chūō-ku Aioi-chō 1-3-1 TEL 078-362-8609	5a 13:00 - 17:00 Português / Espanhol
	神戸職安	〒650-0025 神戸市中央区相生町 1-3-1	(木) 13:00 - 17:00 ポルトガル語/スペイン語
兵庫県	Posto Himeji	〒670-0947 Himeji-shi Hōjō Aza Nakamichi 250 TEL 0792-22-8609	4a, 6a 13:00 - 17:00 Português / Espanhol
	姫路職安	〒670-0947 姫路市北条字中道 250	(水) (金) 13:00 - 17:00 ポルトガル語/スペイン語
Nara 奈良県	Posto Work Plaza Nara	〒630-8115 Nara-shi Ōmiya-chō 4-296-1 Shiratori Bldg. 1-kai TEL 0742-36-8010	3a 13:00 - 17:00 Português
	ワークプラザ 奈良	〒630-8115 奈良市大宮町 4-296-1 白鳥ビル 1階	(火) 13:00 - 17:00 ポルトガル語
Okayama 岡山県	Posto Kurashiki Chuo	〒710-0834 Kurashiki-shi Sasaoki 1378-1 TEL 086-424-3333	4a 13:00 - 17:00 Português
	倉敷中央職安	〒710-0834 倉敷市笹沖 1378-1	(水) 13:00 - 17:00 ポルトガル語
	Posto Kurashiki Chūō (Filial Sōja)	〒719-1131 Sōja-shi Chūō 3-15-111 TEL 0866-92-6001	6a 13:00 - 17:00 Português
	倉敷中央職安 (総社出張所)	〒719-1131 総社市中央 3-15-111	(金) 13:00 - 17:00 ポルトガル語
Hiroshima 広島県	Posto Hiroshima	〒730-8513 Hiroshima-shi Naka-ku Kami-Hacchōbori 8-2 TEL 082-227-1644	2a a 5a 8:30 - 17:00 Português / Espanhol
	広島職安	〒730-8513 広島市中区上八丁堀 8-2	(月) ~ (木) 8:30 - 17:00 ポルトガル語/スペイン語
	Posto Fukuyama	〒720-8609 Fukuyama-shi Higashi Sakura-machi 3-12 TEL 0849-23-8609	2a, 4a, 6a 9:00 - 17:00 Português / Espanhol
	福山職安	〒720-8609 福山市東桜町 3-12	(月) (水) (金) 9:00 - 17:00 ポルトガル語/スペイン語

<p>Kagawa 香川県</p>	<p>Posto Takamatsu 高松職安</p>	<p>〒761-8566 Takamatsu-shi Hananomiya-chō 2-2-3 TEL 087-869-8609</p> <p>〒761-8566 高松市花ノ宮町 2-2-3</p>	<p>3a 8:30 – 12:00 5a 13:00 – 17:00 Português / Espanhol</p> <p>(火) 8:30 – 12:00 (木) 13:00 – 17:00 ポルトガル語/スペイン語</p>
-----------------------	---------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

DELEGACIA DE INSPEÇÃO DE NORMAS TRABALHISTAS

Lista dos Guichês de Consultas em português e espanhol Setor de Inspeção de Normas Trabalhistas do Departamento Regional de Trabalho e Delegacia de Inspeção de Normas Trabalhistas

外国語で相談できる窓口一覧

都道府県労働局労働基準部監督課及び労働基準監督署一覧

Delegacia de Inspeção de Normas Trabalhistas

É um órgão que pode ser procurado por trabalhadores com problemas trabalhistas, como não-pagamento de salário, dúvidas em relação à jornada de trabalho, higiene e saúde no trabalho, nas Seções de Inspeção de Normas Trabalhistas do Departamento Regional de Trabalho ou na Delegacia de Inspeção de Normas Trabalhistas, onde se pode saber também sobre o Seguro contra Acidentes de Trabalho.

(Possibilidade de mudança no atendimento. Por favor, ligar com antecedência e confirmar.)

Ibaraki (*) 茨城県	〒310-0061 Mito-shi, Kitami-chō 1-11 TEL 029-224-6214 〒310-0061 水戸市北見町 1-11	3a,6a 9:00 – 12:00, 13:00-17:00 [português, espanhol] (火) (金) 9:00 – 12:00, 13:00-17:00 [ポルトガル語/スペイン語]
Tochigi (*) 栃木県	〒320-0845 Utsunomiya-shi, Akebono-chō 1-4 Utsunomiya Dai 2 Chihō Gōdō Chōsha Akebono Chōsha 4-kai TEL 028-634-9115 〒320-0845 宇都宮市明保野町 1-4 宇都宮市第二地方合同庁舎明保野庁舎 4 階	2a 8:45 – 16:30 [português] Confirmar o atendimento por telefone (月) 8:45 – 16:30 [ポルトガル語] 相談に行く前に電話で 確認して下さい

<p>Ôtawara (**) 大田原</p>	<p>〒324-0041 Ôtawara-shi, Hon-chō 2-2828-19 TEL 0287-22-2279</p> <p>〒324-0041 大田原市本町 2-2828-19</p>	<p>5a (2a e 4a semana) 8:45 – 16:30 [português] Confirmar o atendimento por telefone</p> <p>第2・4 (木) 8:45 – 16:30 [ポルトガル語] 相談に行く前に電話で確認して下さい</p>
<p>Gunma 群馬県</p> <p>Ôta (**) 太田</p>	<p>〒373-0817 Ôta-shi, Iizuka-chō 104-1 TEL 0276-45-9920</p> <p>〒373-0817 太田市飯塚町 104-1</p>	<p>4a, 6a 9:00 – 17:00 [português] Necessário marcar hora</p> <p>(水) (金) 9:00 – 17:00 [ポルトガル語] 予約制</p>
<p>Kanagawa (*) 神奈川県</p>	<p>〒231-8434 Yokohama-shi, Naka-ku Kita-Nakadōri 5-57 Yokohama Da-ni Gōdō Chōsha 8-kai TEL 045-211-7351</p> <p>〒231-8434 横浜市中区北仲通 5-57 横浜市第二合同庁舎 8階</p>	<p>4a, 6a 9:00 – 16:30 [português, espanhol] Confirmar o atendimento por telefone</p> <p>(水) (金) 9:00 – 16:30 [ポルトガル語、スペイン語] 相談に行く前に電話で確認して下さい</p>
<p>Toyama 富山県</p> <p>Takaoka (**) 高岡</p>	<p>〒933-0062 Takaoka-shi, Ejiri Aza Muranaka 1193 TEL 0766-23-6446</p> <p>〒933-0062 高岡市江尻字村中 1193</p>	<p>3a, 5a 9:00 – 16:30 [português] Confirmar o atendimento por telefone</p> <p>(火) (木) 9:00 – 16:30 [ポルトガル語] 相談に行く前に電話で確認して下さい</p>

<p>Fukui (*)</p> <p>福井県</p>	<p>〒910-0019 Fukui-shi, Haruyama 1-1-54 Fukui Haruyama Gōdō Chōsha 9-kai TEL 0776-22-2652</p> <p>〒910-0019 福井市泰山 1-1-54 福井泰山合同庁舎 9 階</p>	<p>2a, 5a 9:00 – 12:00 13:00 – 17:00 [português]</p> <p>(月) (木) 9:00 – 12:00 13:00 – 17:00 [ポルトガル語]</p>
<p>Yamanashi</p> <p>山梨県</p> <p>Kōfu (**)</p> <p>甲府</p>	<p>〒400-8579 Kōfu-shi Shimo-lida 2-5-51 TEL 055-224-5611</p> <p>〒400-8579 甲府市下飯田 2-5-51</p>	<p>4a, 6a 9:00 – 12:00 13:00 – 16:00 [português, espanhol] Confirmar o atendimento por telefone</p> <p>(水) (金) 9:00 – 12:00 13:00 – 16:00 [ポルトガル語、スペイン語] 相談に行く前に電話で確認して下さい</p>
<p>Nagano (*)</p> <p>長野県</p>	<p>〒380-8572 Nagano-shi Naka-Gosho 1-22-1 Nagano Rōdō-Kyoku Sōgō Chōsha TEL 026-223-0553</p> <p>〒380-8572 長野市中御所 1-22-1 長野労働局総合庁舎</p>	<p>3a, 6a 9:00 – 17:00 [português] Confirmar o atendimento por telefone</p> <p>(火) (金) 9:00 – 17:00 [ポルトガル語] 相談に行く前に電話で確認して下さい</p>
<p>Gifu (*)</p> <p>岐阜県</p>	<p>〒500-8723 Gifu-shi Kinryū-chō 5-13 Gifu Gōdō Chōsha TEL 058-245-8102</p> <p>〒500-8723 岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎</p>	<p>[português] Confirmar o atendimento por telefone</p> <p>[ポルトガル語] 相談に行く前に電話で確認して下さい</p>

<p>Shizuoka (*)</p> <p>静岡県</p>	<p>〒420-8639 Shizuoka-shi,Aoi-ku Ōtemachi 9-50 Shizuoka Chihō Gōdō Chōsha 3-kai TEL 054-254-6352</p> <p>〒420-8639 静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎 3 階</p>	<p>2a, 4a, 5a,6a [português] 4a, 5a[espanhol] 9:00 – 12:00 13:00 – 16:00</p> <p>(月) (水) (木) (金) [ポルトガル語] (水) (木) [スペイン語] 9:00 – 12:00 13:00 – 16:00</p>
<p>Hamamatsu (**)</p> <p>浜松</p>	<p>〒432-8026 Hamamatsu-shi, Motouo-chō 146 TEL 053-456-8147</p> <p>〒432-8026 浜松市元魚町 146</p>	<p>2a a 6a 9:00 – 16:00 [português]</p> <p>(月) ~ (金) 9:00 – 16:00 [ポルトガル語]</p>
<p>Iwata (**)</p> <p>磐田</p>	<p>〒438-8585 Iwata-shi, Mitsuke 3599-6 Iwata Chihō Gōdō Chōsha TEL 0538-32-2205</p> <p>〒438-8585 磐田市見附 3599-6 磐田地方合同庁舎</p>	<p>2a, 5a 9:00 – 16:00 [português] Confirmar o atendimento por telefone</p> <p>(月) (木) 9:00 – 16:00 [ポルトガル語] 相談に行く前に電話で確認して下さい</p>
<p>Aichi (*)</p> <p>愛知県</p>	<p>〒460-8507 Nagoya-shi, Naka-ku San-no-maru 2-5-1 Nagoya Gōdō Chōsha Dai 2 gō-kan 2-kai TEL 052-972-0253</p> <p>〒460-8507 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第二号館 2 階</p>	<p>3a a 6a 10:00 – 12:00 13:00 – 16:00 [português / espanhol]</p> <p>(火) ~ (金) 10:00 – 12:00 13:00 – 16:00 [ポルトガル語/スペイン語]</p>

<p>Toyohashi (**)</p> <p>豊橋</p>	<p>〒440-0884 Toyohashi-shi, Daikoku-chō 111 Toyohashi Chihō Gōdō Chōsha 6-kai TEL 0532-54-1191</p> <p>〒440-0884 豊橋市大因町 111 豊橋地方合同庁舎 6 階</p>	<p>3a, 5a 10:00 – 12:00 13:00 – 16:00 [português / espanhol]</p> <p>(火) (木) 10:00 – 12:00 13:00 – 16:00 [ポルトガル語/スペイン語]</p>
<p>Mie (*)</p> <p>三重県</p>	<p>〒514-8524 Tsu-shi, Shimazaki-chō 327-2 Tsu Dai 2 Chihō Gōdō Chōsha 4 kai TEL 059-226-2106</p> <p>〒514-8524 津市島崎町 327-2 津第二地方合同庁舎 4 階</p>	<p>3a, 6a 10:00 – 12:00 13:00 – 16:00 [português / espanhol] Confirmar o atendimento por telefone</p> <p>(火) (金) 10:00 – 12:00 13:00 – 16:00 [ポルトガル語/スペイン語] 相談に行く前に電話で確認して下さい</p>
<p>Shiga 滋賀県</p> <p>Higashi Ōmi(**) 東近江</p>	<p>〒527-8554 Higashi Ōmi-shi Yōkaichi Midori-machi 8-14 TEL 0748-22-0394</p> <p>〒527-8554 東近江市八日市緑町 8-14</p>	<p>3a, 5a 9:00 – 16:00 [português]</p> <p>(火) (木) 9:00 – 16:00 [ポルトガル語]</p>
<p>Osaka (*)</p> <p>大阪府</p>	<p>〒540-8527 Ōsaka-shi, Chūō-ku Ōtemae 4-1-67 Ōsaka Gōdō Chōsha Dai 2 gō-kan TEL 06-6949-6490</p> <p>〒540-8527 大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第二号館</p>	<p>4a, 5a 10:00 – 16:00 [português] Confirmar o Atendimento por telefone</p> <p>(水) (木) 10:00 – 16:00 [ポルトガル語] 相談に行く前に電話で確認して下さい</p>

Okayama (*)	〒700-8611 Okayama-shi Shimo-Ishii 1-4-1 Okayama Dai 2 Gōdō Chōsha TEL 086-225-2015	2a 9:00 – 16:00 [português]
岡山県	〒700-8611 岡山市下石井 1-4-1 岡山第二合同庁舎	(月) 9:00 – 16:00 [ポルトガル語]
Hiroshima (*)	〒730-8538 Hiroshima-shi Naka-ku Kami-Hacchōbori 6-30 Hiroshima Gōdō Chōsha 2 gō-kan TEL 082-221-9242	4a, 6a 8:30 – 16:30 [português / espanhol]
広島 (*)	〒730-8538 広島市中区八丁堀 6-30 広島合同庁舎 二号館	(水) (金) 8:30 – 16:30 [ポルトガル語/スペイン語]

(*) Setor de Inspeção do Departamento de Normas Trabalhistas

都道府県労働局労働基準部監督課

(**) Delegacia de Inspeção de Normas Trabalhistas

労働基準監督署

**CENTRO DE INFORMAÇÕES GERAIS DA SEÇÃO DE SUPERVISÃO
DA IMIGRAÇÃO**

外国人在留総合インフォメーションセンター一覧

<p>Tōkyō 東京</p>	<p>〒108-8255 Tokyo-to Minato-ku Kōnan 5-5-30 TEL 03-5796-7112</p> <p>〒108-8255 東京都港区港南 5-5-30</p>	<p>2a a 6a 9:30~12:00,13:00~16:00 português/espanhol</p> <p>(月)~(金) 9:30~12:00,13:00~16:00 ポルトガル語/スペイン語</p>
<p>Ōsaka 大阪</p>	<p>〒540-0012 Ōsaka-fu Ōsaka-shi Chuō-ku Tanimachi 2-1-17 TEL 06-6941-3701/2</p> <p>〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17</p>	<p>2a, 3a, 5a, 6a português 2a a 6a espanhol 9:00~12:00,13:00~16:00</p> <p>(月)(火)(木)(金) ポルトガル語 (月)~(金) スペイン語 9:00~12:00,13:00~16:00</p>
<p>Nagoya 名古屋</p>	<p>〒460-8582 Aichi-ken Nagoya-shi Naka-ku Nishiki 2-2-13 Nagoya Center Biru 3-kai TEL 052-223-7336/7</p> <p>〒460-8582 愛知県名古屋市中区錦 2-2-13 名古屋センタービル 3階</p>	<p>2a a 6a 9:30~12:00,13:00~16:00 português/espanhol</p> <p>(月)~(金) 9:30~12:00,13:00~16:00 ポルトガル語/スペイン語</p>
<p>Yokohama 横浜</p>	<p>〒231-0023 Kanagawa-ken Yokohama-shi Naka-ku Yamashita-chō 37-9 Yokohama Chihō Gōdō Chōsha-nai TEL 045-651-2851/2</p> <p>〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町 37-9 横浜地方合同庁舎内</p>	<p>2a a 6a 9:00~12:00,13:00~16:00 português/espanhol</p> <p>(月)~(金) 9:00~12:00,13:00~16:00 ポルトガル語/スペイン語</p>
<p>Fukuoka 福岡</p>	<p>〒812-0003 Fukuoka-ken Fukuoka-shi Hakata-ku Shimo Usui 778-1 Fukuoka Kūkō Kokunai-sen Dai-3 Taminaru Biru-nai TEL 092-626-5100</p> <p>〒812-0003 福岡県福岡市博多区下臼井 778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内</p>	<p>4a, 5a, 6a português 2a a 6a espanhol 9:00~12:00,13:00~16:00</p> <p>(水)(木)(金)ポルトガル語 (月)~(金) スペイン語 9:00~12:00,13:00~16:00</p>

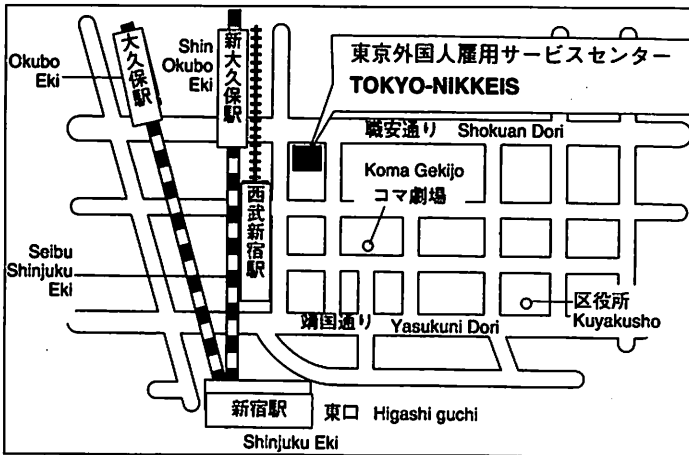
<p>Kōbe 神戸</p>	<p>〒650-0024 Hyōgo-ken Kōbe-shi Chūō-ku Kaigan-dōri 29 Kōbe Chihō Gōdō Chōsha 2-kai TEL 078-326-5141</p> <p>〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎 2 階</p>	<p>3a, 5a português 4a espanhol 9:00～12:00,13:00～16:00</p> <p>(火) (木) ポルトガル語 (水) スペイン語 9:00～12:00,13:00～16:00</p>
<p>Hiroshima 広島</p>	<p>〒730- 0012 Hiroshima-ken Hiroshima-shi Naka-ku Kami-Hacchōbori 6-30 Hiroshima Gōdō Chōsha 2 gō-kan 11-kai TEL 082-502-6060</p> <p>〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 11 階</p>	<p>Dia Indefinido, 3 vezes por semana [espanhol] 9:00～12:00,13:00～16:00</p> <p>週 3 回 曜日不定、問い合わせの こと スペイン語 9:00～12:00,13:00～16:00</p>
<p>Sendai 仙台</p>	<p>〒983-0842 Miyagi-ken Sendai-shi Miyagino-ku Gorin 1-3-20 Sendai Dai 2 Chihō Hōmu Gōdō Chōsha -nai TEL 022-298-9014</p> <p>〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-20 仙台第二地方務合同庁舎内</p>	<p>4a espanhol 9:00～12:00,13:00～16:00</p> <p>(水) スペイン語 9:00～12:00,13:00～16:00</p>

MAPA DOS "NIKKEIS"
(Consultas sobre a Vida Trabalhista)

NIKKEIS(職業生活相談窓口)案内

CENTRO DE ASSISTÊNCIA DE EMPREGOS PARA ESTRANGEIROS EM TOKYO
TOKYO-NIKKEIS

東京外国人雇用サービスセンター
東京ニッケイズ



Endereço: 〒160-8489 Tokyo, Shinjuku-ku, Kabuki-chō 2-42-10 3F
Hello Work Shinjuku (Kabuki-chō Chosha)

TEL: 03-3204-8614 (Português) 03-3204-8618 (Espanhol)

FAX: 03-3204-8619

E-mail: tokyo-nikkeis-p@mbm.nifty.com (consultas em português)
tokyo-nikkeis-s@mbm.nifty.com (consultas em espanhol)

Expediente: [português e espanhol] Segunda a Sexta
(Não atendemos aos sábados, domingos e feriados).
Das 9:00 às 17:00

Estação mais próxima:

Estação de Seibu Shinjuku, saída norte, 1 minuto a pé.

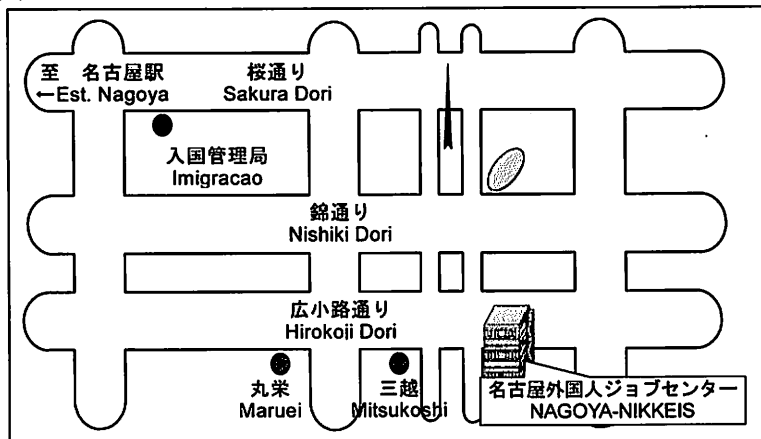
Estação de Shinjuku JR, saída leste, 10 minutos a pé.

Estação de Shin-Okubo JR, 8 minutos a pé.

CENTRO DE EMPREGOS (JOB CENTER) PARA ESTRANGEIROS EM NAGOYA
NAGOYA-NIKKEIS

名古屋外国人ジョブセンター

名古屋ニッケイズ



Endereço: 〒460-0008 Nagoya-shi Naka-ku Sakae 4-1-1 Chûniti-biru
12 kai

TEL: 052-264-1901

FAX: 052-249-0033

Expediente: [português e espanhol] Segunda a Sexta

(Não atendemos aos sábados, domingos e feriados).

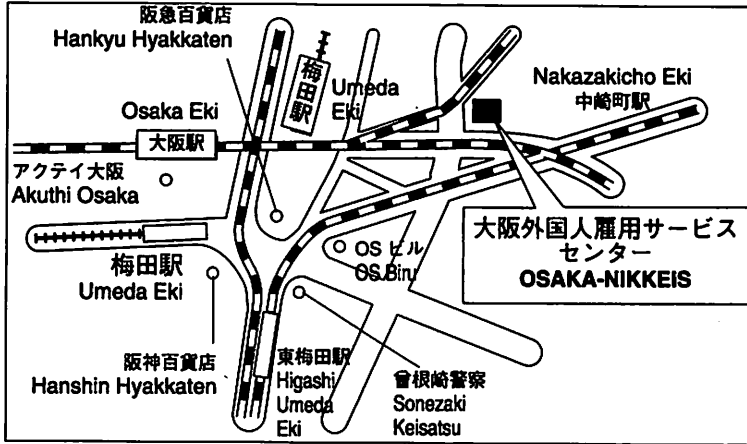
Das 9:30 às 16:30

Estação mais próxima:

Estação de Sakae da linha Tōzan ou da linha Meijō, saída 12 ou 13.

CENTRO DE ASSISTÊNCIA DE EMPREGOS PARA ESTRANGEIROS EM OSAKA
OSAKA-NIKKEIS

大阪外国人雇用サービスセンター
大阪ニッケイズ



Endereço: 〒530-0015 Osaka, Osaka-shi, Kita-ku, Nakazaki-Nishi 2-4-12
Umeda Center Biru 9F

TEL: 06-6485-6141
FAX: 06-6485-6144

Expediente: [português] Segunda a Sexta Das 13:00 às 18:00
[espanhol] Segunda Das 13:00 às 18:00
Terça Das 13:00 às 17:00
Quarta Das 13:00 às 18:00
Quinta (2a, 3a e 4a semana) Das 13:00 às 18:00
(Não atendemos aos sábados, domingos e feriados).

Estação mais próxima:

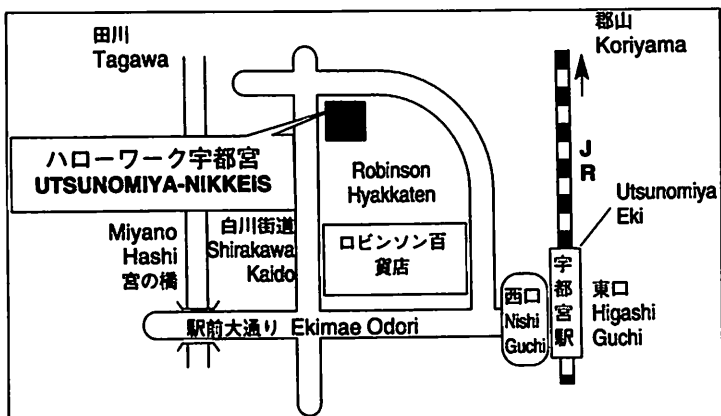
Estação de Umeda de Hankyu, estação de Umeda (metrô), estação de Higashi-Umeda (metrô), 6 minutos a pé.

Estação de Umeda de Hanshin, estação de Osaka da JR, estação de Nishi-Umeda (metrô), 9 minutos a pé.

Estação de Nakazaki-cho (metrô), 4 minutos a pé.

UTSUNOMIYA-NIKKEIS

宇都宮ニッケイズ



Endereço: 〒321-0964 Tochigi, Utsunomiya-shi, Ekimaedori 1-3-1
Fumixstem Biru 2F Hello Work Utsunomiya Eki-mae Plaza

TEL: 028-623-8609

FAX: 028-623-8600

Expediente: [português e espanhol] Segunda a Sexta

(Não atendemos aos sábados, domingos e feriados).

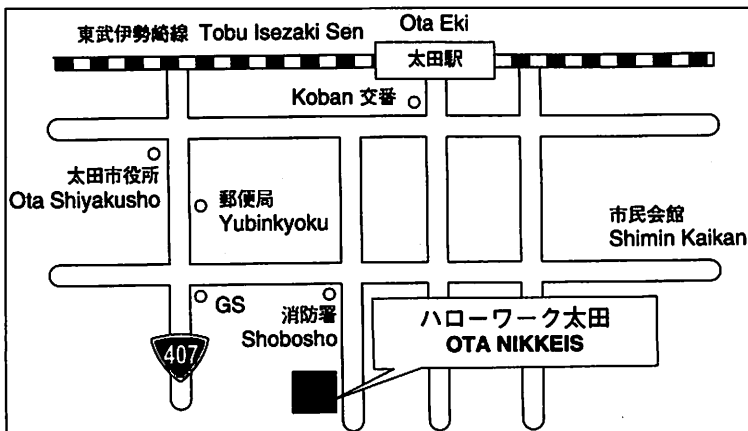
Das 9:30 às 16:30

Estação mais próxima:

Estação de Utsunomiya JR, saída oeste, 3 minutos a pé.

OTA-NIKKEIS

太田ニッケイズ



Endereço: 〒373-0851 Gunma, Ota-shi, lida-cho 893 Hello Work Ota

Expediente: Consultas sobre a Vida Trabalhista

TEL: 0276-60-3192

FAX: 0276-60-3193

[português] Terça e Sexta [espanhol] Segunda e Quarta
(Não atendemos aos sábados, domingos e feriados).

Das 10:00 às 17:00

Apresentação de Trabalho

TEL: 0276-46-8609

FAX: 0276-48-0096

[português e espanhol] Terça, Quarta e Sexta
(Não atendemos aos sábados, domingos e feriados).

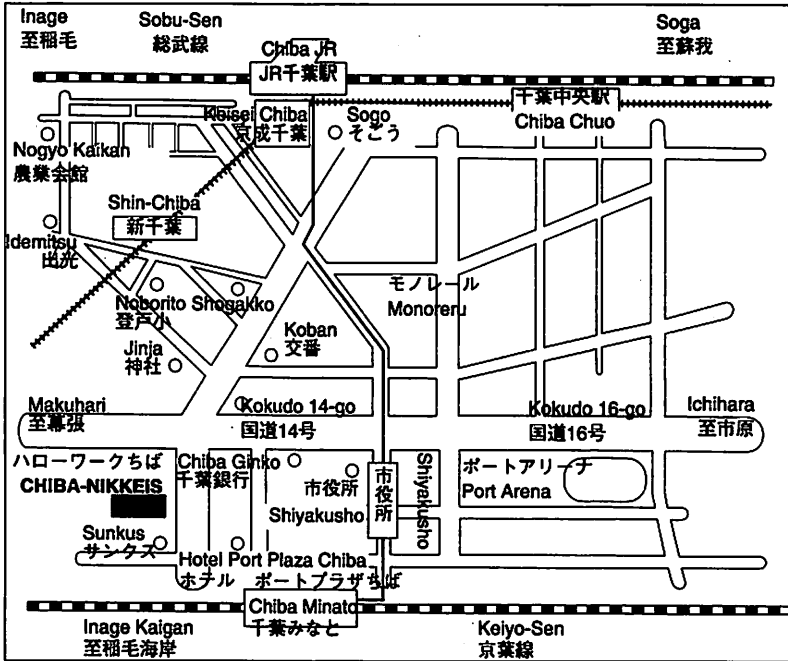
Das 9:00 às 14:00

Estação mais próxima:

Estação de Ota da Tobu (linha Isezaki), 15 minutos a pé.

CHIBA-NIKKEIS

千葉ニッケイズ



Endereço: 〒261-0001 Chiba, Chiba-shi, Mihama-ku, Saiwai-cho 1-1-3
Hello Work Chiba

Expediente:

Consultas sobre a Vida Trabalhista

TEL: 043-238-1241

FAX: 043-204-6188

[português] Quarta e Quinta

[espanhol] Segunda e Terça

Das 9:30 às 16:30

Apresentação de Trabalho

TEL: 043-242-1181

FAX: 043-204-6188

[português] Terça

[espanhol] Sexta

Das 10:30 às 15:30

(Não atendemos aos sábados, domingos e feriados).

Estação mais próxima:

Estação de Chiba JR, linha Sobu, 14 minutos a pé.

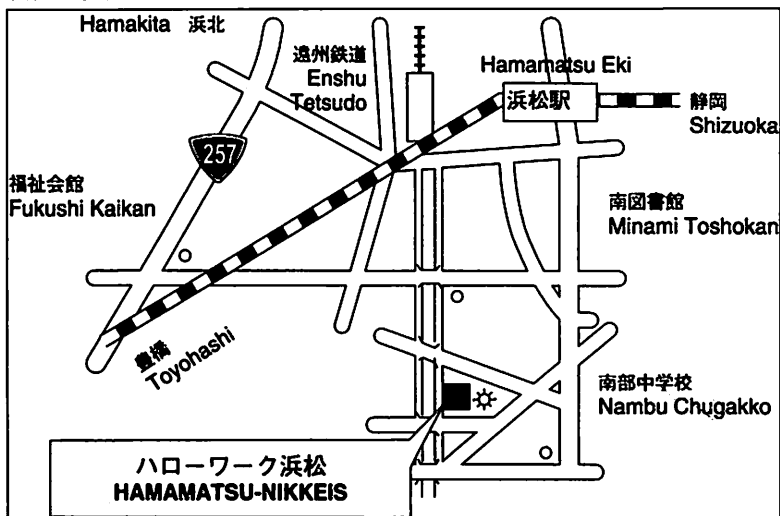
Estação de Chiba Minato, linha Keiyo, 7 minutos a pé.

Estação de Shin-Chiba, linha Keisei, 5 minutos a pé.

Estação Shiyakusho, monotrilho, 7 minutos a pé.

HAMAMATSU-NIKKEIS

浜松ニックケイズ



Endereço: 〒432-8537 Shizuoka, Hamamatsu-shi, Asada-cho 50-2

Hello Work Hamamatsu

TEL: 053-457-1622

FAX: 053-457-5110

Expediente: [português e espanhol] Segunda a Sexta

(Não atendemos aos sábados, domingos e feriados).

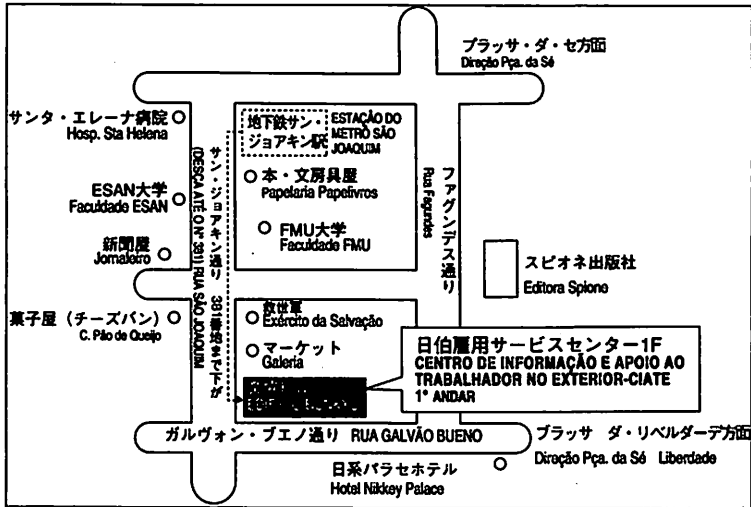
Das 9:00 às 16:00 (exceto no horário das 12:00 às 13:00)

Estação mais próxima:

Estação de Hamamatsu JR, saída sul, 15 minutos a pé.

CENTRO DE INFORMAÇÃO E APOIO AO TRABALHADOR NO EXTERIOR (CIATE)

日伯雇用サービスセンター



Sede: Rua São Joaquim, 381 1° andar sala 11

Liberdade - São Paulo - SP Brasil CEP 01508-900

(Estação São Joaquim, 5 minutos a pé da SAÍDA)

TEL. 011-3207-9014 / 011-3209-0838

FAX. 011-3209-1982

Expediente: das 9:00 às 17:30

(Não atendemos aos sábados, domingos e feriados)

Home Page: <http://www.ciate.org.br>

LISTA DAS EMBAIXADAS E DOS CONSULADOS NO JAPÃO

大使館及び（総）領事館

• Argentina (アルゼンチン)	
Embaixada (大使館)	TEL. 03-5420-7101
Consulado Geral (総領事館)	TEL. 03-5420-7107
〒106-0046 Tōkyō Minato-ku Moto-Azabu 2-14-14	
• Bolívia (ボリビア)	
Embaixada (大使館)	TEL. 03-3499-5441
〒106-0031 Tōkyō Minato-ku Nishi-Azabu 4-12-24	
Dai-38 Kōwa Biru 8-kai 804-shitsu	
• Brasil (ブラジル)	
Embaixada (大使館)	TEL. 03-3404-5211
〒107-8633 Tōkyō Minato-ku Kita-Aoyama 2-11-12	
Consulado Geral (Tōkyō) (総領事館)	TEL. 03-5488-5451
〒141-0022 Tōkyō Shinagawa-ku Higashi-Gotanda 1-13-12 Gotanda Fuji Biru 2-kai	
Consulado Geral (Nagoya) (総領事館)	TEL. 052-222-1077/8
〒460-0002 Nagoya Naka-ku Marunouchi 1-10-29 Shirakawa Dai-8 Biru 2-kai	
• Chile (チリ)	
Embaixada / Consulado Geral (大使館・総領事館)	TEL. 03-3452-7561
〒105-0014 Tōkyō Minato-ku Shiba 3-1-14 Nihon Seimei Akabanebashi Biru 8-kai	
• Colômbia (コロンビア)	
Embaixada (大使館)	TEL. 03-3440-6451
Seção Consular (領事部)	TEL. 03-3440-6491
〒141-0021 Tōkyō Shinagawa-ku Kami-Ōsaki 3-10-53	
• Costa Rica (コスタ・リカ)	
Embaixada (大使館)	TEL. 03-3486-1812
〒106-0031 Tōkyō Minato-ku Nishi-Azabu 4-12-24 Dai-38 Kōwa Biru 9-kai 901-shitsu	
• Cuba (キューバ)	
Embaixada (大使館)	TEL. 03-5570-3182
〒106-0044 Tōkyō Minato-ku Higashi-Azabu 1-28-4	
• Equador (エクアドル)	
Embaixada (大使館)	TEL. 03-3499-2800
〒106-0031 Tōkyō Minato-ku Nishi-Azabu 4-12-24 Dai-38 Kōwa Biru 8-kai 806-shitsu	
• El Salvador (エル・サルバドル)	
Embaixada (大使館)	TEL. 03-3499-4461
〒106-0031 Tōkyō Minato-ku Nishi-Azabu 4-12-24 Dai-38 Kōwa Biru 8-kai 803-shitsu	

<ul style="list-style-type: none"> ・ Guatemala (グアテマラ) 	
Embaixada (大使館)	TEL. 03-3400-1830
〒106-0031 Tōkyō Minato-ku Nishi-Azabu 4-12-24	
Dai-38 Kōwa Biru 9-kai 905-shitsu	
<ul style="list-style-type: none"> ・ Haiti (ハイチ) 	
Embaixada (大使館)	TEL. 03-3486-7070
Consulado Geral (総領事館)	TEL. 03-3486-7096
〒106-0031 Tōkyō Minato-ku Nishi-Azabu 4-12-24	
Dai-38 Kōwa Biru 9-kai 906-shitsu	
<ul style="list-style-type: none"> ・ Honduras (ホンジュラス) 	
Embaixada (大使館)	TEL. 03-3409-1150
〒106-0031 Tōkyō Minato-ku Nishi-Azabu 4-12-24	
Dai-38 Kōwa Biru 8-kai 802-shitsu	
<ul style="list-style-type: none"> ・ Jamaica (ジャマイカ) 	
Embaixada (大使館)	TEL. 03-3435-1861
〒105-0002 Tōkyō Minato-ku Atago 1-1-11	
Toranomom Hassoku Biru 2-kai	
<ul style="list-style-type: none"> ・ México (メキシコ) 	
Embaixada (大使館)	TEL. 03-3581-1131
〒100-0014 Tōkyō Chiyoda-ku Nagata-chō 2-15-1	
Seção Consular (Tōkyō) (領事部)	TEL. 03-3580-2961/2
〒100-0014 Tōkyō Chiyoda-ku Nagata-chō 2-15-2	
<ul style="list-style-type: none"> ・ Nicarágua (ニカラグア) 	
Embaixada (大使館)	TEL. 03-3499-0400
〒106-0031 Tōkyō Minato-ku Nishi-Azabu 4-12-24	
Dai-38 Kōwa Biru 9-kai 903-shitsu	
<ul style="list-style-type: none"> ・ Panamá (パナマ) 	
Embaixada (大使館)	TEL. 03-3499-3741
〒106-0031 Tōkyō Minato-ku Nishi-Azabu 4-12-24	
Dai-38 Kōwa Biru 9-kai 902-shitsu	
Consulado Geral (総領事館)	TEL. 03-3499-3661
〒106-0031 Tōkyō Minato-ku Nishi-Azabu 4-12-24	
Dai-38 Kōwa Biru 8-kai 805-shitsu	
<ul style="list-style-type: none"> ・ Paraguai (パラグアイ) 	
Embaixada (大使館)	TEL. 03-3443-9703
〒141-0021 Tōkyō Shinagawa-ku Kami-Ōsaki 3-12-9	
<ul style="list-style-type: none"> ・ Peru (ペルー) 	
Embaixada (大使館)	TEL. 03-3406-4243
〒150-0011 Tōkyō Shibuya-ku Higashi 4-4-27	
Consulado Geral (総領事館)	TEL. 03-5793-4444/5
〒141-0022 Tōkyō Shinagawa-ku Higashi-Gotanda 1-13-12	
Gotanda Fuji Biru 6-kai	
<ul style="list-style-type: none"> ・ República Dominicana (ドミニカ共和国) 	
Embaixada (大使館)	TEL. 03-3499-6020
Consulado Geral (総領事館)	TEL. 03-3499-6010
〒106-0031 Tōkyō Minato-ku Nishi-Azabu 4-12-24	
Dai-38 Kōwa Biru 9-kai 904-shitsu	

• Uruguai (ウルグアイ)
Embaixada (大使館) TEL. 03-3486-1888
〒106-0031 Tōkyō Minato-ku Nishi-Azabu 4-12-24
Dai-38 Kōwa Biru 9-kai 908-shitsu

• Venezuela (ベネズエラ)
Embaixada (大使館) TEL. 03-3409-1501
〒106-0031 Tōkyō Minato-ku Nishi-Azabu 4-12-24
Dai-38 Kōwa Biru 7-kai 703-shitsu

弁護士会一覧表

弁護士会名	〒	住 所	TEL.
東京	100-0013	千代田区霞ヶ関 1-1-3	03-3581-2206
第一東京	100-0013	千代田区霞ヶ関 1-1-3	03-3595-8585
第二東京	100-0013	千代田区霞ヶ関 1-1-3	03-3581-2255
横浜	231-0021	横浜市中区日本大通 9	045-211-7707
埼玉	336-0063	さいたま市浦和区高砂 4-7-20	048-863-5255
千葉県	260-0013	千葉市中央区中央 4-13-12	043-227-8431
茨城県	310-0062	水戸市大町 2-2-75	029-221-3501
栃木県	320-0036	宇都宮市小幡 2-7-13	028-622-2008
群馬	371-0026	前橋市大手町 3-6-6	027-233-4804
静岡県	420-0853	静岡市追手町 10-80	054-252-0008
山梨県	400-0032	甲府市中央 1-8-7	055-235-7202
長野県	380-0872	長野市妻科 432	026-232-2104
新潟県	951-8126	新潟市学校町通一番町 1	025-222-3765
大阪	530-0047	大阪市北区西天満 2-1-2	06-6364-1236
京都	604-0971	京都市中京区宮小路通丸太町下ル	075-231-2335
兵庫県	650-0016	神戸市中央区橋通 1-4-3	078-341-7061
奈良	630-8213	奈良市登大路町 5	0742-22-2035
滋賀	520-0051	大津市梅林 1-3-3	077-522-2013
和歌山	640-8144	和歌山市四番丁 5 番地	073-422-4580
名古屋 (愛知)	460-0001	名古屋市中区三の丸 1-4-2	052-203-1651
三重	514-0032	津市中央 3-23	059-228-2232
岐阜県	500-8811	岐阜市礎詰町 22	058-265-0020
福井	910-0023	福井市順化 1-24-43 ストークビル福井一番館 3 階	0776-23-5255
金沢	920-0937	金沢市丸の内 7-2	076-221-0242
富山県	939-8202	富山市西田地方町 2-7-5	076-421-4811
広島	730-0012	広島市中区上八丁堀 2-66	082-228-0230
山口県	753-0045	山口市黄金町 2-15	083-922-0087
岡山	700-0807	岡山市南方 1-8-29	086-223-4401
鳥取県	680-0011	鳥取市東町 2-221	0857-22-3912
島根県	690-0886	松江市母衣町 55-4 松江商工会議所ビル 7 階	0852-21-3225
福岡県	810-0043	福岡市中央区城内 1-1	092-741-6416
佐賀県	840-0833	佐賀市中の小路 4-16	0952-24-3411
長崎県	850-0875	長崎市栄町 1-25 長崎 MS ビル 4 階	095-824-3903
大分県	870-0047	大分市中島西 1-3-14	097-536-1458
熊本県	860-0078	熊本市京町 1-13-11	096-325-0913
鹿児島県	892-0815	鹿児島市山下町 13-47	099-226-3765
宮崎県	880-0803	宮崎市旭 1-8-28	0985-22-2466
沖縄	900-0023	那覇市楚辺 1-5-15	098-833-5545
仙台 (宮城)	980-0811	仙台市青葉区一番町 1-17-20	022-223-1001
福島県	960-8115	福島市花園町 5-45	024-534-2334
山形県	990-0042	山形市七日町 1-4-47	023-622-2234
岩手	020-0022	盛岡市内丸 9-1	019-651-5095
秋田	010-0951	秋田市山王 6-2-7	018-862-3770
青森県	030-0861	青森市長島 1-3-17 阿保歯科ビル 3 階	017-777-7285
札幌	060-0001	札幌市中央区北一条西 10-1-7 札幌弁護士会館	011-281-2428
函館	040-0031	函館市上新川町 1-3	0138-41-0232
旭川	070-0901	旭川市花咲町 4	0166-51-9527
釧路	085-0824	釧路市柏木町 4-3	0154-41-0214
香川県	760-0033	高松市寿町 2-3-11	087-822-3693
徳島県	770-0854	徳島市徳島本町 2-32	088-652-5768
高知	780-0928	高知市越前町 1-5-7	088-872-0324
愛媛	790-0003	松山市三番町 4-8-8	089-941-6279

AMDA - CENTRO INTERNACIONAL DE INFORMAÇÃO MÉDICA

AMDA 国際医療情報センター

AMDA – Centro Internacional de Informações Médicas de Tōkyō
(センター東京)

TEL. 03-5285-8088

Consultas em português (ポルトガル語)

Segunda, Quarta e Sexta (月)(水)(金)

Consultas em espanhol (スペイン語)

Segunda a Sexta (月) ~ (金)

Horário (時間) : 9:00 ~ 17:00

AMDA – Centro Internacional de Informações Médicas de Kansai
(センター関西)

TEL. 06-4395-0555

Consultas em português (ポルトガル語)

Dias indeterminados,

ligar para confirmar o dia de atendimento

Horário (時間) : 11:00 ~ 15:00

Consultas em espanhol (スペイン語)

Segunda a Sexta (月) ~ (金)

Horário (時間) : 9:00 ~ 17:00

LINHA DE APOIO AO LATINO (LAL)

**Consultas sobre Saúde Mental, Depressão e
Dificuldades da vida no Japão**

— Não Sofra Sózinho(a) —

Atendimento em Português

*** Inochi no Denwa, Yokohama (ポルトガル語・横浜いのちの電話)**

TEL 045-336-2488

4ª feira (水) 10:00~21:00

Sábado (土) 12:00~21:00

*** Inochi no Denwa, Hamamatsu (ポルトガル語・浜松いのちの電話)**

TEL 053-474-0333

6ª feira (金) 19:30~21:30

Atendimento em Espanhol

*** Inochi no Denwa, Yokohama (スペイン語・横浜いのちの電話)**

TEL 045-336-2477

4ª feira (水) 10:00~14:00, 19:00~21:00

5ª feira, 6ª feira (木・金) 19:00~21:00

Sábado (土) 12:00~21:00

GUIA PARA TRABALHADORES NIKKEIS

Data de edição: março de 2006

Publicação: Centro de Assistência de Empregos para Estrangeiros em TOKYO

**Impressão: Informações: Centro de Assistência de Empregos para Nikkeis em
TOKYO (TOKYO-NIKKEIS)**

〒160-8489 Tokyo-to Shinjuku-ku Kabuki-chô 2-42-10

TEL: 03-3204-8614

日本で働く日系人のためのガイドブック

発行日：2006年3月

発行：東京外国人雇用サービスセンター

印刷：

問い合わせ先 東京日系人雇用サービスセンター（東京ニッケイズ）

〒160-8489 東京都新宿区歌舞伎町 2-42-10

TEL: 03-3204-8614

**非 売 品
VENDA PROIBIDA**